

令和 8 年第452回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 6 日 開 会

令和 8 年 3 月 17日 閉 会

矢 吹 町 議 会

令和8年第452回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
議員派遣報告	5
組合議会報告	5
町政報告並びに施政方針	5
議案の上程、説明（議案第2号～議案第16号）	13
散会の宣告	17

第 2 号 (3月9日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
梅 宮 美和子 議員	21
富 永 創 造 議員	27
小 島 紀 子 議員	40
芳 賀 慎 也 議員	55
散会の宣告	64

第 3 号 (3月10日)

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
職務のため出席した者の職氏名	6 8
開議の宣告	6 9
一般質問	6 9
鈴木 浩 一 議員	6 9
高 久 美 秋 議員	7 6
発言の訂正	9 0
三 村 正 一 議員	9 0
会議時間の延長	1 1 0
青 山 英 樹 議員	1 1 0
総括質疑	1 2 9
議案・陳情の付託	1 2 9
散会の宣告	1 3 0

第 4 号 (3月17日)

議事日程	1 3 1
本日の会議に付した事件	1 3 2
出席議員	1 3 2
欠席議員	1 3 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 2
職務のため出席した者の職氏名	1 3 2
開議の宣告	1 3 4
議事日程の報告	1 3 4
議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 4
議案第2号、第3号、第5号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 5
議案第6号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号の委員長報告、 質疑、討論、採決	1 3 7
議案第7号、第8号、第9号、第10号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 1
議案第10号に対する修正動議	1 4 4

議案第 7 号、第 8 号、第 9 号の討論、採決	1 4 6
議案第 1 0 号の討論、採決	1 4 6
日程の追加	1 5 3
同意第 1 号の上程、説明、採決	1 5 3
諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 5 4
諮問第 2 号の上程、説明、採決	1 5 5
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
日程の追加	1 5 7
議長辞職の件	1 5 7
日程の追加	1 5 8
選挙第 1 号 議長選挙	1 5 8
議長就任の承諾及び挨拶	1 6 0
日程の追加	1 6 0
副議長辞職の件	1 6 0
日程の追加	1 6 1
選挙第 2 号 副議長選挙	1 6 1
副議長就任の承諾及び挨拶	1 6 3
日程の追加	1 6 3
議席の一部変更	1 6 3
選任第 1 号 常任委員会委員の選任について	1 6 4
選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	1 6 5
選任第 3 号 議会広報編集委員会委員の選任について	1 6 5
日程の追加	1 6 6
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件	1 6 6
日程の追加	1 6 7
選挙第 3 号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙	1 6 7
閉会中の継続審査の申出について	1 6 8
副町長挨拶	1 6 8
閉会の宣告	1 6 9
署名議員	1 7 1

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和8年第452回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和8年3月6日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告並びに施政方針

日程第 5 議案の上程

議案第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・
第12号・第13号・第14号・第15号・第16号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭	副 町 長	鈴 木 一 史
教 育 長	大 杉 和 規	代表監査委員	佐 藤 昇 一
総 務 課 長	正 木 孝 也	企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一

まちづくり 推 進 課 長	神 山 義 久	会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦
税 務 課 長	渡 辺 憲 二	保健福祉課長	山 野 辺 幸 徳
農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	鈴 木 辰 美	商工観光課長	柏 村 秀 一
都市整備課長	有 松 泰 史	上下水道課長	小 磯 剛
行政管理監兼 危機管理監兼 政 策 管 理 監	阿 部 正 人	教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊
生涯学習課長	西 山 貴 夫	子育て支援 課 長	小 椋 勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	次 長	鈴 木 直 人
--------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第452回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、矢吹町議会会議規則第120条の規定により、

8番 三 村 正 一 議員

9番 鈴 木 隆 司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 皆さん、おはようございます。

第452回矢吹町議会定例会が本日3月6日に招集になりました。それに先立ちまして、3月4日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について、企画・デジタル推進課、国井課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程については、議会事務局、氏家局長から説明を求め協議をいたしました。その結果、会期を本日3月6日から3月17日までとし、会議日程については、お手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにさせていただきますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は

本日3月6日から3月17日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月6日から3月17日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査結果報告書、陳情文書表、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会及び福島県町村議会議長会令和7年度第2回定期総会における議案書等の写し並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの12月定例会において議決されました発議第4号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書、発議第5号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書、発議第6号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書につきましては、令和7年12月12日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（藤井源喜議長） これより例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

佐藤昇一代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一代表監査委員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、11月分と12月分を1月22日に、1月分を2月26日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月23日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わりにします。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎組合議会報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、私から、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

初めに、令和7年12月24日に開催されました令和7年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。

提出されました議案は4件であります。

内容につきましては、議案第15号の条例改正につきましては、原案のとおり可決されました。

また、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和7年度一般会計補正予算及び水道用水供給事業会計補正予算であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、令和8年2月27日に開催されました令和8年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会に提出されました議案は6件であります。

内容につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合火災予防条例の一部を改正する条例、白河地方広域市町村圏整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の2件と令和7年度一般会計補正予算及び令和7年度水道用水供給事業会計補正予算、令和8年度一般会計予算及び令和8年度水道用水供給事業会計予算の予算関連4件であり、それぞれ原案のとおり議決されました。

次に、令和8年2月25日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告いたします。

議会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第77回定期総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者の各受賞者へ表彰伝達が行われました。

引き続き、県下町村議会議長の出席の下、定期総会が開催されました。

提出議案等の内容につきましては、令和6年度会務報告及び令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和8年度会費分賦収入方法並びに令和8年度事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をご覧くださいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた方、ありがとうございます。励みになります。

それでは、第452回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第452回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

初めに、矢吹町表彰式についてであります。11月25日、町文化センターにおいて、多年にわたり様々な分野で活躍された顕著な功績をたたえるため、令和7年度矢吹町表彰式を開催いたしました。

町行政区長として自治行政に寄与されました故酒井龍之様を功労者として表彰いたしました。

また、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております関根嘉幸様、矢部和明様、本田英世様を農業功労者として、この道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、より一層の技術の向上に努められている小松孝至様を現代の名工として表彰いたしました。

次に、令和8年町民新年会についてであります。1月8日、矢吹ゴルフ倶楽部において、矢吹町商工会、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合との共催により、今回から、多くの町内関係者の皆様にご出席いただくために、立食形式へと変更いたしまして開催いたしました。

町民新年会は、異業種間の交流による情報交換等から、地域の産業、文化等の発展、向上に資することを目的に開催しております。約150名の関係各位が一堂に会し、私の主催者挨拶、藤井町議会議長をはじめ来賓の皆様の祝辞の後に、矢吹町オリジナル日本酒の開拓のうたの新酒がお披露目されました。続いて、鏡開き、乾杯が行われ、花吹流寿々蘭会の皆様に祝踊をご披露いただくなど、盛会裏にお開きとなりました。

次に、一般国道4号4車線化事業についてであります。矢吹鏡石道路における側道設置予定箇所の地権者を対象に、1月22日、26日及び27日の計3日間において、矢吹町複合施設KOKOTTOほか2会場で、用地協力の意向確認を目的とした説明会を開催し、延べ25名の地権者の出席がありました。当日は、計画図面を示し、各地権者と対話を行いながら、意向確認を行いました。

町といたしましても、引き続き、地権者や地域住民等へのサポートを行いながら、国や県と連携し、丁寧な対応に努めていくとともに、地域住民や道路利用者の声に寄り添った道路整備となるよう事業推進を図ってまいります。

次に、子ども議会開催事業についてであります。11月18日、矢吹町議会議場において、令和7年度第19回子ども議会を開催いたしました。

町内4小学校代表の20名と、今年度より中学生代表の2名の子ども議員が選出されまして、各小学校代表の子ども議員5名が、公園の整備、交通安全や通学の安全対策、矢吹町吹奏楽団の設立、美しい町づくりの推進、商業・観光について一般質問を行いました。中学校代表の子ども議員2名は、中学校の総合的な学習の時間で行っております矢吹創生学から街づくり、特産品について発表と一般質問を行いました。どの一般質問も、子供たちの目線から、自分たちが暮らす地域やまちづくりについて、それぞれの思いが込められた貴重な提案をいただきました。

次に、二十歳を祝う集いについてであります、1月11日、矢吹町文化センターで挙行し、二十歳を迎えた対象者190名のうち120名が出席いたしました。二十歳を迎えた方々による実行委員会を組織し、テーマである「拓」を設定し、式典に臨みました。保護者の方々も式典に参列し、多くのご来賓の皆様のご臨席を賜りまして厳粛に執り行われました。

二十歳を迎えた皆様の今後の活躍を期待するとともに、可能性にあふれている皆様がこれからの人生を大いに楽しめることを祈念いたします。

ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様さらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他12項目につきましては、お手元に配付いたしました第452回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

続きまして、令和8年度施政方針を述べさせていただきます。

議員各位には平素から町政運営にご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

本日ここに、第452回矢吹町議会定例会を招集し、令和8年度の予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、「有事」から「新たな平時」への転換と将来への備えについてであります。

私たちは、東日本大震災以降、度重なる自然災害や3年半に及んだ新型コロナウイルス感染症という有事の連続に、町民一丸となって立ち向かってまいりました。現在は、これら未曾有の経験を糧に、新たな平時へと歩みを進める重要な転換期にあります。

令和7年度は、町の財政を適正な規模へ再編するため、全庁を挙げた試行的な歳出見直しを行いました。その結果、いざというときの備えである財政調整基金を一定の目標額まで積み増すことができ、未来への足がかりを築くことができたと考えております。

一方で、道路や橋梁、公共施設等の老朽化に伴う維持管理コストの増大は、今後避けては通れない課題であります。将来にわたり安定した行政サービスを提供し続けるため、20年来据え置いてきた各種使用料、手数料等の改正に着手いたしました。町民の皆様のご理解の下、この適正な受益者負担による財源を将来の公共施設維持管理やサービス安定化の礎として確実につなげてまいる所存であります。

次に、第7次矢吹町まちづくり総合計画の取組の結実についてであります。

令和8年度は、本町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画が3年目を迎え、これまでの準備や実証を具体的な実行へと移し、町民の皆様が実感できる成果として現われてくる重要な年です。

本計画が掲げる将来像「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち やぶき」の実現に向け、私は「共生・調和・挑戦 未来を見据えた持続可能なまちづくり」という基本理念を町政の根幹に据えてまいります。少子高齢化や人口減少という全国共通の課題をただ甘受する、甘んじて受けるのではなく、本町の優れた交通利便性や豊かな自然環境を維持、活用し、限りある人財とデジタル技術を有効に組み合わせ

ることで、誰一人取り残さないまちづくりを力強く推進してまいります。

次に、移動の自由を守る「のるーと矢吹」、A I オンデマンドバスですね、の展開についてであります。

本取組は、まちづくりの重要な柱の一つであり、全国的に大きな課題となっております地域公共交通において大きな挑戦を加速させます。

これまで実証運行を重ねてきたA I 活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」は、12月の無料キャンペーン等の周知活動により、利用登録者が令和8年1月末で681名と着実に増加し、運転免許を返納された高齢者の方々が移動手段が限られている子供たちの活動を支える大きな力となっております。

令和8年度は、これまでの知見と利用者の皆さんからの声等に基づきまして、土曜日の運行拡大や運行時間の延長といった利便性のさらなる向上を図り、本格実施に向けた体制を確固たるものにいたします。デジタル技術を駆使して、行きたいときに、あなたの庭先から行きたい場所へ行き、帰りたいときに、今いる場所からあなたの家の庭先に帰る、そうした自由に移動できる環境を整えることは、町民の皆様の外出、活発な活動機会を創出し、健康寿命の延伸や地域経済の活性化、さらには将来のインバウンド対応にも大いに寄与する本町の新たな足としての重要な一歩であります。

それでは、令和8年度に重点的に取り組む施策について、第7次矢吹町まちづくり総合計画のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

初めに、子育て・教育・文化・スポーツに関する取組であります。

本町では、「子育てするなら矢吹町」と選ばれる町を実現するため、これまでも常に子育て世代の視点に立った切れ目のない支援を展開してまいりました。

令和8年度の新たな取組として、児童の健診年齢を拡充し、5歳児健診を実施いたします。

近年、発達や生活面において支援を必要とする子供への早期対応の重要性が高まっております。3歳児健診から就学時健診までの間を補完する取組が求められております。5歳児健診は、就学前に子供の健康と発達の状況を総合的に確認し、必要な支援へ適切につなげるための重要な施策であります。全国的には実施自治体がまだ限定的な状況にありますが、本町においては、将来を見据え、専門職との連携の下、体制を整備し、関係機関と一体となった切れ目のない支援を着実に進めてまいります。

また、安全・安心な学校給食の提供と保護者の負担軽減を両立させるために、令和8年4月より小学校給食の完全無償化に取り組んでまいります。中学校につきましても、国の動向をしっかりと見極めつつ、町独自の半額補助を継続するとともに、物価高騰による値上げ分は町が支援するということで、保護者負担額を前年度と同額に据え置きます。

学校教育の充実につきましては、1人1台のタブレットや電子黒板を活用したICT教育を推進するとともに、記憶力、聞く力、見る力、集中力、想像力などの認知能力を伸ばすトレーニングアプリを全小学校に導入し、子供たちの学習の基礎能力を高めてまいります。あわせて、将来の望ましい小学校の目指す姿について、町民の皆様の声を聞きながら、学校規模の適正化に向けた検討を深めてまいります。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、町民の皆様に健康増進や健康長寿、体力の向上を身近に感じていただき、理解の浸透が図られるよう着実に取り組んでまいります。

文化財の保護につきましては、三十三観音磨崖仏群の修繕工事を令和7年度に引き続き実施し、工事の完了

後、速やかに一般公開を再開いたします。

続いて、地域産業・雇用に関する取組であります。

本町の農業情勢は、全国的な例に漏れず、高齢化や担い手不足、家族経営の限界、遊休農地の拡大、資機材の高騰などの課題に直面しております。こうした中、農家が将来に希望を持ち、持続可能で安定した稼げる農業を実現するため、次の様々な独自の取組を行ってまいります。

担い手農家への農地集積、集約化を推進するとともに、土地改良事業による圃場整備事業を引き続き推進してまいります。

また、農業担い手育成事業や農業次世代人材投資事業、担い手確保支援事業などを活用し、スマート農業の導入や法人化、経営改善計画の策定などを積極的に支援することで、持続可能な農業経営を实践できる担い手を育成してまいります。

遊休農地対策としては、農地中間管理事業の強化拡充を図り、県内のみならず全国的にも注目されております農業版企業誘致事業を引き続き推進し、農地の貸手と借手のマッチングを進め、農業版企業立地奨励金を活用しまして、農業分野への企業進出を積極的に促進してまいります。

加えて、一般社団法人日本食農連携機構との連携によりまして、集落営農や農業生産法人による共同経営に関する先進的な事例を調査研究するとともに、シン・魁！農業塾、これは矢吹で設置しております農業の担い手のための塾でありますね、等による担い手育成を図るなど、本町に新しいブランドとなる魅力ある農産物の開発、そして産地化を図るための農業体系の構築に力を注いでまいります。

また、ＪＲ矢吹駅の改修工事や、ＳＮＳを活用したプロモーション活動を通じて、本町の魅力を戦略的に発信し、交流人口の拡大と雇用の維持、確保に努めてまいります。

続いて、健康福祉に関する取組であります。

大きな目標として「健康長寿のまち」を掲げます。

本町においては、「一人一人が輝き、健康で安心して生活できるまち」を基本理念に、保健、医療、福祉の観点に立ち、健康づくり、健康寿命延伸、健康寿命を延ばすということでもありますね、に取り組んでまいります。

介護保険支援事業につきましては、高齢者が安心して住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせる町を目指して、介護認定者に対する必要なサービスの提供を行います。また、令和８年度に限り、昨今の燃料費高騰や人員不足などに加え、介護報酬の引下げにより影響を受けている訪問介護事業を対象とした支援金助成事業を実施いたします。

また、町内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者等の人権を尊重し、一人一人が安心して生活できるよう、令和７年１月に矢吹町成年後見支援センターを設置いたしました。今後も、関係機関と連携し、成年後見制度の広報業務や相談業務の周知に努めます。

地域の医療体制につきましては、公的救急病院運営費補助事業の実施による公的救急病院への運営費補助や寄附講座設置支援事業の実施により白河地域の医療体制整備を図るなど、引き続き地域医療体制及び救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、令和８年度から、妊娠２８週から３６週までの妊婦を対象としたＲＳウイルス母

子免疫ワクチンの定期接種が開始されます。

RSウイルス感染症は、RSウイルスを病原体とした乳幼児に多い呼吸器系感染症でありまして、妊婦へのワクチン接種により、胎盤やへその緒を通じて赤ちゃんもRSウイルスに対する抗体を獲得することができ、RSウイルスを原因とする肺炎等の予防が期待できます。

なお、感染すると重症化しやすい傾向のある基礎疾患を持つ高齢者への接種についても、今後検討を進めてまいります。

町民検診事業につきましては、国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査を実施し、昨年度受診者への受診日指定等による受診方法の簡素化をはじめ、未受診者に対して個別通知を送付する未受診者対策事業の実施等により、受診率の向上に努めます。

なお、各種がん検診や歯周疾患検診、人間ドック等につきましても引き続き実施し、町民の健康意識の高揚及び健康寿命の延伸に力強く取り組んでまいり所存でございます。

また、高齢者福祉サービス事業として、独り暮らし高齢者等への配食サービスや家庭ごみの訪問収集及び緊急通報システム事業による見守り体制に加え、訪問理美容サービス事業、高齢者にやさしい住まいづくり支援事業、高齢者補聴器購入費補助金交付事業等を実施することで、地域で安心して自立した生活ができるよう支援を行ってまいります。

加えて、元気な高齢者活動事業、高齢者生きがいづくり事業など、多年にわたり社会に貢献していただいた皆様の活動を支援してまいります。

続いて、生活基盤及び環境に関する取組であります。

本町の将来を左右する大規模なプロジェクトであります阿武隈川緊急治水対策プロジェクト、遊水地整備事業及び一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業につきましては、国・県と緊密に連携し、着実な進展を図ります。

遊水地整備事業につきましては、完成予定が令和15年度と5年間期間延長されたということをむしろ好機として捉え、地域振興に資する持続可能な用地の利活用策について引き続き検討を深めます。阿武隈川流域の市町村に対し、流域治水における遊水地の果たす役割について理解醸成を図るということが大変重要であるということから、国・県、本町、鏡石町、玉川村の3町村と共に情報を発信しながら、継続して議論を深めてまいります。遊水地整備事業に対し地域の皆様の意見がしっかりと反映できるよう、国・県に対し積極的に要望活動を行ってまいります。

国道4号矢吹鏡石道路整備事業につきましては、令和7年度に実施した用地測量の成果により、令和8年度は、道路拡幅に必要な土地の面積、移転していただく建物や工作物など、土地や建物の詳しい調査が国において行われる予定であります。

また、個別施設計画に基づき、五本松橋の修繕工事や町道の舗装補修工事を計画的に実施し、新たな生活道路の維持管理に努めてまいります。

最後に、行財政に関する取組であります。

第7次矢吹町行財政改革大綱に基づき、事務事業の選択と集中を徹底した効率的な組織運営を追求してまいります。

行財政改革は、単なる経費削減ではありません。将来の世代に負担を残さず、真に必要なサービスを町民の

皆様に安定して提供するための構造転換であります。引き続き、ふるさと納税の充実に加え、ネーミングライツ、メルカリショップの開設、そしてガバメントクラウドファンディング等の各種の取組によりまして新たな資金を捻出し、将来への投資に資する事業へ積極的に取り組んでまいります。

公共施設の適正な維持管理につきましては、庁舎の耐震設計及び空調設備更新の検討、旧中央公民館の解体工事、矢吹駅の漏水補修を計画的に進めます。また、三神公民館や各地域集会所の改修工事、文化センターの照明設備改修工事など社会教育施設の適切な修繕を行い、施設の機能維持と安全確保に努めてまいります。

以上、令和8年度に重点的に取り組む事業について基本的な考えをご説明申し上げました。町のにぎわいと魅力を創出し、本町のさらなる飛躍と発展を目指して、全力で町政運営に取り組んでまいります。

それでは、令和8年度の予算の概要について、一般会計を中心に説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計、下水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で125億8,197万3,000円、前年度予算比11億4,930万1,000円、10.1%の増となりました。

一般会計の予算規模は89億5,470万円で、前年度予算比9億9,629万円、12.5%の増となっております。

歳入の根幹である町民税につきましては、個人町民税では、最低賃金の引上げをはじめとする賃上げの影響による給与所得の増加が予想されることから、前年度比で増額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、事業所の移転等に伴う家屋の課税額増による増額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税につきましては、国が策定する令和8年度地方財政計画の動向から、全体として前年度比で増額を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、所得税、個人住民税の定額減税の不足額給付が令和7年度に完了した一方で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用いたしまして実施する商品券の配布事業等により前年度と同額程度を見込み、また、県支出金につきましては、市町村学校給食費負担軽減交付金の増等により増額を見込んでおります。

繰入金につきましては、各種目的基金の繰入を抑制したことにより減額を見込んでおります。

町債につきましては、国営かんがい排水事業に係る負担金の繰上償還等により増額を見込んでおりますが、交付税措置率が高い地方債を活用するなど、必要な歳入の確保に努めながら、さらなる財政健全化の実現を目指した予算編成となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書のとおりであります。

続いて、令和8年度行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革につきましては、これまでも行財政改革大綱の下、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立などにより、町行財政の健全化、効率化に努めてまいりました。

また、成果志向、住民満足の重視、競争原理の導入など、住民本位を基本にいたしまして、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化、高度化等による事務事業の増加等にも柔軟に対応してきたところであります。

その後も、東日本大震災からの復旧・復興や、令和元年東日本台風、令和3年及び令和4年の福島県沖地震

からの復旧、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など、有事の状況が続き、厳しい行財政運営を余儀なくされましたが、全庁一丸となって取り組んだことにより、行政サービスの維持、向上に一定の成果を上げるとともに、健全化判断比率等の財政指標につきましても一定の改善が図られたところであります。

今後、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来による地域コミュニティの弱体化への不安や社会保障費の増加、税収の減少、労働力不足など様々な問題が懸念されていることから、自立し、持続可能な財政基盤の確立に向け、引き続きさらなる努力が求められるものと考えております。

こうした中、令和6年度から新たにスタートしました第7次矢吹町行財政改革大綱では、これまでの理念を承継しつつ、新たな平時に向け、国や県からの財源に依存するのではなく、自主財源や新たな調達等を工夫するとともに、限られた人員や予算などの行政資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営を目指しております。

さらに、行財政改革を戦略的に進めるため、令和7年度に矢吹町行財政改革実行計画を策定し、体系的かつ集中的な改革に取り組んでおります。特に、公的関与のあり方に関する基本方針や使用料・手数料の設定における基本方針等の改訂など、改革の土台となる仕組みの再構築を進めまして、受益者負担の適正化や資産の有効活用など、歳入歳出両面からの改革を推進してまいりました。

令和8年度におきましても、これらの改革を着実に継続し、実行と検証を重ねながら、その効果を高めることで新たな財源の確保につなげ、安定した行政サービスを持続的に提供できる体制を整えてまいります。

また、地域、庁内におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進は、持続可能な行政運営を支える重要な基礎となるものです。デジタル技術も最大限に活用し、時間や場所にとらわれない迅速かつ正確な行政サービスの提供を進めるとともに、業務効率化により生み出された時間や経費、そして人材といった資源を、職員の集合知によるさらなる課題解決、誰一人取り残さない社会へと振り向け、さらなる行政サービスの向上につなげてまいります。

次に、組織機構の考え方についてであります。

令和8年度は、震災やコロナ対策で膨らんだ財政の規模を、令和7年度に引き続き、適正な規模の継続を図るとともに、町民の声に寄り添いながら、知恵と工夫により、未来への投資と成長、持続可能なまちづくりの実現に向けて、必要な体制の構築を行ってまいります。

また、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づきまして、行財政改革を着実に推進し、安定した財政基盤を確立するため、外部人材の活用を含め、限られた人材を適材適所で配置し、常勤職員を中心とした効率的で効果的な組織体制の強化を図ります。加えて、人材育成考課制度及び職員研修制度を活用した職員の育成強化などにより組織の活性化を図り、各種政策、施策、事務事業が効果的に行える組織運営を行いながら、町民の皆様の声を政策等に反映させ、便利で分かりやすい組織経営を行ってまいります。

以上、令和8年度の予算案と町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

少子高齢化に伴う社会保障費の増加や物価高騰、インフラ施設の更新時期の到来など、本町を取り巻く行財政環境は依然として厳しいものがありますが、未来を担う子供たちのために、この負担を決して後回しにすることはできません。私は、第7次行財政改革大綱に基づき、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営を目指し、事務事業の選択と集中による筋肉質な組織運営を追求してまいります。

また、自治体DXを加速させて業務の効率化を図り、それによって生み出された人的資源、あるいは余力を、町民一人一人に寄り添う温かみのある対面サービスの「Face to Face」へと、顔の見えるサービスへと再配分することで、行政への信頼性をより一層高めてまいる所存であります。

まちづくりの主役は町民の皆様であり、行政、議会、企業、各団体の皆様との共創の力こそが、矢吹町の未来を切り開くエネルギーとなります。阿武隈川遊水地整備事業や国道4号線の整備といった町の将来を左右する国の大規模なプロジェクトにつきましても、地域の声を大切に、関係機関と協議を重ね、未来の発展に確実につなげてまいります。皆様との対話を強化し、信頼の絆を深めることで、よりよい行政サービスを共に作り上げていくことは、私の重要な使命であります。

全ての町民の皆様が矢吹町に住んでよかったと心から誇れる未来をつくり、誰もが笑顔に満ちた生活を送れるようにするためには、私は変化を恐れず新たな課題に挑戦し続けてまいる所存であります。このすばらしい「さわやかな田園のまち」を次世代に、次の世代に、未来にしっかりと引き継いでいくためにも、全身全霊で町政運営に邁進してまいる所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願いを申し上げます。

令和8年3月6日、矢吹町長、蛭田泰昭。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、町政報告及び施政方針は終了いたします。

◎議案の上程、説明（議案第2号～議案第16号）

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明をさせていただきます。

日程第5、初めに、議案第2号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨今の燃料費高騰や人員不足などに加え、訪問介護の基本報酬引下げにより影響を受けている訪問介護事業所を対象に支援金を交付するに当たり、介護保険法第115条の49に基づく保健福祉事業の規定を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月1日から適用するものであります。

次に、議案第3号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、福島県で定める額に準じて占用料の額を改めるものであります。

主なものといたしましては、標準的な電力柱が1本につき年間730円から150円増額の880円、標準的な電話

柱が1本につき年間430円から80円増額の510円であります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第4号 矢吹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供を対象とする乳児等通園支援事業について、給付対象となる事業者の運営に関する基準を定め、制度の適正な運用を図るものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてであります。当該施設につきましては、平成13年3月より本町の保健福祉サービスの拠点として、保健センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センターを集約した複合施設として業務を開始し、現在は、地域包括支援センター、ボランティアセンターも加わり、矢吹町社会福祉協議会により安定的な運営が行われているところであります。

また、令和7年度からは、子育て支援課を配置し、こども家庭センターを開設しておりまして、本町の保健福祉はもとより、子育て支援の拠点としての機能を併せ持つ施設となっております。

平成21年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者である矢吹町社会福祉協議会は、関係法令を遵守し、維持管理経費の削減に努めており、適切な人員等の確保により住民サービスの向上が図られ、効率的な管理運営が行われております。

これまでの実績に加え、施設の業務管理に精通していること、また、利用者の安全・安心に最大限の取組を行っていることなどから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定に基づきまして非公募とし、指定管理者候補者との協議が調いましたので、保健福祉センターの指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町一本木100番地の1、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度導入当初より安定した施設運営を行い、利用者の安全・安心に配慮している姿勢が十分であること、中長期的な運営により住民サービスの向上が見込まれることなどから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,919万9,000円を追加し、総額を85億1,573万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億5,276万1,000円を増額し、国庫支出金3,478万4,000円、繰入金8,983万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、商工費を企業立地奨励費により4,033万7,000円を増額、総務費を低所得者支援及び不足額給付金の事業費確定等により547万8,000円の減額、教育費を業務委託費確定等により1,896万3,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農地整備事業債を600万円増額するものであります。

次に、議案第7号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,266万円を追加し、総額を2億6,437万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料3,265万9,000円、諸収入2,000円を増額し、使用料及び手数料1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金3,271万円を増額し、諸支出金5万円を減額するものであります。

次に、議案第8号 令和7年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入につきましては、既定の額から352万円を減額し、総額を4億2,566万9,000円とするものであり、内容は、営業収益を352万円減額するものであります。

収益的支出につきましては、既定の額に248万3,000円を増額し、総額を4億4,917万9,000円とするものであり、内容は、営業費用224万8,000円、営業外費用23万5,000円を増額するものであります。

資本的収入につきましては、既定の額から1,100万円減額し、総額を6,380万1,000円とするものであり、内容は、企業債を1,100万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、既定の額から1,100万円減額し、総額を1億3,045万9,000円とするものであり、内容は、建設改良費を1,100万円減額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、配水管布設事業債を1,100万円減額するものであります。

次に、議案第9号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入につきましては、公共下水道事業については、既定の額に582万2,000円を増額し、総額を4億2,180万円とするものであり、内容は、営業収益を500万円増額し、営業外収益を82万2,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額に216万7,000円を増額し、総額を1億6,425万8,000円とするものであり、内容は、営業収益を120万円増額し、営業外収益を96万7,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業につきましては、既定の額から671万3,000円を減額し、総額を4億1,436万2,000円とするものであり、内容は、営業費用を717万7,000円減額し、営業外費用を46万4,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額に278万8,000円を増額し、総額を1億7,586万円とするものであり、内容は、営業費用を245万8,000円増額し、営業外費用を33万円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額から729万8,000円を減額し、総額を2億9,748万9,000円とするものであり、内容は、企業債を220万円減額し、補助金を509万8,000円減額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額から1,030万円を減額し、総額を3億7,185万円とするものであり、内容は、建設改良費を1,030万円減額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、公共下水道事業債を220万円減額するものであります。

次に、議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億5,470万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して12.5%の増となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願い申

し上げます。

次に、議案第11号 令和8年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,934万円とし、あわせて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して3.3%の増となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税 3億2,331万3,000円、県支出金11億1,918万2,000円、繰入金 1億9,119万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,054万1,000円、保険給付費11億2,594万1,000円、国民健康保険事業費納付金 4億2,119万7,000円、保健事業費4,280万6,000円であります。

次に、議案第12号 令和8年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、あわせて一時借入金について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

次に、議案第13号 令和8年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億315万5,000円とし、あわせて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して2.8%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料 3億4,300万円、国庫支出金 3億7,213万円、支払基金交付金 4億3,275万7,000円、県支出金 2億4,311万4,000円、繰入金 3億 2万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費5,887万8,000円、保険給付費15億1,202万1,000円、地域支援事業費 1億2,670万3,000円であります。

次に、議案第14号 令和8年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2億8,440万5,000円とし、あわせて一時借入金について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して24.3%の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 2億1,107万2,000円、繰入金7,277万4,000円、諸収入55万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費887万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 2億7,497万8,000円、諸支出金55万1,000円であります。

次に、議案第15号 令和8年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、総額 4億2,738万7,000円を計上し、主な内容は、水道料金を主とする営業収益 4億21万7,000円、他会計補助金を主とする営業外収益2,716万8,000円であります。

収益的支出につきましては、総額 4億4,710万9,000円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用 4億1,765万8,000円、企業債利息を主とする営業外費用2,640万1,000円となっております。

資本的収入につきましては、総額 1億2,600万1,000円を計上し、主な内容は、企業債 1億1,400万円であります。

資本的支出につきましては、総額 1億9,601万7,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改

良費 1 億2,280万円、企業債償還金7,221万7,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,001万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

次に、議案第16号 令和8年度矢吹町下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について、総額 4 億2,793万6,000円を計上し、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益 1 億4,728万6,000円、他会計補助金を主とする営業外収益 2 億7,765万円であります。

農業集落排水事業につきましては、総額 1 億6,098万2,000円を計上し、主な内容は、農業集落排水施設使用料の営業収益2,640万円、他会計補助金を主とする営業外収益 1 億3,458万2,000円であります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業につきましては、総額 4 億1,140万円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業費用 3 億7,491万7,000円、企業債利息を主とする営業外費用3,398万3,000円となります。

農業集落排水事業につきましては、総額 1 億7,705万3,000円を計上し、主な内容は、処理場費を主とする営業費用 1 億6,562万3,000円、企業債利息の営業外費用1,033万円となっております。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、総額 2 億1,316万9,000円を計上し、主な内容は、企業債 1 億6,270万円であります。

農業集落排水事業につきましては、総額9,354万円を計上し、主な内容は、企業債8,220万円であります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業につきましては、総額 2 億9,949万9,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費8,960万円、企業債償還金 2 億989万9,000円となっております。

農業集落排水事業につきましては、総額 1 億2,971万7,000円を計上し、内容は、企業債償還金 1 億2,971万7,000円となっております。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億2,250万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。ちょっと風邪ぎみで、ちょっとお聞き苦しい点があったかと思いますが、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、11時25分より議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午前 11 時 09 分）

令和 8 年 3 月 9 日（月曜日）

（第 2 号）

令和8年第452回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和8年3月9日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1 番	梅	宮	美	和	子	2 番	小	島	紀	子
3 番	芳	賀	慎	也		4 番	関	根	貴	将
5 番	高	久	美	秋		6 番	鈴	木	浩	一
7 番	富	永	創	造		8 番	三	村	正	一
9 番	鈴	木	隆	司		10 番	青	山	英	樹
12 番	角	田	秀	明		13 番	堀	井	成	人
14 番	藤	井	源	喜						

欠席議員(1名)

11 番	熊	田	宏
------	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭	副 町 長	鈴 木 一 史
教 育 長	大 杉 和 規	総 務 課 長	正 木 孝 也
企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一	まちづくり推進課長	神 山 義 久
会計管理者兼総合窓口課長	佐 藤 浩 彦	税 務 課 長	渡 辺 憲 二
保健福祉課長	山 野 辺 幸 徳	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	鈴 木 辰 美
商工観光課長	柏 村 秀 一	都市整備課長	有 松 泰 史

上下水道課長	小 磯	剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊	生涯学習課長	西 山 貴 夫
子育て支援 課 長	小 棕	勲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	次 長 鈴 木 直 人
--------	---------	-------------

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、体調不良のため本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問の時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることであります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 梅 宮 美和子 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告1番、1番、梅宮美和子議員の一般質問を許します。

1番。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 議場の皆様、おはようございます。傍聴においでの皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

では、一般質問をさせていただきます。

最初に、備蓄品の拡充等について伺います。

質問の目的ですが、ことぶき大学にて、南相馬市防災備蓄倉庫に見学に行つてまいりましたが、矢吹町の備蓄品の備えは十分であるのかなど、備蓄倉庫に関する理解を深めるため質問いたします。

質問しようとする背景や経緯、課題等ですが、町では東日本大震災を教訓として、平成26年12月に役場駐車場敷地内に災害用備蓄倉庫を建設し、発電機や投光器、バリケードなどの災害対策用機材のほか、生活必需品など備蓄されております。

昨年、ことぶき大学で、南相馬市にあります防災備蓄倉庫を見学に行つてまいりました。東日本大震災から間もなく丸15年になろうとしております。南相馬市の防災備蓄倉庫は田んぼの真ん中にあり、大きさは300坪ほどあります。倉庫の中は棚が高く幅も広く、エンジン発電機や段ボールベッド、毛布、水など多くの商品が

収納されておりました。備蓄倉庫の駐車場には顕彰碑があり、消防署員の方々が津波にのまれて命を落としてしまった方のお名前が刻まれておりました。小高区で民宿を経営されていた語り部の方のお話を聞き、夫との最後の言葉を胸に防災の重要性を伝えておられます。民宿の場所も見学させていただきましたが、本当に海の近くに建てられており、旦那さんも家も津波にのまれてしまったようです。

南相馬市では、令和8年1月1日現在で、人口5万4,494人です。約5,000人分の水と3日分の食料を備蓄されているとのことでした。海側に住んでいる方の分を用意しておけば何とかなるのお話でした。市役所から防災備蓄倉庫までは車で10分くらいかかるとのことでした。備蓄倉庫には約9,000人分の用意ができるようです。

本町におきましては、津波がないので安心できますが、今は、線状降水帯がいつどこで発生しても不思議ではない状況です。災害は予告なく突然やってきます。そこで、昨年6月議会に質問いたしましたが、改めて本町の備蓄倉庫に関する質問をさせていただきます。

1点目ですが、備蓄品の拡充を今後どのようにしていくのかお伺いします。

2点目ですが、災害発生時にすぐに対応できるよう、備蓄品の支給などの訓練を行う予定はあるのかお伺いします。

3点目ですが、備蓄倉庫の存在を知らない方がおります。今後の周知についてお伺いします。

続きまして、2つ目の質問になりますが、幼稚園の給食についてお伺いします。

質問の目的ですが、現在は幼稚園に預けて働く女性の方が多くなってきております。給食は町外から届くお弁当のようですが、冬は冷たいまま食べているようです。食育のためにも、温かい自然食給食を提供できないかお聞きしたいためです。

質問しようとする背景や経緯、課題等ですが、現在、町立幼稚園におきましては、お弁当の提供がありますが、冬は冷たいおかずが届き、温めることは不可能とのこと。園児たちは冷たいおかずを食べているようです。また、食べない園児もいるようで、温かいスープなどの提供もないようです。保育園は、給食室があり完全給食ですが、幼稚園にも給食室が必要ではないかと考えます。園児のお母様から、子供たちに温かい給食の提供及び栄養価の高い安心して食べられる自然食の提供を希望します、との声がありました。

町では、若い世代、子育て世代に選ばれる町を目指して、産み育てられる相談体制の構築や経済的支援の拡充、子育てしやすい環境に取り組んでおられます。地域全体で子育てを支援し、子育てするなら矢吹町、と選ばれる町を実現してほしいです。

矢吹町に住んでいる子供たちは未来の宝物です。食育も大切です。働く女性の方々に、安心して仕事ができるように町では応援していかなければならないと思います。令和10年度には、三神幼稚園が合併されるようですが、その後、これ順不同かも知れませんが、中畑幼稚園、矢吹幼稚園が合併されるようです。そこで質問させていただきます。

1点目ですが、幼稚園に給食室新設のお考えはあるか否かをお伺いします。

2点目ですが、おやつについても手作りにできないか否かお伺いします。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた皆様、ありがとうございます。励みになります。

それでは、1番、梅宮議員の質問にお答えします。

初めに、矢吹町災害用備蓄用倉庫の備蓄品拡充についてのおただしであります。

また、東日本大震災3.11の日が巡ってまいります。町では、東日本大震災当時、最大675名の避難者を受け入れました。この経験を教訓に、現在、同人数の避難者が本格的な物資供給が開始されるまでの3日間、十分な避難生活が送れるよう、食料や飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄を進めております。

現在、町の災害用備蓄倉庫には、主なものとして発電機が6台、懐中電灯430個、ブルーシート1,000枚、簡易トイレ15基、300リットルの給水タンク4台、段ボールのベッド43台、毛布900枚、アルミ製敷マット800枚、女性用インナーウェア90枚、女性用生理用品5,000枚、紙おむつ800枚、アルファ米5,500食を備えており、そのほかにプライバシー確保のための屋内のテント230張、パーティションが19セットを備えております。

また、飲料水につきましては、文化センター駐車場と矢吹小学校の校庭に、それぞれ10万リットルの飲料水兼用の耐震性の貯水槽を設置しておりまして、常に新鮮な水道水を提供できる体制を整えております。さらに、五本松の配水池には350万リットルの貯水がありまして、合計で370万リットルの飲料水を備蓄しております。矢吹町地域防災計画では、避難者1人1日当たり3リットルを目標としまして、応急飲料水を確保することとしておりまして、町民1万7,000名弱が約70日間利用できる計算になります。このように、十分な飲料水の確保は、町民の安心に寄与するものであります。

なお、食料品や生活必需品が不足する場合には、県内外の6つの小売事業者等と災害時の応援協定を締結しておりまして、安定した物品の調達体制を整えております。

これまでの備蓄品の選定においては、過去の災害時の経験や近隣市町村を参考としてまいりましたが、女性に十分配慮した備蓄とは言えない状況でありました。しかし、昨年9月に複合施設KOKOTTOを会場に開催した女性支援防災イベントを通じまして、避難所における女性の快適性や安心を確保するためのアドバイザーとしてご協力いただいた株式会社キャンプからのアドバイスを基に、昨年6月議会定例会での梅宮議員への答弁と繰り返しになりますが、今後は女性視点での防災備蓄品の拡充を図ることが重要であると認識し、女性用の衛生用品や快適に過ごすためのアイテムを段階的に拡充しております。

町といたしましては、今後も災害に備えた地域づくりを進めるとともに、万が一の災害時にも全町民が安全安心に、少しでも快適に避難できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、備蓄品の支給などの訓練についてのおただしであります。

災害発生時に迅速かつ適切に対応するためには、事前の準備と訓練が不可欠であると考えており、備蓄品の支給やその活用に関する訓練を計画的に実施することは非常に重要であると認識しております。また、備蓄品の状況を定期的にチェックし、数量や使用期限等の把握も重要であることから、町では年に2回棚卸しを実施しておりまして、必要な物品の確保を行っております。

議員おただしのとおり、訓練をすることにより、発電機や投光器等の稼働の確認、ちゃんと動くかですね、

備蓄品の使用方法、配布手順の習熟が図られ、実際の災害発生時において迅速な対応ができるものと考えております。さらに、これらの訓練を地域の防災訓練や避難訓練と併せてより実践的な内容とすることで、参加者の対応力向上と地域全体の防災意識の向上にもつなげていくため、行政区をはじめボランティア団体の活動支援や避難所開設を担っていただいている社会福祉協議会等と連携し、訓練の実施に向けた協議を加速していきたいと考えております。

町といたしましては、こうした訓練を繰り返すことで、町民の皆様が自らの安全を守るための知識と技術の習得を支援し、防災体制を強化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、備蓄倉庫の町民への皆様への周知についてのおたかしであります。町の備蓄倉庫には、災害時に必要となる資機材や食料などの物資が備蓄され、迅速に配布できる体制が整備されていることを広く周知することは、町民の皆様の不安を少しでも和らげ、災害発生時における混乱を最小限に抑える効果があるものと考えております。昨年の広報やぶき11月号で備蓄倉庫の記事を掲載いたしましたが、さらに周知を徹底するために、広報やぶきに加え、町ホームページや公式SNSを通じて、備蓄倉庫の位置や備蓄品の状況等の情報を定期的に発信してまいります。

また、消費期限の迫る備蓄品の配布や、先ほど答弁しました訓練等を通じて、より多くの町民の皆様に備蓄倉庫の情報が行き渡るよう工夫してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、おはようございます。傍聴においでの皆様、朝早くからありがとうございます。

1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、町立の幼稚園に給食室を新設する考えがあるかとのおたかしであります。本町では、保護者の負担軽減及び子育て支援の観点から、令和元年度より民間事業者による調理・配送方式を採用し、栄養バランスに配慮した弁当給食を提供しております。

一方で、特に冬の期間において弁当が冷たいことや、温かい汁物の提供を望む声がある、そのことも承知をしておりますが、それらの要望に十分お応えできていない状況であります。弁当を温かい状態で提供できない理由につきましては、幼稚園施設内に給食調理室や再加熱設備が整備されておらず、食中毒の原因となる細菌の増殖を防ぐための、食品衛生管理上、安全に再加熱及び保温を行うための基準を満たしていないためであり、園児の健康を最優先に考えると、園内での加温提供は難しい状況にあります。

しかしながら、園児は町の未来を担う大切な存在であり、食育の重要性も十分認識しております。今後は、配食事業者との協議を通じ、園児たちが冷めてもおいしく食べられるメニューの工夫や、ご飯の保温性向上などについて、現行制度の範囲内で改善できる事項を検討してまいります。

議員おたかしの給食室の新設についてであります。法令上、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設であり、児童福祉法に基づき給食提供が前提となる保育所とは制度上の位置づけが異なります。実際に、給食室の設置

が義務づけられているのは保育所であり、本町の各保育園、認定こども園においては自園調理による完全給食を実施しております。

これらを踏まえ、既存の幼稚園に新たに給食室を整備する場合には、大規模な施設改修や調理員の配置、衛生管理体制の構築などが必要となります。さらに、園児数の将来的な推移や幼稚園再編の方向性も見据えると、施設ごとの整備については、将来にわたり安定的に運営できる体制の在り方を十分に整理しながら、総合的な検討を重ねていくべき必要があるものと考えております。幼稚園の再編については、令和10年度に三神幼稚園を中央幼稚園に集約する予定であり、その後も矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画を基に、町立幼稚園の再編を検討していくことから、施設の在り方については、こうした再編の動向とも整合を図りながら進めていく必要があると考えております。

その一方で、本町では、幼稚園、小中学校の給食提供体制をどのように構築していくかという観点から、平成31年2月に矢吹町学校給食センター基本計画を策定し、将来的な学校給食の安定的かつ効率的な提供体制の整備について方向性を示しており、今後、給食センターの運営体制や施設設備の在り方を検討していく中で、町立幼稚園への温かい給食を提供する方法についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、手作りのおやつを提供できないかとのおただしではありますが、幼稚園では、預かり保育を利用しての園児に対し、子供たちが日中に必要とするエネルギーや水分の補給と、体や心を休めて精神的にリラックスさせることを目的におやつを提供しております。おやつに係る経費は、園児1人に対し月2,000円とし、町内の業者が納品しております。主な内容は、スナック菓子、パン、フルーツ、ゼリーなどを組み合わせて提供しており、栄養バランスや園児の好みにも配慮を払っております。

議員おただしの手作りのおやつを提供することについては、幼稚園には調理室が整備されていないため、食品衛生法上の各種許可や衛生管理基準を満たした環境での調理ができず、園内での手作りおやつ提供は現状では困難であります。こうした状況を踏まえ、子供たちに温かみのある手作りのおやつを提供したいとの思いから、町独自の取組として、社会福祉法人矢吹厚生事業所と協議を行い、週1回程度、パンケーキやクッキーなどの手作りおやつを提供できないか検討を進めているところであります。限られた予算の中で、どのようなおやつが提供できるのか、アレルギー対応や衛生管理体制の確認を十分に行った上で、安全性を最優先に導入の可能性を探ってまいります。

今後とも、子育てするなら矢吹町と選ばれる町を目指し、保護者の就労支援と園児の健やかな成長を両立できるよう、現実的で持続可能な方策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

1番。

○1番（梅宮美和子議員） まずは、備蓄倉庫の拡充についてですが、こちらは先月、中を拝見させていただきました。とても整理整頓されていまして、本当に任せられるなという感じがしましたので、継続してほしいと思います。

幼稚園の給食についてですが、こちらのほうは、周りを見ますと中島幼稚園、泉崎村幼稚園、西郷村幼稚園

はみんな給食センターがあります。そこから配給されています。町ではできないということは、ちょっと園児たちに対して本当に、私自身の考え方としては、ちょっと町は遅れているなという感じがします。

それと、ネットで調べますと、3歳から6歳までは味覚と体格の基礎をつくる重要な時期であり、無添加の食事は素材本来の味を基礎を覚え、アレルギーや体調不良のリスクを下げ、情緒を安定させる効果が期待できます。濃い味や添加物を避けることで偏食を防ぎ、健康な心と体の成長を促進するよい習慣が身につきます。3歳から6歳までは本当に大事な時期、本当に成長の活性化がすごいと思います。

その中で、今、中央幼稚園に出されている食事の内容を見ますと、ウインナー、ハムカツ、ハムステーキ、そういうものが提供されているのが多いです。女性の園児のお母さんに聞いてみますと、うちの娘は冷たくて食べないんだと。ウインナーとかの加工食品が多いんですね。そこのおかずの見直しといいますか、町では1食どのぐらいの料金で提供されているのかお聞きいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 1番、梅宮議員の再質問にお答えいたします。

町立幼稚園で提供されているお弁当、1食当たり幾らで提供しているのかというところのお話だと思いますけれども、今現在、1食当たり320円で提供しております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

1番。

○1番（梅宮美和子議員） ありがとうございます。

320円ですと、かなり、中を見ますと、幼稚園児のお母さんたちは大分お粗末なお弁当だなという感じが見受けられています。それで、幼稚園児の保護者の方と、やっぱりこれ相談だと思うんですけども、もっと内容、質を高めるといって、内容をよくすることはできるんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 1番、梅宮議員の再質問にお答えいたします。

お弁当の内容について、これから見直しができないのかというところのおたしだだと思います。このお弁当の内容につきましては、提供していただいている事業者さんのほうともいろいろ検討しております。まずは、おかずについては、どうしても衛生上、冷たいもので出さなくてはいけないというところでもありますけれども、ご飯については、もう少し保温ができないのかというようなところをちょっと協議をしているところでもあります。あと、おかずの種類、こちらにつきましても、議員さん心配なさっています着色料の問題であるとか、そういったところについて、子供たちの発育、そういったところの部分、観点も含めまして、事業者とまずはそういったところのおかずの内容について検討ができないか、栄養士もちょっと間に入れながら検討していきたいなと思っておりますので、ご理解、ご協力のほうよろしく願いいたします。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

1 番。

○1 番（梅宮美和子議員） ありがとうございます。

今現在、矢吹町、4 歳、5 歳、6 歳の全体数というか園児の数が355人いらっしゃるそうなんですけれども、町立幼稚園の利用数は172人になっています。こちら毎年減少になるかとは思うんですけども、やはり矢吹町にいらっしゃる子供たちに同じ手作りのものを、温かいものをやっぱり提供するの、町としても、子育て真ん中も選ばれる町、これが必要ではないかと思います。

私は、もう中央幼稚園に集約されるのであれば、中央幼稚園のところの敷地一面に早く給食センターをつくらねばとまたまた時間がかかってしまいます。今、大事な時期でございます。これを早めに給食室の考えをされて、これはちょっと話がそれるかも分かりませんが、のる一と矢吹で1時間延長すると1,200万弱のお金がかかる、これはやはりかわいい子供たちに提供、それを、予算を幼稚園のほうに、何とか施設のほうに持っていけないかどうか、あとは協力体制を周りの方に呼んでいただく、つくってしまったら今度はそこがだめじゃなくて、あの周りにはいっぱい住んでいる方が多いです。高齢者もこれから増えます。将来は子ども食堂という考え方も大切ではないでしょうか。つくったから、もうそれが無駄にならない方法を考えていく、早急に、子供たちの、かわいいかわいい未来の子供たち、温かい給食、質の高いおかず、これをぜひ町で応援してやっていただきたいですね。

高齢者の方も、のる一との件で私お話しさせていただきますけれども、そうしますと、おれらはもう高齢者だから子供にお金かけてくれというお話もいただいています。素晴らしい方がいます、矢吹町に対しても。もっともっとこれから高齢者も大事ですけども、今まで築き上げてくれた先輩大事ですけども、1時間延長する必要はないと思います。それに1,200万、10年間やるのであれば、子供たちに早く、園児たちに質の高いおかず、また温かい給食を、これをご検討よろしく願い申し上げます。

では終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、1 番、梅宮美和子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時45分です。

（午前10時33分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前10時45分）

◇ 富 永 創 造 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告2番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7 番。

〔7 番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、いつもありがとうございます。感謝申し上げます。

では、通告に従いまして、大きい一般質問を2つさせていただきます。

まず、デジタル田園タウン構想事業についてであります。第1次、第2次デジタル田園タウン構想事業の検証、進捗状況と成果及びこれからの展望をお尋ねいたします。

令和4年度より実施されておりますデジタル田園タウン構想事業は国策事業であります。国から大きな事業費交付を受けながら、一方、受益者負担の観点から自治体も負担を継続しなければならない、いわゆる未来への投資とも言われ、実施されております。その事業を展開すべく、矢吹町DX推進本部が設置され、その要綱には、町民の利便性向上及び庁内の業務効率化を目的として、デジタル技術を浸透させることによって人々の生活をよりよいものへと変革し、持続可能な行政サービスの提供、デジタル社会の実現に向けた本町におけるDXを総合的かつ計画的に推進するものと理解しております。

パソコン、スマホ、タブレット等の端末機器をインターネットに接続することで、予約申請、会議等、出向くことなくサービスを受けることができるオンライン化、デジタル化では、紙がなくてもコミュニケーション伝達ができるようになっております。マイナンバーカードで医者にかかり、証明書発行がコンビニででき、家において確定申告ができます。アプリからもSNSからも個人の行動パターン、関心、嗜好、健康状態等あらゆるものがデータ化され、行政や地域のDXによって、地域のデータは集約、連携されと考えられます。それらはビッグデータとなり、そこから処理分析された新たな価値創造が生み出され、モデル事業が生まれると思われれます。これがDXによる変革ではないでしょうか。

そこで質問1、行政DX推進はどの段階か、進捗と成果をお尋ねいたします。

2、地域DXの推進の検証とその成果をどのように受け止めているのか。

3、集められたデータの処理、分析作業は既に行われているのか。

続けて、大きい項目の2の質問に移らせていただきます。

観光の振興と交流の活性化についてであります。交流人口、関係人口、観光人口の増加につながるよう、本町の観光スポットを広げ、魅力ある地域観光資源のさらなる発掘及び知名度を上げるための一層の観光振興の促進等に関する取組状況をただしたいと思います。

本町に、これといった観光地はないねと言われますが、商工観光課が設置されたことで、本格的に観光振興に取り組んでいると評価いたします。本町の観光振興の取組を見ますと、やぶきフロンティア祭り、やぶき太鼓まつり、矢吹町コミュニティプラザでのイベント、日本三大開拓地交流、三鷹市友好都市交流による子供たちとの体験交流などが挙げられます。昨年12月には、東京駅すぐ前にある建物のKITTE丸の内でやぶき食堂が開催され、食を通じた本町のプロモーション活動は大人気を博したと聞いております。

また、4月から開催される大型観光企画、ふくしまグスティネーションキャンペーンに「やぶき観光案内所でホット一息」のキャッチフレーズで、このキャンペーンに参加するとのこととあります。矢吹駅を皮切りに、観光の起爆剤にしようとの思いがあると推測します。さらに、観光PRや観光事業、町内の回遊促進のために、自然、絶景、温泉、歴史、伝統、文化、体験そしてアートといったテーマに関する観光資源の掘り起こしを積極的に推進して、新たな光を当てていただきたいと考えております。

質問ですが、1、KITTE丸の内のやぶき食堂は、観光展、物産展等いかなる目的で開催されたものか。

2、観光促進のための人材や地域づくり事業等との連携、協力体制は整っているのか。

3、観光協会等の観光業務や事業に特化した組織づくりの考えをお伺いいたします。

答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、行政DX推進の進捗と成果についてのおたしであります。

国が進めるデジタル田園都市国家構想は、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指し、令和4年6月に基本方針が閣議決定され、デジタルインフラの整備、データ連携基盤の構築や地方への人の流れの強化など、様々な政策の推進が示されました。

本町では、町のDX推進の羅針盤として、第1次矢吹町デジタル田園タウン構想事業基本方針を国に先駆けて令和4年1月に策定し、行政DXにつきましては、町民の利便性向上、行政の高度化・効率化及び組織の変革について、ロードマップを示しながら取り組んでまいりました。また、現在は令和7年10月に策定した第2次基本方針により、対面サービスの充実、業務効率化及び生産性向上に取り組んでおります。

議員おたしの行政DX推進の進捗状況につきましては、第1次基本方針のロードマップで定めました戸籍、税などの基幹業務システムの標準化、オープンデータの推進、ペーパーレス化の推進など21項目のうち20項目について着手し、その達成率は95.2%となっております。

次に、行政DX推進の成果につきましては、基幹業務システムの標準化のために各業務システムの移行が今年度完了し、ほかの自治体に先んじて運用を開始しております。また、行政手続のオンライン化につきましても、国のマイナポータルに加えまして、町独自のオンライン申請システムの運用を開始したほか、キャッシュレス決済を導入するなど町民の利便性向上を図っております。特に業務効率化の面では、紙面や表計算ソフトを用いるなどこれまで分散管理をしていた業務について、職員自らがシステムを構築し、運用、改善を行う内製化、自分たちでつくり上げるということですね、内製化を推進しておりまして、これらのシステム数は、令和8年2月末現在で63件となっております。

これらの成果は、地域活性化企業人制度を活用したデジタル人材の育成と組織体制の強化が実を結んだものと捉えております。職員自らがデジタル技術により業務の改善、効率化を図っていることは、他自治体よりも一歩先んじている、進んでいる状況にあるものと自負しております。

今後も引き続き、国策の動向を踏まえつつ、第2次基本方針に基づき、さらなる業務効率化及び生産性の向上を実現するとともに、住民サービスの質と職員の働きやすさを両立する持続可能な行政基盤の構築を目指し、行政DX、行政のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでまいります。これらの取組により、新たに時間や費用、人的資源といった余力を住民一人一人に寄り添った温かみのあるフェース・ツー・フェースの対面サービスに配分してまいります。これは再三申し上げていることですが、今の職員体制の中で、24時間働いても、なかなか、誰一人取り残さない体制は難しいです。このデジタルDXの力を借りながらやっていく、そ

して、そこで人的資源の余力が出てきたところでフェース・ツー・フェース、まさに人対人が顔を突き合わせながら、あるいは話をしながら、様々な課題、問題を皆さんから話していただきながら、それに対してどう対応するかということをやっていくと、そういうことだと思っております。フェース・ツー・フェースの対面サービスに再配分してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域DX推進の検証と成果についてのおたしであります。本町では、矢吹町デジタル田園タウン構想事業基本方針に基づきまして、地域DXについては、デジタル活用支援、安心・安全の確保及び魅力ある地域づくりの推進の3つを柱としてロードマップを示し取り組んでまいりました。

議員おたしの地域DX推進の検証につきましては、基本方針のロードマップで定めた、スマートフォンを使用した住民参加型のインフラ管理、公共交通・物流の確保、オープンデータの推進など19項目のうち16項目について着手しておりまして、達成率は84.2%となっております。

なお、国の交付金や福島県の補助金を活用した事業につきましては、まちづくり総合審議会において検証と評価をいただいております。

次に、地域DX推進の成果につきましては、主なものとして、次の5つの取組が挙げられます。

1つ目の町公式LINEについては、導入により、スマートフォンから手軽に町の情報をいち早く得られるようになりました。

なお、今年度、機能改修を行いまして、利用者自らが防災情報やイベント情報など欲しい情報を選択して受信できる機能を搭載し、さらなるサービスの向上を図っております。

2つ目のデジタルに関する講座につきましては、具体的には、プログラミング教室やスマートフォンの操作教室を開催し、幅広い世代の町民の皆様がデジタルに慣れ親しむ環境づくりに努めております。これは大変大きな課題で、よく言われるデジタルデバインドで、私も必ずしもそれが得意というわけではありませんが、デジタルの操作性が分からないために、せっかくのサービスがなかなか定着しなかったり使ってもらえない、そしてまた、それに対して親しんでももらえないという大きな課題があります。これはどこの自治体も同じなんです、そのことについて今のような、このようなことをしているわけであります。

3つ目のAI活用型オンデマンドバスの実証運行につきましては、町民生活に密着した安全、安心な移動手段を提供することにより、高齢者を含む交通弱者への対応はもとより、老若男女を問わず、町民の皆様の利便性向上に大きく寄与したものと捉えております。

4つ目の医療相談アプリの導入につきましては、導入により、子供の急な発熱時、特に夜間の若いお母さん方、相談するおじいちゃん、おばあちゃん等もない、あるいは旦那さん等も例えば仕事でいないとか、そういった場合の、非常に大変なお母さん方の相談や、受診可能な医療機関の紹介などを受けられるということから、子育て家庭の医療に関する安全安心な環境整備が図られたというふうに考えております。

5つ目の見守りサービスにつきましては、子供たちの安全を見守るため、現在の子ども安全見守り隊、これは皆さんに、地域の皆さんに頑張ってもらっているわけでありまして、等による見守り体制を補完する、これをいわば今のデジタルな機械の力で補完していくということでありまして、取組として、小型GPSの端末により、子供たちの位置情報をスマートフォンアプリでリアルタイムに確認できるサービスを、本年4月より、三神小学校の児童を対象に20台を試験的に導入する計画であります。

やはり子供さんが、これから教育施設の再編なりいろんなことが、これから考えなくちゃいけないところがありますけれども、その中で、どういった形で子供さんの現在位置、安全安心、これを確保していくかというのは非常に大事なことであります。防犯上の観点もあります。そしてまた、親御さんなりおじいちゃんおばあちゃんが毎回車で送り迎えできるならいいですけども、なかなかそうはいかない場合に、やはり足のルートをはじめとした足と、それからビーコン等を子供たちにつけてもらって、それでまた、例えばバスに乗ったけれども、バスに乗って降ろすのを忘れてしまっ大変なことになってしまったと、そういったことのないように、こういったことであります。

この試験導入の結果を分析し、本町における有効性や高齢者向けの運用可能性などについて検討してまいります。行方不明になってしまったお年寄りの方々、様々、大変ご家族の方も、それから地域の方もご本人も大変なことになりますが、それについても運用可能性を検討してまいりたいということでもあります。

こうした地域DXの取組を通じて、町と町民の皆様とのコミュニケーション手段の変革を主に実現してきておりまして、町の魅力度向上の一端になっている、先ほどで言えば安全安心をしっかりと担保する、人力に頼っていると本当に皆様の負担が、例えば民生児童委員の方であるとか、先ほどの見守り隊の方であるとかであります、それをしっかりと補完していくということが大事かと思っております。町の魅力度向上の一端になっているものと捉えております。

今後は、これまでの地域DX推進によって培われたコミュニケーション手段を起点とし、子供子育てサービスのさらなる充実を図るほか、引き続き、高齢者向けスマートフォン操作教室を実施するなど情報格差の解消に向けた支援を継続してまいります。繰り返しになりますが、大変大切なことなので、やはりデジタル関係は苦手意識を持つ人が、私もそうなんです非常に多いと。使ってみるとそうでもなかったりするんですが、そういった方にどんどん使っていただく、そして使い方をしっかりとマスター、あるいは親しんでいただくということが非常に大切だと思っております。その対応をこれからもやっていくということです。

行政DXと地域DXの取組をしっかりと連動させ、誰一人取り残さないサービス、先ほどから申し上げておりますが、これは町の職員が、こういった機械あるいはセンサー、そういったものを助けを借りないと24時間職員が働いても非常に難しいわけでありまして、こういったことをどう体制を整備していくか、そして皆さんに親しんでいただくかと、そういうことが非常に大切、デジタル化の恩恵を実感できるような事業を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、集められたデータの処理、そして分析作業についてのおたかしであります、DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタルの改革、革新であります、この本質は、蓄積されたデータを処理、分析し、新たな価値を創造することで、町民の皆様へ最適なサービスとして還元することであると認識しております。今のAIもそうなんです、データが蓄積されて、そのデータが蓄積されたことによって、サービスの正しい方向性とか、それでどういった形のサービスをすることが皆様の満足につながるかということが、これはどんどんデータを蓄積していくことによって、さらにいいものになると、これが非常に大切なことであります。ですから、試験的な運行であっても早くから開始し、そして皆様のデータをしっかりと、そのAIでも機械でも覚えてもらって、今だと初歩的なミスはあるかもしれませんが、だんだん賢くなってもらくと、これは非常に大切なことであります。

本町におけるデータの利活用については、実証によるデータを蓄積する仕組みの構築と、分析する職員の育成に取り組んでいる段階にあります。データを蓄積する仕組みとして有効なものがデータ連携基盤、連携基盤はみんなで連携して基礎をつくるということですね、データの。本町では、令和6年2月からデータ連携基盤を用いて子供の活躍、活動、前にもちょっとお話したことがあります、子供の例えばごみ拾いであるとか、社会に大変貢献するような活動をした場合に、その履歴をつくっていくということで、地域デジタルコモンズサービスというサービス名ですが、これを提供しております。

今後は、福島県が提供を開始する予定のポイント連携サービスを活用しまして、例えば、こんなことを考えております。町のデジタルコモンズサービスで得た活動の特典ポイント、町の地域デジタルコモンズサービスで得たボランティア活動等への参加特典ポイントが蓄積されます。そうしたらそれを、例えばのーと矢吹の利用料金として利用したり、あるいはあゆり温泉の料金であったり、様々な形で公共機関の料金として使用してもらおうと。様々なことで、社会的な活動に参加してもらったそのお返しにこういったことをやっていくという、地域通貨のようなものですが、こういったことを考えていくというのが非常に大事なかなと。お年寄りも、それから子供たちも、社会に貢献したことが、しっかりとそれぞれのサービスを、いいサービスを受けられるということにつながっていくということが、とても大切なのではないかなというふうに私は思っております。

データ連携基盤を活用したサービスの提供を通じて得られるデータを基に、それぞれのサービスが相乗効果を発揮できるように、新たな仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。データの分析につきましては、現在、町公式LINEをはじめとするSNSの利用統計や、内閣府及び経済産業省が所管するデータ分析サービスであるRESAS等を用いた基礎的な分析作業に着手しております。

失礼しました。ちょっと喉が悪くて大変お聞き苦しいかもしれません、大変申し訳ありません。

こうしたデータの処理、分析作業の結果を町の政策立案につなげていくためには、専門的な知識を持った人材が不可欠であることから、東北経済産業局が実施しているRESASの操作研修を受講しているほか、毎年度策定する職員研修計画により、積極的な研修の機会が得られるよう指名研修による人材育成に取り組んでおります。具体的には、ふくしま自治研修センターが選択研修として毎年開催している政策立案のためのデータ分析講座、皆さんが本当に満足していただけるような、しっかりとニーズに合った、そして何が求められているかということは、今ののーとデータをしっかりと集めることが非常に大事でありますけれども、データを集めてそれをしっかりと分析できるというのがとても大切です。その政策立案のためのデータ分析講座を、副主査職1年目の職員を対象として令和5年度は4名、今年度は2名受講しております。また、外部講師を招いての町職員研修としては、データ利活用研修を係長職及び主査職を対象に、今年度初めて開催しまして61名が受講しております。

このように、現在はデータの分析体制の構築を着実に進めているところでありまして、デジタル田園タウン構想事業の進展に合わせまして、町民の皆様がより幸せに矢吹町で住み、育ち、暮らしていける、矢吹町独自のデータ活用モデルの、先ほど申し上げましたように様々なニーズをデータで把握して、それに応じたサービスをより充実させていくというプロセスがこの中に入っておりますが、非常にそれが大切なことだと思います。それらの構築を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、観光の振興の観点からのやぶき食堂、K I T T E丸の内、東京の丸の内のK I T T E丸の内で行ったやぶき食堂の観光展、それから物産展等についてのおたかしであります。

昨年12月8日、9日にK I T T E丸の内において、K I T T Eは愛称ですね、丸の内のもともと郵政関係の、郵便関係の大きな施設のあったところが愛称としてK I T T Eというふうな形で新装オープンされております、において開催いたしましたやぶき食堂は、復興庁の風評払拭を目的とした情報発信交付金を活用して実施した事業でありまして、首都圏のビジネスパーソンや全国各地からの旅行者が集まる場所で、本町のおいしいものや魅力的な人をPRすることを目的に開催いたしました。

本事業は、従来の物産展や観光展の形式にとどまらず、本町自慢の様々な食材を一度に楽しんでもらうために、ランチBOXとおつまみBOXという2種類の弁当を販売する形式で実施いたしました。これらの弁当は、料理家にレシピ開発を依頼しまして、本町自慢の冬野菜やふるさと納税で人気の各種の調味料等をふんだんに使用したもので、各種BOXを2日間で合計200食用意いたしました。販売当日は、陳列前から行列ができて、各販売回ともに即完売となり、弁当の購入者からは、おいしかったというお褒めの言葉を多数いただいたほか、通常の観光物産展とは異なり、本町の複数の食材をすぐに味わえる弁当として大変好評でありました。中には、午前・午後で違った種類の弁当を購入される方や、2日連続で来場される方も見受けられるなど、本町の魅力を実感していただく絶好の機会となったと考えております。

また、開催時期が年末であったことも考慮し、来場者に対して、ふるさと納税返礼品の試食や試飲等も実施し、本町のおいしいものの発信に努めました。さらには、本町の魅力である「ひと」をPRする取組として、使用した食材の生産者である農家の方々や製造に携わった方々を紹介する等身大の人型、人物パネルを会場内に設置し、来場者に対して、その人柄や生産、製造におけるこだわり等についても丁寧にPRを行ったところでもあります。

今後もこのような取組をはじめ、SNSやイベント等で本町の魅力のPRを行って強化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、観光促進のための人材や地域づくりの事業等との連携、協力体制についてのおたかしであります。

今年度、町では観光の促進をミッションとする地域おこし協力隊として有野真由美隊員を採用し、矢吹駅を拠点とした観光PRに取り組んでおります。有野隊員は、来訪者や観光客への日常的な観光案内のほか、インバウンド誘致に向けたミニ観光ツアーの開催や、福島県内のユニークな駅舎を題材にしたガイド冊子「ふくしま駅舎物語」を出版されるなど、町や観光案内所と連携し、外部に発信する観光プロモーションを軸として活動を行っております。有野隊員は、以前の地域おこし協力隊のときに、そのところの「おじさん図鑑」というのを作って大変に有名になった方でありまして、そういった発信力の高さをこれからも発揮してもらいたいなというふうに、非常に期待しておるところであります。同じく今年度に採用した、特産品のブランディングをミッションとする地域おこし協力隊の田浦大輔隊員は、矢吹町を訪れた記念になる特産品をコンセプトに、やぶき観光案内所限定ウイスキーの企画、開発に携わりラベルデザインを考案するなど、観光事業と地域ブランド事業を結びつける活動を行っております。

現在、本年4月から県を挙げて、これ本当に県を挙げてプレキャンペーンを去年やりまして、今年が本当に本番かな、福島デスティネーションキャンペーンというキャンペーンを行います。この本キャンペーンの4つ

のメインテーマのうち、自然の恵み、食と酒の魅力、歴史と文化の魅力に関連する町独自の取組として、令和6年度に作成した「まちあるきガイド」や、今年度に情報を更新した「やぶきお花見マップ」を活用し、観光案内所や地域おこし協力隊と連携しながら、駅を拠点に観光スポットや見どころ、桜の名所、飲食店などをつなぎ、町内を周遊しながらおいしい食を味わい、歴史や文化に触れる本町の魅力を体感するイベント企画を検討しております。

また、来年度は、観光誘客を強化する取組として、これまで各課で実施してきました三鷹市との交流事業や、町内のイベント、矢吹町商工会主催のやぶき夏祭り、地域の伝統的なお祭りや行事などについても町公式のSNS等を活用して情報を発信するとともに、関係各課や関係機関と連携し、例えば三鷹の子供たちと矢吹の子供たちが交流するなどの、観光資源としての掘り起こしやブラッシュアップを図ってまいります。

今後も、地域おこし協力隊や観光案内所、それから関係機関との連携強化を図りながら、関連事業等との横のつながりによる協力体制の構築と情報の共有、発信を行い、町全体の観光PRに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、観光協会等の観光業務や事業に特化した組織づくりについてのおただしであります。

町では、矢吹駅構内の矢吹町コミュニティプラザの維持管理と併せて、駅西口1階にあるやぶき観光案内所の運營業務を指定管理者である株式会社晴れの杜に委託し、来訪者や観光客への観光案内、町内のイベントや行事等のSNS等を活用した情報発信のほか、駅を拠点とした地域の活性化につながるイベントを実施しております。

観光案内所が単独で開催するアート展やアロマ教室などの小規模のイベントのほか、年間を通して町内の団体等と連携したイベントを複数回実施しております。特に、令和2年から始まり、毎月第2日曜日の、今や恒例の矢吹駅の催し物となりました、すっかりおなじみになりましたハッピーサンデーは、年間で6,500名を集客する町を代表するイベントになっておりまして、昨年の8月に駅構内で開催されましたやぶき夏フェスは、町内団体とのコラボ企画として、矢吹町商工会主催のやぶき夏祭りと同時開催することで中心市街地を一気に盛り上げ、来場者が会場周辺を回遊しながら、食べて、見て、音楽を楽しむ大規模なイベントとなりました。

また、先ほども答弁いたしましたとおり、今年度は観光分野の地域おこし協力隊を新たに採用し、インバウンド向けミニ観光ツアーの開催や、観光ガイド冊子の出版など、これまで矢吹町を知らなかった方や来訪する機会が少なかった方への魅力PRを中心に取り組んでおります。

矢吹町の現状で、新たに観光協会等を設立することは難しい状況にありますが、来年度からのふくしま DESTINATION キャンペーンをきっかけとした、さらなる観光誘客の促進及び矢吹町商工会等や中心市街地の各事業者等の関係各所が連携した、町ぐるみの観光客の受入れ態勢づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 喉の調子が悪いにもかかわらず、ご丁寧な答弁及び町長としての考えも入れながら答弁していただきありがとうございます。

まず、最初の大きい項目、D X推進であります。ようやく、どれだけ推進しているかというのが数字でも示していただきました。繰り返しますけれども、行政D X推進95.2%達成、さらに町民のための地域D X推進84.2%達成、これ、私、受験戦争で育っている人間の1人でありまして、この数字、合格、いいなという印象であります。これに関連してであります、認識として、これは恐らく第1次デジタル田園都市国家構想における数字ではないかなと思うんですけれども、これも含めて、以前、ロードマップで何年までにはここまで達成したいというのを表示されている資料を受け取っております。担当課といたしまして、この第1次達成、非常に満足のいく達成率かどうかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 富永議員の再質問にお答えいたします。

当課としましては、地域D Xの進捗について、若干、ちょっと低いような状況でございます。具体的に言いますと、デジタル活用推進のボランティア制度創設であったりとか、そういった、あとは高校、大学との連携、デジタル人材を育成するためのそういった連携であったりとか、そういった外部との連携の部分について、あとはボランティアを活用するとか、そういった部分について十分ではなかったというところ、この点について、第2期、第2次のデジタル田園タウン構想事業で進めてまいりたいというふうに考えております。議員のほうからお話ありましたとおり、完全ではないんですが、ある程度の目標には達したのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） そうしますと、これ関連ですけれども、大きな予算が注がれてきております。そして今度第2次と。その後3次が出てくるのかな、どうなのかなというところですが、現場といたしまして、さらにこのロードマップは伸び続けるのか、それともある程度の峠は越して、ここの時点で越すであろうという、そういった予想等も含めて、これからどう進んでいくのか、推進されるのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 富永議員の再質問にお答えいたします。

デジタル関係、D Xに関しては様々な技術がどんどん出ております。A Iであったりとか、そういった部分についてはこれからもどんどん発展していくような形になるかと思います。そういったところの新たな技術について、やはり町としても活用していくというような部分を考えますと、今後もこういったロードマップに合わせて取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えております。当然、国のほうでもデジタル田園都市国家構想事業、こういった取組を行っていますので、国の動向を見ながら今後の町の対応についても考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 答弁ありがとうございます。

続きまして、デジタルデバインドという言葉も触れられております。これはデジタル化を推進するに当たって、私はどうもアナログ人間に近いほうで、まだまだ苦勞しております。時間がかかります。慣れていません。こういった状況下にあつて、町のほうはプログラムとかいろんな講座を開きながら、操作に慣れていただけるように取り組んでいるという答弁でありました。しかし、その参加されている方たち、人数も含めて、また、主催者側とすれば満足のいく関心を持った状況なのか。デジタル、DX推進は進んでいる、しかし、それを利用する人たち、その人たちが操作しやすいような、慣れていく、そのための講座は開いているんだが、現在、開催する側とすれば、どのようにさらに盛り上げていくか、取り組んでいくのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 富永議員の再質問にお答えいたします。

町では、そういったデジタルデバインドの解消のために、スマホ教室、スマートフォン教室を開催しております。高齢者を対象とした事業でございますが、令和6年度69名参加、かなりの数の方々が参加していただいております。令和7年度はちょっと少なくても7人ということで、こういったところの原因については、うちのほうでもまだまだそういう検証をして、参加者を増やすような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。こちらのスマホ教室については、のる一との予約なんかも併せて、そういった方法についても構想の中に組み込みながら取り組んでおりますので、そういったところで、例えばのる一とのほうの事業と連携した形で受講者を募集するとか、そういった工夫の仕方については、これから考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

ちょっと令和7年度の参加者が私とすれば少ないなという印象です。これ、だんだん少なくなってくると、生活者がDXによってどれだけ生活がよくなっているのか、便利になっているのか、その実感が薄れる、または遠ざかる、そういう危惧を私は感じます。

ですから、例えばe-Tax、税務関係ですけれども、これはマイナンバーカード、マイナポータル、ちょっと正確な言葉出てこないんですけども、これが連携しないと送信完了しません。なおかつマイナンバーカードの暗証番号2種類、これも求められます。いざやろうとすると、あれ、忘れちゃったとか、ずっとできると思ったんですけども、1日、例えば暗証番号忘れて窓口に行きます。そうして手続、新たな暗証番号を作っていただけるんですけども、24時間後ですと、それが使えるのは。その日は使えません。それが現実なんです。こういった、便利ですよ、家にいて確定申告できるんですから。もうそういう状態になっている。しかし、

いざやろうとするとなかなか、送信完了までたどりつくのに24時間以上は今かかってしまう、そのような現状です。

ですから、そういった確定申告とか、ちょっとした利用するときがあると思うんですね。そういった場合に、講座なり、簡単だよと、簡単にできますよとかのうたい文句で、便利ですよ、そのようない文句で周知する、こういった努力も必要ではないかと思います。こころの認識も含めてお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 富永議員の再質問にお答えいたします。

確定申告等については、税務署のほうでいろいろ取り組んでいるところもございます。そういったところとどういった連携をしていくのか、そういったところについても今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

続けて、デジタル人材の育成に関してであります。私が予想したよりも、業務関係、人材育成するための研修等含めて、まめにやっているなと思います。

しかし、ちょっと話は世界的なものになりますけれども、今回、イランとアメリカ、今、紛争というか戦争状態になっております。あれでイランの指導者がピンポイントで亡くなっていると。これはデータが集積されて、いわゆるその人間の行動様式を集めて、分析されて、それであいうふうなことができると。このデータを今、莫大なビッグデータとして集まっています。それをいろんなところで価値を持たせて利用しようとしております。

我々、これからも、地域それから行政においても今、使えば使うほどそこからデータが集められ集約されます。そうすると、それを分析する人材、これ今、育成という研修等でやっていますけれども、私はこれにさらに力を入れて、できたら、大変かもしれないけれども、周りの地域よりもより早く対応できる人材、これだけいます、そういうふうな体制をつくっていただければと思っておりますけれども、難しいという言葉になってくるかもしれませんが、一応、こころの認識も含めてお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 富永議員の再質問にお答えいたします。

町では、これまでも各種の計画を策定する際には、統計のデータであったりとか、あとは今後の人口の増減の推移であったり、見通しですね、そういった部分であったり、当然アンケートなんかもデータでございます、こういったものを活用しながら政策の立案に努めてきたところでございます。議員おっしゃるとおり、今後そういったデータの分析というところは、政策の裏づけとして大変重要でございますので、引き続き研修等は開

催して、こういった技術を身につけるようなことで、データに基づく政策立案に努めてまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ、データ処理、分析作業から政策立案につないでいくと、まさしく、ここが大切な点だと私は考えてお
りますので、それに対応する人材の育成、これからも力を入れて、いっぱい予算をつぎ込むかどうかは分りま
せんけれども、力を入れて進めていっていただければと思っております。

DX関係は以上になります。

続けて、観光の振興等になります。やっぱり商工観光課ができて、目に見えて頑張っているなど、やってい
るなどというのが私の印象です。評価できると思います。

そういった中で、大切なことというのは、観光振興が重要なんだという共通認識、これを町民の皆さんとと
もに高めていく、それが大切であろうと思うんです。つまり、観光によって地域の振興、そして地域の活性化、
そういったものにつながっていきます。そうすることで地域の価値が高まり、地域に住んでいる人たちの誇り
にそれが高まっていく。これは非常に、開催する側がやっているということだけではなくて、住む町民にとっ
ては、この誇りを持てるということはすばらしいことだと私は考えます。

そういった中で、今後プロモーションする中で、町のほうは、たしかテーマを持ってデスティネーションキ
ャンペーンに参加するとのことですが、例えば、これ矢吹花見マップ、それぞれ見たと思います。これ
を開くといろいろ説明、地域の名所にある桜、いろいろ説明があります。ホームページを見ると、これがぱっ
と見られるようにもなっています。その次なんです。説得する、じゃ見てみようかなと動いてもらえる、つま
り物語が必要だなと考えております。

ちょっと長くなって申し訳ないんですけども、例えば弁当、今回、KITTE丸の内で大評判だと。あの
弁当の中身、食材がある、食材の価値がどうなのか。生産者の顔、今回パネルで4つくらい用意されていたと
思います。そしてそれを、生産者がいて、そして弁当を作っている方がいらっしゃいます。そして、おいしい
ものを作ろうとして、食べる側がおいしいねとなっていくわけです。これが1つの物語ではないかと私は思っ
ております。これを、そうなるようにこれから観光振興の一つとして、この物語をしっかりと入れ込むという
考えはないか。

例えば、もっとさらに歴史において、中世、矢吹、これは源義家が矢を吹いて矢吹という地名になったと。
さらにこの義家と一緒に同行した鎌倉武士団の1人、鎌倉権五郎景正、この方のご子孫というかな、親戚とい
うか血のつながっている方が、ずっと戦国時代、あの袖ヶ館にいたんです、矢吹氏と語って。この鎌倉権五郎
景正、これ祭って、三神にお寺もあります。神社もあります。さらにこれを、ご神体を祭っているのが鎌倉市
にもあります。御霊神社、江ノ電のすぐ脇にあります。これをぐうっとつなぐことによって、1つの中世の矢
吹におけるストーリー、物語が出てくると思うんです。それによって人は動くのではないのか、それを読みた
がる、関心を持つ、また、町に住んでいる人はそういう物語を知ること、やはり先ほど触れましたこの町の

誇りにつながっていくのではないかと思います。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、そういった中での物語を作るという重要性、そういったものに関して、いわゆる観光地の価値を磨くと、そういったものを含めて担当課としての考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

まずは、本町の観光事業につきましてご評価をいただきましてありがとうございます。

まず、やぶき食堂についてでございますが、今回、東京のK I T T Eのほうでイベントを開催いたしまして、大変好評でありました。その際には、ただお弁当を販売するだけではなくて、矢吹町の農産物や調味料とかにこだわりまして、さらに、人を前面に出しながら、いわゆるその物語をつくった中でのPRを行ったところでございます。来場者数は結構多くて、初日が1,802人、2日目が1,846人、合わせて3,648名の方に来場いただきました。ですので、こういった事業についても、来年度以降、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。ですので、議員さんがおっしゃるような、やはり物語という部分が今後必要だと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、そこら辺、物語にも磨きをかけていただければ、観光振興がさらに高まっていくのかなと考えております。

ちょっと細くなりますけれども、駅等でこれからも続けると、イベントとして。そういうご答弁でありました。今回は東京駅前、駅というのは1つ、PRするのになかなかいい場所だなと考えております。例えば日暮里駅、これ外国の方があそこ、成田から降りて日暮里駅使うんですね。そういった中で、昨日だったと思います、会津若松、いっぱいぬいぐるみ、4つか5つかな、着たぬいぐるみが駅の中でいろいろやっていました。今回、K I T T E丸の内のほうでは、やぶきじくんかな、ああいっぱいぬいぐるみ、ほかではぬいぐるみを利用して目立つように、目につくように、そういう宣伝もしているようなんですけれども、これから、そういったぬいぐるみ等々も使ってやる考えはあるかどうか、簡単な質問ですけれども、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後、PR等でぬいぐるみ等の活用はどうかというふうなご質問でございますが、まず、矢吹町にはやぶきじくんがおります。やぶきじくんのほうは結構全国のほうに行っているPRをしておりますので、引き続きやぶきじくんにも活躍いただきながら、PRを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○7番（富永創造議員） 質問は以上になります。どうもご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時です。

（午前11時48分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 小 島 紀 子 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告3番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 議会の皆様、こんにちは。傍聴の皆様、いつもありがとうございます。

初めに、皆様に支えられて今回で2年目となりました。議会も8回目となりました。その中で、2問ずつ、まず、質問させていただいて16問、質問してくることになりました。質問するということは、自分で調べなければいけないことであって、いろいろ住民の皆様と談義したりとか、あとお困り事を聞いたりして、町の内情というのが徐々に分かってきました。これからも自分の議員生活、それ以上のこと、矢吹町の発展のために尽くしたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

まず、通告により質問いたします。

主題の1番として、矢吹町の都市計画について質問いたします。

質問の目的としまして、本町においては田畑の宅地化が進み、公道に面した土地では戸建て、アパートの新築建設が盛んです。一方、接道が取れなくて住宅開発の目の目が見られない袋地も増加しています。矢吹町のこれまでの宅地開発はどのような計画の下でなされてきたのか、また、これからの都市計画をどのように構築しているのか、構想しているのかをお尋ねします。

その背景となりまして、住宅地にある田んぼの所有者から質問を受けました。近隣の宅地化で用水が引けません。進入口が確保できなくなって農機具が運べません。数年前から営農ができていません。今後どうすればいいのでしょうかなどの相談をいただき、早速、現地を見に行きました。

公道に面した土地では、新築戸建て住宅が建築中ですが、その奥にあるその人の田んぼは接道条件を満たしていない袋地になっているため、営農はもちろんのこと売却もできない現状を目の当たりにしました。これは、何もその方一個人の問題ではありません。接道が取れない空き地を自分の自宅の周りでも見かけますし、そこで見かけております。

このまま無計画な都市開発が進めば、町の中心地でありながら宅地開発ができないため買手がつかず、また、

所有者が高齢になれば管理が行き届かず荒れ放題となり美観を損ね、ひいてはごみの不法投棄、火災発生の火元になるおそれが出てくるかもしれません。さらには、町外から矢吹町に移住を考えている人々の矢吹町に対する評価を下げる要因にもなるかもしれません。

この袋地に対する問題解決法はないのでしょうか。あるとしたらどのような手段なのかをお聞きするとともに、今後、そのような中心地に残地を残さないためにも都市計画はどうあるべきかなど、町の方針をお尋ねいたします。

質問事項は3問あります。

1、矢吹町のこれまでの都市開発のマスタープランはどのようなものだったのか、お伺いいたします。

2番、接道が取れないこの袋地に対し、接道が取れるよう道路を整備するなどの救済措置が検討できないかどうかなどを伺います。

3番、矢吹町へ移住を考えている方々により印象を与えるためにも、宅地はきちんとした都市計画の上に建設されるべきだと思います。今後の都市計画構想などについてお尋ねします。

主題、2番、住民にとって住みやすい町についてお尋ねいたします。

質問の目的は、住民にとって住みやすい町、継続して住み続けたいと思える町にするために、町が掲げる将来にわたって持続可能なまちづくりとはどうあるべきかをお伺いいたします。

その背景といたしまして、どこの市長村も人口減少と過疎化に悩む中、矢吹町においては本町への移住者が増えているといううれしいニュースがあります。町は、どのようなことが魅力で移住者が増えたと分析しているのか、継続して住み続けていただくためには、移住者に対してどのようなサポートをして、また、どのようなサポートが必要と考えているのか、さらに、全住民にとって魅力ある住みやすい矢吹町にするためにはどうすればいいのかなどをお伺いいたします。

自分なりに考えた理由といたしまして、1番、移住者が矢吹町を選んだ理由としましては、比較的温暖で自然災害が少ないこと。田園が広がり緑が多いこと。白河、須賀川、郡山が通勤圏であること。土地が平たんで安く、よって住宅建設コストも安価であること。交通の便がよいこと。それは国道、高速道路、JR駅、空港が近いこと。利便性として、スーパー、ドラッグストア、コンビニなどが多数あり買物が便利であること。銀行、郵便局が複数あること。複合施設、文化センターなどがあること。ガソリンスタンドが多くガソリンが比較的安い、公共施設やスーパーなどの駐車場スペースが広いこと。施設の充実としましては、温泉、プール、大池ふるさとの森、文化センター、図書館、KOKOTTOなどがあること。また、教育は保育園、幼稚園から中高、高校までそろっていること。

2番、町独自のものとして考えることといたしましては、住民サービスがよいこと。私も議会で質問させていただきましたが、妊娠初期から出産、子育て支援が充実していること。のるーと矢吹などがあること。文化、スポーツ、大池ふるさとの森芸術村、KOKOTTO、スポーツ、文化活動支援などがあること。イベント、あゆり祭をはじめとする文化祭、各地域のお祭り、太鼓まつり、フロンティア祭りなどがあります。

3番目として、さらに魅力ある矢吹町にするためにはということを考えました。

きちんとした都市計画の下に建設されたすっきりとした住宅地であること。住民同士の関わり合いが密であること。

そこで、質問事項としまして、3つあります。

1番、まず、外から来る移住者は何に魅力を感じて矢吹を選んだのか、移住者に対してのアンケートなどがあればそこから分析した結果などについてをお伺いいたします。

2番、町は移住者に対してどのようなサポートをして、さらにはどのようなサポートが必要と考えているかなどをお尋ねいたします。

3番、住民が将来も住み続けたいと思える矢吹町にするためには、何が大切と考えまちづくりをしようとしているのか、町独自のお考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 今の小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町のこれまでの都市開発に関するマスタープランについてのおただしであります。

本町における都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく本町の将来像を見据えたまちづくりの羅針盤となる町の都市計画に関する基本的な考え方を示す計画であります。

本計画は平成8年12月に策定し、平成28年12月に東日本大震災からの復旧・復興など、社会情勢の変化に合わせて改定を行い、おおむね20年を計画期間としており、町の将来像の実現に向け、「誰もが住みやすい都市づくり」、「豊かな自然を活かした都市づくり」、「特性を活かした魅力的で住みたくなる都市づくり」、「にぎわいを生み出す都市づくり」、「利便性の高い市街地と自然環境が共生する都市づくり」、「協働の都市づくり」、これら6つの柱を都市づくりの目標として掲げております。

これらの目標達成に向け、これまで町では、道路や下水道等の計画的なインフラ整備や、地域に適した建物の誘導を行うとともに、建築主等へ必要な助言、指導を行いながら、良好な居住環境の形成に努めてまいりました。

引き続き、本計画の6つの目標を指針として、多くの方々に住みたくなる、長く住み続けられると感じていただけるような安全で安心な魅力ある都市づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、接道が取れるよう道路を整備するなどの救済措置を検討できないかとのおただしであります。

建築行為を行うためには、建築基準法に基づき、原則として4メートル以上の道路に建築敷地が接している必要があります。

主な接道要件として、国道、県道、町道で道路幅員が4メートル以上の道路のほか、宅地分譲などに合わせ、申請者が福島県の指定を受け整備する幅員4メートル以上の私道である「位置指定道路」、また、幅員が1.8メートル以上4メートル未満でも緊急車両等の通行を確保するために、住宅敷地を後退することで建築が可能となる「みなし道路」などがあります。

議員おただしのとおり、近年の宅地開発に伴い接道がない袋地となり、建築が困難な土地が生じていることについては、町としても認識しております。

こうした土地も含めまして、現時点で接道が取れていない敷地への建築の相談については、道路までの敷地を延長するなどの手法を助言、指導しておりますが、隣接地の買取りや借地が必要となる場合も多く、最終的には土地の所有間での話し合いにより解決していただくよう説明をしております。

このほか、みなし道路については、国の補助事業である狭あい道路整備事業を活用しながら、狭い町道等の拡幅整備をこれまでに5路線実施しております、引き続き、地域性などを踏まえて、優先順位をつけて計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

今後も、宅地開発や建築確認申請の許可機関である福島県と連携を図り、建築主等からの相談に耳を傾けながら、適切な助言や指導に努めるとともに、魅力あるまちづくりにつながる道路整備を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の都市計画構想等についてのおたかしであります、町では都市計画マスタープランに基づき長期的な視点でまちづくりを推進するとともに、用途地域を指定し、建てられる建物の種類や大きさを制限するなど町全域において健全な都市づくりと良好な居住環境の整備を図られるよう、開発者や建築主等への助言、指導を行っております。

また、町では、これまで、新規の道路や幅員狭小な道路の整備を行うことで、未利用地であった土地について宅地開発の促進を図ってまいりました。

現在、本町における宅地開発については、民間事業者などの主導の下、進められておりまして、全体敷地面積が3,000平方メートル以上の開発につきましては、福島県に開発許可の申請をし許可を得る必要があります。事業者は申請の前に、町に対して土地利用や周辺状況に関し事前協議を行うとともに、技術的な面について福島県へ相談の上、正式に申請を行うのが一般的であり、事前協議の段階から、福島県の許可基準や都市計画法等の関係法令に基づき、町が関わることで無秩序な開発計画にならないよう適切に対応しております。

一方、全体敷地面積が3,000平方メートル未満の県の許可が不要な開発等につきましては、民間事業者等より計画が示された段階で、関係機関との事前協議の徹底や、隣接地、周辺地域等々への影響がないように施工することなどを町から適切に指導するとともに、必要に応じて現地調査を行うなど、良好な居住環境の形成に努めているところであります。

今後は、国道4号の4車線化を見据え、素通りされない魅力のある町にするため、町内へのアクセス向上を図り、本町の最大の武器である利便性の高い立地特性を最大限に引き出すとともに、商業施設や企業をさらに呼び込んでいくため、インフラ整備を戦略的に進め、移住者や子育て世代の方々から選ばれるまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、移住者は何に魅力を感じて本町を選んだのかについてのおたかしであります。

議員おたかしの移住者に関するアンケートにつきましては、福島県外からの移住者のうち、矢吹移住定住総合サポート支援金を受給された世帯に対して行っており、18件の回答をいただいております。

アンケートの主な質問項目につきましては、年代、世帯構成、移住スタイル、移住後に苦労したこと、移住の理由、矢吹町は暮らしやすいと思うかとなっております、アンケートの結果から次のことが分かっております。

初めに、年代につきましては、20代が1世帯、30代が5世帯、40代が7世帯、50代が3世帯、60代以上が2

世帯であり、30代から40代が約7割を占めております。

世帯構成につきましては、単身世帯が7世帯、夫婦世帯が3世帯、未就学児がいる子育て世帯が5世帯、その他が3世帯であり、単身から子育て世帯まで幅広い層が本町を選んでおります。

移住スタイルにつきましては、Uターンが5件、Iターンが4件、夫婦のどちらかの実家がある、いわゆる嫁・夫ターンが6件、その他が3件であり、住み慣れた地域や親族の近くでの生活を選ぶ傾向が見られます。

移住後に苦労したことにつきましては、車社会が6件、仕事が5件、住まいが4件、地域付き合いが2件、その他が2件、ながしが6件であり、車社会への適応や仕事、住まいの確保に苦労していることがうかがえます。

移住の理由については、実家があるが14件、夫妻の勤務地が3件、就職先があるが3件、自然環境がよいが2件、食べ物がおいしいが2件、趣味ができるが2件、その他、買物など周辺環境、人柄がよい、スローライフを実現、交通の便がよい、子育て環境がよい、医療福祉の充実、農業ができる、移住者支援が充実の項目がそれぞれ1件となります。

最後に、矢吹町は暮らしやすいと思うかについては、とても暮らしやすいが2件、暮らしやすいが8件、どちらとも言えないが2件、暮らしにくい1件、分からないが5件となります。

これらのことから、本町が東北自動車道や国道4号に加え空港や鉄道などの交通体系に恵まれており、交通の利便性が高く通勤がしやすいこと、また、町内にスーパーや病院も充実し、屋内外運動場の未来くるやぶきや複合施設のKOKOTTOなど子育て世代にとって心強い施設が多く、住環境がよいことも本町への移住を決める大きな理由になっていると分析しております。

今後も、移住先として本町が選ばれるよう移住者の声を大切にしながら、本町の強みである利便性と住環境のよさを磨き上げ移住の促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、移住者に対してのサポートについてのおただしであります。町が実施している移住者支援策のうち、福島県と連携した首都圏からの移住者向けの矢吹町定住促進事業における移住支援金では、単身世帯には60万円、家族世帯には100万円に子供1人につき100万円を加算し支給しております。首都圏以外からの移住者をさらに幅広く支援するため、町独自の支援策として、基本支援金30万円に条件に合致すれば支給する追加支援金を合わせて最大58万円を支給する矢吹移住定住総合サポート支援金を交付し、移住の際の引っ越し費用など、初期費用の負担を軽減することで安心して暮らし始められるように支援しております。

また、移住後のサポートとして、令和2年度からNPO法人ふれっしゅ・すてーじと移住者支援に係る業務契約を締結しておりまして、移住者から現地案内や移住相談があった際の支援業務を行っております。

さらに、住まいの確保については、令和4年度から空き家バンクを設置しており、これまでに登録された11件の空き家のうち6件が成約に至っております。今年度も新たに4件の空き家が登録となるなど、登録物件数は年々増加し、空き家の利活用と需要のマッチングが活発になっております。

また、町内に住宅を取得した子育て世帯への定住支援として若者定住支援事業を実施しており、令和6年度は38件、今年度は現時点で21件の申請となっております。移住後の生活をサポートすることがその後の定住への大きな後押しとなるため、県をはじめ関係機関や団体と連携を図りながら、サポート体制の充実を図ってまいります。

今後も、これらの支援策をはじめ本町の交通の利便性や住環境のよさ、さらには「さわやかな田園のまち」

としての、のどかな田園風景が広がる豊かな自然という本町ならではの強みを最大限にPRするとともに、移住者がこの地域で新たなライフスタイルを見つけしっかりと定着できるよう、移住者のニーズを把握しながら、移住定住の促進に向けた施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、住民が住み続けたいと思えるまちづくりのために大切にしていることについてのおたかしであります。町民の皆様が将来にわたりこの矢吹町に住み続けたいと感じ、次世代に自信を持って引き継げる町をつくるために何が大切であるのか、その根幹となる考え方と具体的な取組について申し上げます。

第7次矢吹町まちづくり総合計画では、町の将来像である「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち やぶき」を実現するため、「共生・調和・挑戦 未来を見据えた持続可能なまちづくり」を基本理念に掲げております。少子高齢化や人口減少といった課題をただ甘受するのではなく、本町の優れた立地特性や交通環境、豊かな自然観光を生かし、限りある人材とデジタル技術を有効に組み合わせることで、誰一人取り残さないまちづくりを力強く推進してまいります。

具体的な取組としましては、総合計画の前期基本計画において、特に重点的、分野横断的に取り組む6つの施策を柱としておりまして、このうちの主な事業について答弁をさせていただきます。

まず、子育て世代に選ばれるまちづくりについてであります。

子育て世代の課題の一つとして、出産や育児にかかる経済的な負担があり、子育てするなら矢吹町と実感いただけるよう、経済的支援の拡充に取り組んでおります。具体的には、妊婦のための支援給付事業や、矢吹っ子応援事業による商品券や出産祝金などの支給をはじめ、幼稚園・保育園等利用者支援事業による第3子以降の保育料無料化、3歳児から5歳児までの給食副食費、いわゆるおかず代の助成、さらには、学校給食運営事業により学校給食費の助成などを行い子育て世代の負担軽減を図っております。これらの取組は、移住定住者の増加にもつながるものと考えております。

次に、高齢者の福祉の向上のために生活環境整備の一環として、公共交通推進事業についてであります。

全国的に高齢ドライバーによる痛ましい交通事故が後を絶たない中、本町においても事故を未然に防ぐ取組は、大変重要であると考えております。

しかしながら、車社会である地方部では、移動手段の喪失が買物や通院などの日常生活に大きな支障を生じさせます。この生活の足への不安こそが、高齢者の免許返納につながらない大きな要因の一つであろうと考えております。また、アフターコロナの渦中で、特に高齢者の活動の停滞、外出忌避傾向がフレイル化による要支援や要介護者の増加につながり、家庭と社会の負担増を続々と招来していく悪循環が懸念されます。これらの町として看過できない喫緊の課題の解消を図るため、行きたいときに、行きたい場所へ自由に、そして、安全に移動できるAI活用型オンデマンドバス、のるーと矢吹について、実証から本格的な運行へとつなげることができるように着実に取り組んでまいります。来年度からは、土曜日または日曜日への運行拡大や、午前7時から午後7時までの時間の延長を検討し、より利便性の高い事業展開を図ることで、高齢者はもとより、多くの町民の皆様の外出、活動機会を創出してまいります。

のるーと矢吹は、高齢者の生活における足の確保と健康寿命の延伸はもとより、子供たちの活動や地域経済の活性化、さらには将来のインバウンド対応にも大いに寄与するものであり、町民の皆様の健康で活力のある暮らしを支える社会基盤として育ててまいります。

さらには、多様な雇用創出に係る取組についてであります。

昨今の就労形態の変化に伴い、本町においても既婚女性の就業率が高い水準にありフルタイムで働く母親が増加しております。子育てをしながら働き続ける仕事と家庭の両立は個人の努力だけでは限界があり、子育て世代の大きな負担となっているのが現状であります。この負担や不安を軽減し、社会で活躍し続けることができる環境を整備することは、本町が子育て世代に選ばれ持続的に発展していくために欠かせない重要な課題であると考えております。これらの課題に対し、本町では、幼稚園預かり保育事業、放課後児童クラブ事業の充実により、女性が働きやすい環境づくりと多様な就労状況に合わせた支援体制の整備を行っております。

加えて、保育園等への各種支援により待機児童ゼロの継続に向けて取り組んでおりまして、こうした環境整備が、女性の就業継続や本町への定住意欲の向上に直結するものと考えております。

引き続き、これらの事業を連動させることで、全ての町民の皆様が、矢吹町に住んでよかったと心から誇れる未来をつくり、誰もが笑顔で暮らせる町を次世代にしっかりと引き継いでいくために取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

まず、矢吹町の都市計画について質問させていただきます。

矢吹町の都市計画マスタープランの中に、大きな考えの中に6個ありますとありましたが、協働の都市づくりというのがありました。協働の都市づくりというのはどういったことなのか、教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

協働の都市づくりについてであります。こちらマスタープランの都市の将来像の中に、町民、企業と行政がそれぞれの役割の下、連携して将来像の実現を目指す協働の都市づくりを進めますというふうになっております。具体的な一例といたしましては、大池公園など、これまで活動の場として整備を進めておりました町民につきましては、これまで区長会等で町民の皆様による植樹活動、さらに桜祭りなど各種団体のお祭り、企業等におかれましては、光南高校や各種企業によるごみ拾いなどのボランティア活動、さらに町につきましては、地元行政区と共に維持管理等を行っております。こういった活動をもって協働の都市づくりを進めているところであります。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 的確な説明、ありがとうございました。

次に、これらの目標達成に向けて、町では道路や下水道などの計画的なインフラ整備をしていますというこ

となんですが、下水道に関してはどのくらい整備が進んでいるんでしょうか。中心市街地はまだしも、中心市街地から外れた場所であるとか、その辺のことを分かりましたら教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小磯上下水道課長。

〔上下水道課長 小磯 剛課長登壇〕

○上下水道課長（小磯 剛課長） 小島議員の再質問についてお答えしたいと思います。

公共下水道の整備に関する率でございますが、現在、使用可能世帯として5,493世帯が使用可能となっておりまして、そのうち水洗化になっておるのが4,689世帯となっておりまして、水洗化率は85.4%というふうなことでございます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 今の質問に関連しまして、85.4%が水洗化率ということなんですが、これは水洗化率は上がっていくものなのか、それともこのままでいくのか、見通しを教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小磯上下水道課長。

〔上下水道課長 小磯 剛課長登壇〕

○上下水道課長（小磯 剛課長） 2番、小島議員の再質問についてお答えさせていただきます。

水洗化率の上昇でございますが、現在、公共下水道整備をしておりますので、使える区域も広がっていきますので、一概に毎年確実に広がっていくというものではございません。今、下水道管を埋設しているところもありますので、使える区域が増えていっておりますので、それと同時に使用可能世帯も増えていっているものですから、そこは繰り返しになりますが、水洗化率が必ず上昇していくものではないので、そこについては、普及啓蒙については広報やホームページで行っておりますので、下水道の、公共下水道が整備されたらば、速やかに公共下水道に接続してもらうようお願いをさせていただいているところでございます。

以上で質問の答えとさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

能登の震災のときのことも考えまして、下水道が広がればいいというものではない。それに対しての老朽化であったりとか、それにすごくお金がかかったりする、簡易下水道を奨励しているところも出てくるということをお話を聞きましたので、都市整備としては広がったほうがいいのかとは思いますが、それに対してのメンテナンスであるとか、そういうコストがかかるということで、一概に100%まで目標ということではないというのを、目標にするということではないというのがよく分かりました。やはり、コストの問題というの、あとは、老朽化の問題であるとかそういうことも多くなると思います。でも、やはり外からの移住者の人たちの、何というんですか、魅力ある町にするためには、やはり下水道が整備されているというのはマストだと思

いますので、今後ともご努力をお願いいたします。

2番目の質問なんですが、メインのところでは接道が取れないということで、お困り事相談、受けましたが、その救済措置ということで、最終的には土地の所有者間での話し合いということが最後になってくるかと思うんですが、その前に、やはりお困り事があれば町に相談するというのが当然であると思うんです。私も地震のときは、お困り事があったときは、いつでも矢吹の町役場に相談すればいいということが分かったので、町がよくなる、そのためには役場も、何というんですか、すぐに動いてくださるということが必要だなということを確信しております。

それで、最終的には、土地の所有者間の話し合いでというのはちょっと投げやりなような気がするんですが、その前に、例えば町で申請が受けられたんだけど、県に持っていったら通らないよとか、ちょっと土地改良区さんとの絡みであるとかそういうことで、また、振出しに戻ったということも聞いています。

そういうことで、話し合いというのは実際に持たれているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

袋地だけではなくて、建築を予定されている方、建築主の方、また、あと建築設計をやられるコンサルの方、まずは都市整備課の窓口にはらっしゃいまして、接道であったり、排水がどうなっているとか、ご相談に見えられます。そういった中で、なかなか建築が難しいという土地につきましては町でもなかなか判断ができない、そういったものについては福島県のほうに必ず協議をしております。そういった中で、何らかの方法で建築ができないかということは、必ずそのケース、ケースにおいて、相談をして対応しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

みなし道路についてお尋ねいたします。

みなし道路の説明と、あと台帳に、そのみなし道路の台帳というのはあるのでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

みなし道路の台帳につきましては、今現在、町のほうでは持っているものが住宅地図であったり、地図データに載っているそういうものに一応プロットしてあるものでございます。正式な台帳というものは、今年度から福島県が主体となってみなし道路の台帳を整備し始めました。完成が、令和8年度中には完成を予定しております、その後、公表を予定しております。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2 番。

○2 番（小島紀子議員） ありがとうございます。

みなし道路について、国の補助事業である狭あい道路整備事業を活用しながら狭い町道などの拡幅整備をこれまでに5路線実施しましたとありますが、まず、狹隘道路というのはどういうことであるか、その整備事業というのはどういった事業であるかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2 番、小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、狹隘道路についてであります。狹隘道路につきましては、先ほど町長の答弁にありましたとおり、福島県の指定を受け、幅員が1.8メートル以上、未満でも、緊急車両等の通行を確保するために、住宅敷地を後退することで建築可能となるみなし道路、こちらが狹隘道路として、矢吹町としては事業を実施して拡幅を行っております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2 番。

○2 番（小島紀子議員） そうしますと、みなし道路と狹隘道路というのは一緒と考えてよろしいですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2 番、小島議員の再質問にお答えいたします。

みなし道路というのは、建築基準法上で決められたその1.8メートルから4メートルの道路で、中心から2メートルずつセットバックしないと建築行為ができない、みなし道路と言われる道路です。狹隘道路というのは、国の狭あい道路整備事業というメニューがありまして、意味合い的には同じなんですけれども、そのみなし道路になったものを、狭あい道路事業として町はそのメニューを使って整備しているという位置づけになっております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2 番。

○2 番（小島紀子議員） どうもありがとうございます。

国の補助事業であるその狭あい道路整備事業の具体的、国がどのくらい持つとか、町がどのくらい負担するとか、そういう点についてお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

狭あい道路整備事業の国の補助率であります。半分、2分の1が補助率になっております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

これは町道だけですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

狭あい道路整備事業につきましては、主に町道のみなし道路の場所を拡幅しておりますが、町道だけではなく法定外道路も実施可能であります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

やはり、私もそうなんですが、住民の方たちはそういう点、知らないで泣き寝入りをされている方も多いと思うんですが、このことが次なる接道問題で、やはり道路というのは、道路のインフラというのはすごく大切なことだと思います。土地活用についても、接道がないと入れないと一切私有地になってしまったり、そういうことになってしまいますので、住民の方たちにも知らすべく、そういうことをどんどんと広報していったきたいと思います。

すみません、次に、2番の住民にとって住みやすい町についてお尋ねいたします。

町では様々な住民に対しての、移住されている方たち、移住して来る方たちについての手厚い支援がありますということを町長さんのほうからご答弁いただきました。それで、その中でも、空き家バンクについてをお尋ねいたしたいと思います。

空き家バンクについては、令和4年から11件の空き家バンクの登録があり、その中で6件が成立していますということだったんですが、あと、それのほかに空き家対策というのがあると思うんですが、どうも私の中でも空き家対策と空き家バンクがリンクしてしまうイメージがあるんですが、担当課所、担当課はどこであるのか、どういうことをしているのかということをご説明願いますでしょうか。お願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

空き家対策と空き家バンクの関係についてでございますが、空き家対策の一つとして空き家バンク事業があるということでございます。現在、空き家のほうの対策のほうの協議会も設立をされまして、その中で有効な利活用ができるような空き家については空き家バンクに登録をさせていただいて、いいマッチングを図って、できればその活用を図っていくという事業ということで、空き家バンクについては商工観光課で進めているものでございます。

以上です。

〔「空き家対策全体は、 」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 失礼しました。空き家対策全体につきましては、まちづくり推進課のほうで所管をしております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

関連質問で、空き家バンクで年々増えているということなんですが、売りと買いとどちらが多いのでしょうか。売るほう、買いたいほう。

〔「件数でなくても、分かれば」と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子議員） 大体で。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

空き家バンクの中で、売りたい方、買いたい方の件数につきましては、手元に資料はないんですけれども、ケース・バイ・ケースです。空き家を所有している方が売ってもいいという方もいらっしゃいますし、今回は貸したいという方もいらっしゃいます。そういった中で、空き家バンクにつきましては、不動産の協会と連携をしております、その不動産会社に中に入ってもらって物件調査なども行っております。ですので、不動産専門の業者にも入っていただきながら、ニーズが合うような形でマッチングを図っているということで、現在、取り組んでおります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

その場合の傷み具合、建物の年数であるとか、そういうことというのは、買いたい人というのは、やはり若いほうが、若いほう、築年数が少ないほうがいいのか、かえって古いほうがいいのか、そういったものというのはありますか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

空き家バンクのニーズについてであります。いい物件は問合せが多いです。今、ホームページに載っております人気がある物件もございます。一方で、そうでもない物件もあります。それは、ニーズがありまして、安ければ安いという方もいらっしゃるし、そうじゃなくて、やっぱりいいところに住みたいと、適正な価格で住みたいって方もありますので、そういった状況にあるということでもあります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

町の都市計画について再質問させていただきたいと思います。

これからのビジョンとして、国道4号線の4車線化を見据え素通りされない魅力ある町にするということがありますが、それで、商業施設や企業をさらに呼び込んでいく、そのためにインフラ整備を戦略的に進めるとありますが、やはり、町にはスーパーが複数あります、銀行もありますということなんですが、そのほかにも、やはり地域の方のご意見としては、病院の数が少ないであるとか、歯医者さん以外は少なくて選べませんとか、あと大手スーパーを誘致してほしいであるとか、わざわざ須賀川のメガステージやイオンタウンとか、あと白河のベイシアに行かなければ素材がそろわないとか、あとは、子供さんだとマクドナルドが欲しいとか、マクドナルドが来てほしいのはやまやまなんです、それはなかなかできないというのは自分も承知しておりますが、もうちょっと矢吹町の資金的、せっかくこんな平らな広い広大な土地がある、温暖であるとか、そういったところって、なかなかこういう恵まれた土地はないと思うんですが、それを有効活用していく、もっともっとアピールしていく手だてというんですか、そういうことに対して、町はどのようにこれから取り組んでいくのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 小島議員。

○2番（小島紀子議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） もう一回、ちょっと時間止めます。

○2番（小島紀子議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 質問の内容、どういう、何を聞きたいということ。

○2番（小島紀子議員） やっぱり、魅力的なまちづくり、そのためには人を呼び込みたい、それと、先ほど町長さんの答弁にもありましたように、国道4号線の4車線化を見据えて、ここが出ていたのでそれが思い浮かんだんですが、そのためには、具体的にどういったことで、ただ、絵に描いた餅ではなくて、どうすれば人を呼び込むことができるようになるかということ、答弁の中から思い浮かんだ質問なんです。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

国道4号の4車線化を見据え素通りされない魅力あるまちづくり、町にするための町内のアクセスの向上ということで、戦略的に進めるということではありますが、国道4号、これから確実に4車線化で広がってまいります。その際に、町長答弁にもありましたように、素通りされないまちづくりというところで、町としても町の中に誘導するためのしっかりした道路を整備する必要があると思います。その際に、国道に合わせた交差点道路ができるような形で整備を進めたい、計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

やはり、矢吹町の都市計画についての質問なんです、先ほど矢吹町の中に田んぼを持っていって、それで、接道が取れないために農作業ができませんという人と、この間、しばらくというか、長い間、時間かけて話し合いました。そのときに、町の対応についてお話ししてくださったんですが、やはり心配事と言えば町に行くということになると思うんですが、何かアドバイスの的なものであるとか、やはり人と人なので、AIに聞いて回答を得ますとかそういうことではなくて、人として善処するというんですか、分からないことがあったら一緒に頭を突き詰めて考えるであるとか、そういう熱心さであるとか、そういうことというのは、すごく大事なことであると思うんですが、そういったことで、接道が取れない袋地ということで本当にこれは解決方法はないんでしょうか。もっと違う視点から見たら、使えない田んぼでもまだ水を引くというか、その費用は払っていますとか、そういうこともされているわけなんです。

そういうことで、例えばそういうことをどうにか解決策であるとか、もうちょっと親身になって、親身になっていないわけではないと思うんですが、そういうことで細かく対応できる、ともかくその袋地に対して、もうあなたたち自分たちで話し合ってください、地権者何人もいますので、こういう、そういうことではなくて、じゃ、町としては何ができますか、最善の方法は何ですか、最善の方法がなくてもそれに至るための最良の方法は何ですかとか、そういうことを時間をかけて話し合うということが必要だと思うんですが、そういったことで、接道が取れるような道路をどうにかしましょうということで、整備する救済方法、そういったものをぜひとも探し当ててほしいと思います。そういったことについていかがお考えなのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

袋地について、袋地にあつて接道が建築基準法上のみなし道路に該当しないというような道路、例えば農道とか、赤道であつたり、そういうものが接道している場合は、これは建築基準法上の道路、接道として見なされませんので、それは、そういう問合せがあつた場合は建築はできません、こういうのは難しいですというの

はお話をさせていただいておりますが、例えばその周辺に利用することが可能な町道であったり、法定外道路とか、そういうものがある場合は、何らかの方法で対処できないかということは町でも検討しております。当然、福島県のほうにも相談をしております。そういった中で、何らかの方法で対処できないかというものは常に相談があった場合は、相手方、建築主様の相談には応じております。今後につきましても、そういう袋地で建築ができなという場所があった際は、まずは町のほうに相談していただければ、何らかの方法が見つかるか、アドバイスができるか、一緒になって考えてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

今後とも、私もやはりまちづくりについて、これをきっかけにいろいろと町はどうなっているのか、道路はどうなっているんだ、土地はどうなっているんだということを調べていきたいと思いますので、私も参加させていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それで、魅力あるまちづくりについてなんですが、私も議会で何度か質問をさせていただいて、子供さんに厚い町だなということとはよく分かりました。あと、いろいろな、議員になりまして、まだ政務活動費があるときは、大分公園であるとか、勉強会に参加させていただきました。そのときに、今回も行ってきたんですが、言われたことは、上から来たことをうのみにしてというんですか、それを真面目に取り組むのではなくて、これからは、地方自治から国へ発信する時代だということを言われまして、ああ、本当にそうだと思うんです。国で行き詰まってしまったことでも、地方なら解決できるかもしれない、それを発信するのはこれからの地方自治での大切なところではないかと思います。

それで、町独自でユニークなことって何だろうと考えまして、質問させていただきたいと思うんですが、住民にとって住みやすい町で町独自の考え方をお聞きしますということなんですが、この答弁書の中には、助成に厚いとか、子育てに頑張っていますということはあったんですけども、さらなることでハードル上げてまして、町独自、ほかではやっていないけれども、町独自でこういうことできるんじゃないかという、そういうアイデアがありましたら、ぜひともお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

なかなか難しい問題だと思っております。ただ、国の制度であったりとか、県の制度であっても、その中で町独自の取組というのは十分可能かというふうに考えております。今現在、国のほうで進めておりますふるさと住民登録制度、こういった制度がございます。まだ制度自体は完成はしていませんが、来年度に向けてそういった制度が出来上がるということで、こちらについては、実際に住んでいなくても応援したい自治体に住民として登録できる制度でございます。こういったところで、その登録していただいた自治体のほうからは、観光情報であったり、特産品の優待など、そういった特典を受け取りながら地域と深く関わることで、地方の

活性化を目指す取組となっております。

こういった制度の中で、ではどうやって町をPRしていくのか、こういった制度を活用することによって、全国に町の取組であったりとか、町の魅力についてはPRできるものと考えております。今現在、その制度については固まっておりますで、町で、じゃ、こういったPRをしていくのかというところについては、まだまだこれから考えていく形となりますが、こういった制度につきましては、議員の皆様のご意見も聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） いろいろとありがとうございます。

やはり、全ては人と人との結びつきだと思うんです。回答はAIに聞いて分かるものではないし、コンサルに聞いて分かるものではないし、町独自のオリジナリティーというのが頭を柔軟にすれば出てくると思うんです。私、実際、自分もいろいろ考えまして、ああ、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないか、そういうことをいろいろ考えております。本当に矢吹町には、自然もそうですし、人材も、例えばシルバー人材さんのほかにも知的なシルバー人材さんというんですか、そういった方たちもたくさんいるわけなんです。そういう活用する、それで大人も子供も一緒に未来をつくっていくというような、子供さんだけよくなればいいとか、お年寄り是我慢するんだとかではなくて、両方が、皆さんが、本当に協働で、本当の協働という形でにこにこして暮らせる幸せな町、そういった町になればいいと思います。

そういったことで、ぜひとも議員、先ほど国井課長もおっしゃっていただきましたが、議員も集めて、町の人たちばかりではなくて議員の人たちにもどんどん情報を公開していただいて、今、町はこういうことを考えているんだよ、アイデアないですかとか、そういったことでどんどん私たちにもアピールしていただいて、一緒に頭を集めて考えていきたいと思います。今回は、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は午後2時25分です。

（午後 2時12分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 2時25分）

◇ 芳 賀 慎 也 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告4番、3番、芳賀慎也議員の一般質問を許します。

3番。

〔3番 芳賀慎也議員登壇〕

○3番（芳賀慎也議員） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴の皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問から入っていきたいと思います。

まず、1つ目が、町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方についてでございます。

質問の目的としましては、矢吹町学校適正化検討委員会からの答申がまとまりまして、今後の町の取組について確認するというのが目的でございます。

それでは、質問しようとする背景です。

町立小学校の適正規模・適正配置の検討が求められる背景として、現在、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しております。少子化の急速な進行、共働き家庭、ひとり親家族の増加、地域コミュニティの衰退、学校施設の老朽化、学校プール等の施設管理に関する教職員の負担、個別最適な学びと協働的な学びへの対応等、様々な問題がございます。

義務教育段階で学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ社会的自立の基礎、国家、社会の形成者として基本的資質を養うことであり、学校では、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要であること等から、学校は、一定の規模を確保することが重要でございます。学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現させるために行うべきものでございます。また、学校は地域のコミュニティの核として、防災、保育、地域の交流の場等の機能を併せ持ちます。地域の実情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります。

矢吹町学校規模適正化検討委員会は令和4年10月に設置され、令和6年7月に、町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方についての諮問を受け、令和8年1月に、第1章、町立小学校の現状について、第2章、町立小学校の適正な規模について、第3章、配置の基本的な考え方について、第4章、再配置（統合等）にあたって配慮すべき事項、第5章、今後の検討事項との答申がまとめられております。

そこで、次の点について質問を伺います。

まず、1点目です。

令和8年度の町立小学校の適正規模及び配置の進め方についてお伺いしたいと思います。

質問の2つ目、答申の第5章、今後の検討事項の中に再配置のスケジュールを明確にするとございますが、そのためには、財源の確保であったり、町民との意見交換等、様々な課題をクリアにしていく必要があると思っておりますが、そこについての考えをお伺いいたします。

質問の3つ目です。

非常に大きな財源が必要になることが想定されるため、基金等の積立てが必要であると思っておりますが、町のお考えをお伺いします。

続いて、大きな項目の2番目の質問に移ります。

小学校特設クラブ活動の現状と地域移行について。

質問の目的として、町がイニシアチブを取り、現在の小学校特設クラブの代わりとなるような地域クラブを

立ち上げることにより、教員が児童と向き合う時間を確保し、授業の充実、学力の向上、いじめ等の早期発見、早期解決、子供たち一人一人へのきめ細やかな対応ができる学校の体制構築が可能となる。また、本町の4つの小学校の児童が平等に陸上や吹奏楽に触れる機会を持つことができるというところでございます。

質問しようとする背景です。

小学校の特設クラブ活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力、態度を育んできました。また、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を築くなど、心身の健全な育成に資することができる大変有意義な教育活動であります。一方で、価値観の多様化や少子化、教員の大幅な世代交代といった時代の変化により、活動する部員数の減少、指導する教員の専門性の課題、児童や保護者のニーズの多様化など、解消すべき課題にも直面しております。また、教員の超過勤務について国から上限が示されたことにより、部活動の在り方について、従前の考えから脱却し持続可能な運用を目指すべき時代がやってきたものと捉えております。

働き方改革や少子化、指導する教員の確保等、様々な問題から全国的に小学校の運動部、文化部の地域移行が進められております。現在、本町では矢吹小学校に特設陸上クラブ、吹奏楽クラブ、善郷小学校にも特設陸上クラブ、吹奏楽クラブがありますが、善郷小学校の陸上部については本年の3月で活動を休止すると伺っております。善郷小学校の吹奏楽クラブの吹奏楽連盟への加入も、令和9年までの考えとのことでございます。善郷小学校の保護者の方から、陸上部が今年度で休止となってしまうことから、矢吹小学校の陸上部に入れなにかとの問合せがあったようです。矢吹小学校についても、現在の体制で特設陸上、吹奏楽クラブを継続的に維持していくのは困難であるという声が上がっております。また、昨年11月の子ども議会でも善郷小学校の児童から、地域に根づく矢吹町吹奏楽団の設立をという一般質問もございました。

小学校の特設クラブ活動の問題、課題について、一度、検討や見直しが必要な時期に来ているのではないかと考えます。

そこで質問をさせていただきます。

質問の1、現在、担当する先生方、小学校の特設クラブを担当する先生方については、授業が終わった後の放課後の時間帯に特設クラブの指導を行っておりますが、休憩時間もほぼ取れない状況で指導に当たることもあると伺っております。土曜日の練習等も含め、時間外労働時間も大きな負担となっていることについて、町はどのように考えているのか。

2つ目、現在のように特設クラブを維持するためには、陸上や吹奏楽といった専門性を有する小学校教員の人事異動に頼った活動では継続が極めて困難であるとするが、いかがでしょうか。

3つ目です。

今後、本町の4小学校を対象とした地域クラブ（陸上クラブ、吹奏楽クラブ）を立ち上げ、児童や保護者、学校のニーズに応える事業を進める考えはあるのか伺います。

質問は以上となります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和8年度の町立小学校の適正規模及び配置の進め方についてのおただしであります。各小学校における小規模化の進行や学校施設の老朽化の現状などを鑑み、様々な視点により将来の教育環境を検討する必要があることから、令和6年度に、矢吹町学校規模適正化検討委員会に、町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方について諮問をいたしました。

その後、検討委員会において慎重な審議を重ねていただき、1月30日に会長から答申をいただきました。

答申では、1学級当たりの児童数は21人から25人、1学年当たりの学級数は2学級から3学級が望ましく、町立小学校のあるべき姿は、子どもが主役の学校、安全・安心な学校、地域・家庭とともにある学校を目指すとしております。

また、再配置については、児童にとって望ましい学校環境を維持するため、小学校の一括統合を行い、適正規模に近づけることが望ましいこと、一括統合の際の校舎については新設が望ましいこと、その候補地については、町有地であり十分な面積を確保できることから旧総合運動公園用地を第一候補とするが、今後、具体的な計画を進めていく中で生じる問題によっては、他の場所を検討することも必要との答申内容でありました。

令和8年度におきましては、答申の内容を踏まえ、教育委員会として、将来の学校の在り方の方針として位置づける矢吹町学校適正規模・適正配置基本方針の策定に向け取り組んでまいります。

基本方針の策定に当たっては、町長と教育委員会で構成される総合教育会議において、答申の内容を基にあらゆる面から協議を行い、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

また、学校は教育の場だけでなく、地域のコミュニティの核としての役割も重要であると認識しており、保護者の方のもとより、地域の方からも広く意見を伺いたいと考えております。

今後も、将来の子供たちのよりよい教育環境に向けた検討を深め、議員の皆様、町民の皆様との対話を重視しながら努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町立小学校の再配置のスケジュールについてのおただしであります。小学校の再配置の検討を丁寧かつ着実に進めていくためには、実効性のあるスケジュールを早期に示すことが重要であると認識しております。そのため、再配置のスケジュールについても、来年度、基本方針の策定を進める中で検討していきたいと考えており、今後の児童数の減少推移や社会情勢の変化などに対応できるよう、前期、中期、後期といった段階的な期間を設け、実態に即した検討が進められるように取り組んでまいります。議員ご指摘のとおり、再配置の検討に当たっては、財源の確保や地域住民との合意形成、跡地活用などの様々な課題を一つ一つ時間をかけて解決していくことが不可欠であります。特に、財源の確保が大きな課題であることから、今後、必要となる事業費や補助金等の財源について、調査、検討を深めてまいります。

また、再配置の検討に当たり大切なことは、財源の確保はもとより、通学支援や地域コミュニティへの影響、跡地活用などの多岐にわたる重要な課題について、子供たちや保護者、地域の方々から幅広く意見等を伺い丁寧な対話を重ねることで、新たな小学校の意義をより多くの方に理解していただくことと考えております。

そのため、来年度は、町民との意見交換の場として、基本方針に関する地区懇談会等を開催し意見を伺うとともに、いただいた意見等について、広報やぶきや回覧、町ホームページ等を活用し情報発信を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、ご意見を広く伺いながら、町民の皆様、議員の皆様の理解の下、再配置の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財源及び基金等の積立てについてのおただしであります。来年度、基本方針を策定する段階にあり、具体的な施設や建設場所などについて検討を進めていく予定でありますので、その結果に基づく事業費等については現時点では把握できておりませんが、議員おたなしのとおり、非常に大きな財源が必要と認識しております。

現在、想定される財源としては、まず、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金の活用を見込んでおります。統廃合による新設校の整備事業費のうち、建物である校舎部分の工事費等につきましては、国庫負担制度上の対象であり、事業費の2分の1を国が負担し、残りを市町村が負担する制度内容となっております。

なお、市町村の負担分については、学校教育施設等整備事業債の活用が可能ですが、できる限り総事業費を抑制しつつ、よりよい教育環境を整えていけるよう検討したいと考えております。

また、議員おたなしのとおり、財政負担の平準化等の観点からも計画的な基金の創設と積立てが今後必要であり、具体的な検討に入る前の概算の段階から、国庫負担の見込額、起債充当額、一般財源必要額の試算を行い、必要となる基金の積立ての計画についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町立小学校の特設クラブ指導における教職員の負担についてのおただしであります。本町では、生涯にわたり運動や音楽に親しむ態度の育成や心身の成長を目的に、矢吹小学校と善郷小学校の2校に、特設の吹奏楽クラブと陸上クラブが設置されております。

毎年多くの子供たちが特設クラブに入部し、放課後の時間などに一生懸命に練習を行っており、各種大会で優秀な成績を修めております。特設クラブの指導は、矢吹小と善郷小の両方とも複数の教職員が吹奏楽と陸上の担当となり、子供たちの指導を行っております。

教育委員会では、特設クラブの練習時間を平日2時間、休日3時間を上限とし、週当たり2日以上以上の休養日を設けることなどの方針を定めております。

平日の活動は放課後の練習となり、輪番で指導するなどの体制を取っておりますが、指導する教職員は練習終了後に事務整理や授業の準備を行っている現状があります。また、休日の活動で、各種大会やコンクールへの引率を行う日もあります。

大会等へ参加するためには、各種手続や保護者向け文書の作成などに加え、陸上クラブでは選手の選考、吹奏楽クラブでは楽器運搬の手配などの業務もあります。担当の教職員は、子供たちと一緒に大会やコンクールの上位入賞を目指し特設クラブ活動に取り組んでおりますが、特設クラブ担当となった教職員の負担は大きい状況であり、教職員の働き方改革をより進めていかなければならないと考えております。

このような現状の中、昨年、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正があり、教職員の健康を守るため、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が市町村教育委員会に義務づけられました。

この実施計画は、教職員の健康を守るため業務の効率化を図る重要な施策であり、本町においても本年4月から実施されます。本町においても実施計画を作成しており、時間外在校時間の上限や年次有給休暇の所得目標を定め、業務の効率化を図ることで、教職員の時間外労働時間を減少させていきたいと考えております。

教職員が子供たちと向き合う時間を増やすことで、町の子供たちがよりよく育つことにつながるように教職員の働き方改革を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特設クラブの維持・継続についてのおたかしであります、議員おたかしのとおり、陸上や吹奏楽の専門性を有する教員が福島県内の各学校に必ず配置される状況ではありません。

また、教員の人事異動は、全県的な視野に立ち福島県全域の教育向上に向け行われるため、特設クラブに関する専門性を持つ教員が、同一校において特設クラブの活動に継続的に関与することは難しいのが現状であります。

このような中、令和7年12月に国が策定した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインでは、「部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。」と示され、中学校の部活動の地域移行により、中学生以外の子供も含めたスポーツ、文化芸術活動の促進が期待されております。

本町といたしましても、より多くの小中学生が、スポーツ、文化芸術活動に親しみ、健全で心健やかに成長できるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本町の4小学校を対象とした地域クラブを立ち上げる考えについてのおたかしであります、小学校の特設クラブ活動は、児童の自主性や協調性、責任感を育むとともに、心身の健全な発達に資する大変意義深い教育活動であると認識しております。

一方で、児童数の減少、教員の世代交代、特設クラブに携わる上での専門性の確保、教員の働き方改革に向けた業務改善などの社会状況の変化を踏まえ、従来と同様の形で特設クラブ活動を維持していくことは、今後ますます困難になることが想定されております。

こうした中、先ほども述べたとおり、国においては、学校部活動から地域クラブ活動への段階的な移行を進める方向性が示されたところであります。

本町といたしましても、教職員の働き方改革と、児童が継続してスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保を両立させることは重要な課題であると認識しており、地域クラブの在り方について検討を進めております。

部活動の地域移行は全国的な課題であり、近隣市町村においても取組を進めているものの、指導者の確保や財源の問題、責任の所在の整理などに苦慮している状況にあると伺っております。特に、放課後の時間帯に継続的に指導できる人材の確保が最も大きな課題とされており、本町においても同様の状況にあると認識しております。こうした現状を十分に踏まえ、課題を一つ一つ整理しながら慎重に検討を重ねつつ、実情に応じた持続可能な仕組みの構築を目指してまいります。

今後の方向性として、令和8年度を受皿整備のための期間と位置づけ、まずは土日や祝日を中心とした活動を想定し、陸上及び吹奏楽を対象に試行的な取組を行い、体制や運営方法、安全管理、費用負担の在り方等について検討してまいりたいと考えております。

その上で、令和9年度以降は、課題を整理し、中学生と小学生が参加できる体制の整備を段階的に検討し、町内4小学校の児童が公平に活動機会を持つことができる環境づくりを目指してまいります。

教育委員会といたしましては、教員が児童と向き合う時間を確保するとともに、地域の力を生かしながら、持続可能な活動の構築に向けて丁寧で着実な取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。

矢吹町学校適正規模・適正配置の基本方針、令和8年度の進め方についてお伺いしたところ、基本方針のほうの策定に取り組んでまいるというご答弁がございましたが、この基本方針というのはどこまで決めるものなのか。統合を、どう、もう最終着地点まで決めるものなのか、それとも、本当にあくまでも今後の方針、今後の方向性を決めるものなのか。今、適正化検討委員会が答申で出ていますけれども、それに対する着地点までの方針を決めるのか。その辺がちょっと今、見えていませんので、そこを教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

基本方針でございますが、教育長より答弁いたしましたとおり、基本方針の策定につきましては、町長と教育委員会で構成されます総合教育会議において協議を行った後に、来年度、策定する予定でございます。基本方針については、今後の進め方や意見集約の方法、課題等の調査、検討などの柱を示させていただきながら、また、具体的な計画づくりの土台となるものでございます。ですので、着地点までのものではないというところで考えてはおります。小学校の再配置については、多くの方々からご意見をいただき、慎重に決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、芳賀議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございました。

基本方針というのは、ゴールを指すものではなくて、今後、こういった方向で進めていくのかというところを示す、町の考えを示す、それは町長と教育委員会で構成される総合教育会議、要は町執行部の教育委員会のほうで、町としての方針を決定するということによろしいと捉えましたので、ありがとうございます。

それでは、この基本方針は、令和8年度内で完成するのかどうか確認します。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

来年度策定する基本方針は、年度前半に作成したいということで予定しております。それで、年度後半については、できるだけ多くの皆様に説明を行いまして、ご意見いただきながら柔軟な検討を図り方向性を見いだしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、芳賀議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

8年度の前半ぐらいを目指して教育方針を決めると、後半のほうは、町民の意見の集約というか、そういった部分に力を入れるということでお伺いしました。

それでは、2つ目の質問で再配置のスケジュールを明確にするという質問なんですけれども、教育長答弁の中でありましたが、令和8年度は町民との、私のほうも質問のほうで財源の確保であったり、町民との意見交換等が必要な、それだけではないですけれども、やっぱり住民の合意というのは本当に必要なことで、今現在もやっぱり話が一人歩きしているようなところもあったりするので、本当に地区別懇談会を開催し町民の方の意見を伺うと、いただいた意見について情報発信をしていくという部分もいただきました。

なお、ちょっと答弁書のほうには出てこなかったんですけれども、パブリックコメントもかなり重要なと、地区別懇談会って限られた人しか来られないと思うんで、やっぱりインターネット上で気軽に意見を集約できるパブリックコメント等も必要なと思いますが、そちらの考えについてお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

基本方針についてのパブリックコメントでございますが、来年度、実施する予定をしております。期間は、1か月から1か月半を目安に行う予定で検討しております。町民の皆様との対話、また、このパブリックコメントの意見等も重視しながら進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、芳賀議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

財源の確保も大きな課題ですけれども、この地域の方々から幅広く意見を聞くというのも本当に重要なことであると思いますので、地域の声をしっかりと受け止めながら、基本方針も含め進めていっていただきたいと思います。

それでは、続きまして、小学校特設クラブ活動の現状と、というところの話のほうの再質問ですけれども、3つ目の質問で地域クラブの立ち上げについての教育長の答弁のほうで、いろいろ簡単に進められるものではないというのは重々承知しています。教育長答弁のほうでもありましたように、全国的に今、地域移行、部活

動、小学校だけではなく、もちろん中学校も、もちろん地域移行というのが進んでいる段階でございますけれども、財源、その財源の問題であったり、責任の所在、一番大きな部分は、どの学校もそうだと思うんですけれども、放課後の時間帯に継続的に指導できる人材の確保というところが出ています。今、町のほうでもこの人材の発掘というか、人選をしていかなければいけない、ここが課題であると思うんですけれども、今、現時点で専門性を持った人材の確保、指導者の確保については、今、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

人材の確保、一番本当に頭を痛めているところでございます。ですので、今、具体的にどなたとかというところ、人物名だったり団体名というのは、今現在のところ具体的にはお示しはできませんが、想定される、今、想定しておりますところでいいますと、例えば退職された教職員の先生の方だったりとか、または、各スポーツだったり文化団体で活動をしている方だったりとかというところを、今、想定して、今後、そういう方にも相談なりを進めていくということになると思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

答弁の中で、今後の方向性として令和8年度を受皿整備のための期間としてというところで、先日も西山課長のほうとちょっと事前打合せしたときに、今、現時点で土日だったり祝日、そういう休みの日を中心として、まず、受皿の期間で指導者も含めて進めていく、そういった中でいろいろ問題であったり体制の運営方法、安全管理、費用負担等々いろいろ課題は見えてくるだろう、そういった中で、そういったところで指導者の発掘なんかにもつながるようなコミュニケーション、いろんな方と取れる活動だと思うので、そういったところでも、何かいいきっかけになるのかなと、この令和8年度を受皿準備のための期間を有効的に使って、そういった人材の確保についてもしっかりと進めていってほしいと思います。

あと最後、ちょっと一点だけ質問なんですけれども、令和9年度以降は、この最後の部分なんですけれども、課題を整理し中学生と小学生が参加できる体制の整備を段階的に検討しというのは、これは、要は中学校の部活動の地域移行と小学校も地域移行で、要は小中学生の複合のクラブというようなイメージでよろしいのでしょうか。ここの部分、お伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 芳賀議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

答弁にありました、中学生と小学生が参加できる体制といったものの具体的な姿とは一体どういうものなのかというようなことだと思いますけれども、先ほどの答弁の中でもあったように、ガイドラインの中には中学

生の地域移行をすることによって、ほかの年代の人たちの文化活動であるとか、スポーツ活動、そういったものもより活発化し浸透していけるような、そういった側面も持っているんだというような解釈ができる一文がございます。それにのっかって、小学生と中学生が一緒に練習するような場面を持ちつつ、でも大会となると別々に出るという形になっていくわけですね。そうすると、一緒には練習するけれども、例えば吹奏楽であれば課題曲は別だというようなことも出てきます。じゃ、そのときにやはり1人の指導者では難しいんじゃないかとか、そういうような課題もどんどん出てくると思うんですね。

そういったものを、土日の受皿の部分で明らかにしながら、できるだけ小中学生の交流も図れるような形でやっていくことが子供たちにとってはいいのではないかと、子供たちの健全育成にとってはいいのではないかとというふうに考えておりますので、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、土日の練習の様子も含めながらどのような形でやっていくのがいいのか、それを8年度に模索して、9年度に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上で、芳賀議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

3番。

○3番（芳賀慎也議員） ありがとうございます。

この大きな2番の全体的な課題ですけれども、やっぱり今、学校の先生方の負担が結構かなり大きくてという部分もあるんですけれども、側面もあって、地域移行が進むことによって、今現在、働いていらっしゃる、担当されている先生方にちょっと時間に余裕を持つことで、最初の質問の目的でも言いましたけれども、職員がちょっと時間に余裕を持つことによって、本来、先生方が何をする、勉強を教えることがメインだと思います。

そこで、教職員が児童と向き合う時間の確保、授業を充実させることイコール学力が上がると、また、いじめだったり、いじめ等の早期発見、早期解決、子供たち一人一人へのきめ細やかな対応というところにつながっていくという部分に本当に寄与する部分でありますので、なかなか課題は、地域移行ってなかなか課題はいっぱいあると思うんですけれども、これをできるだけ早い段階で確立させていただくことによって、また、今、本町の4つの小学校の児童が平等に陸上や吹奏楽に触れる機会を持つことができるという部分についても、現在、矢吹小学校と善郷小学校だけにしか特設クラブはございません。

三神小学校の子供たち、中畑小学校の子供たちも陸上やりたい、吹奏楽やりたいという子たち、いっぱいいると思います。そういう子供たちへのニーズに応えるためにも、この地域移行というのは非常に重要な部分であると認識しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、3番、芳賀慎也議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

なお、引き続き議員控室において、午後３時25分より全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。
大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後 ３時13分)

令和 8 年 3 月 1 0 日（火曜日）

（第 3 号）

令和8年第452回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和8年3月10日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・
第12号・第13号・第14号・第15号・第16号
陳情第1号・第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭	副 町 長	鈴 木 一 史
教 育 長	大 杉 和 規	総 務 課 長	正 木 孝 也
企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一	まちづくり推進課長	神 山 義 久
会計管理者兼総合窓口課長	佐 藤 浩 彦	税 務 課 長	渡 辺 憲 二

保健福祉課長	山 野 辺	幸 徳	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木	辰 美
商工観光課長	柏 村	秀 一	都市整備課長	有 松	泰 史
上下水道課長	小 磯	剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部	正 人
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊	生涯学習課長	西 山	貴 夫
子育て支援 課 長	小 椋	勲			

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家	康 孝	次 長	鈴 木	直 人
--------	-----	-----	-----	-----	-----

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 鈴木 浩 一 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告5番、6番、鈴木浩一議員の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木浩一議員登壇〕

○6番（鈴木浩一議員） 議場の皆様、おはようございます。

また、今日は早朝より悪天候、悪路の中、傍聴においでいただきました皆様には感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、トップバッターということで始めさせていただきます。

項目の1番から、重度障害者に対する紙おむつ給付等についてということで、質問の目的なんですけど、重度障害者に対する紙おむつ支給額の拡充と家計負担の軽減について、町の考えを確認するためということでございます。

質問の背景なんですけど、ここ数年、物価高騰で紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドなど10%から20%上昇している状況でございます。障害程度の高い人ほど、おむつや紙パンツの使用枚数が増えます。現在、町から支援いただいている給付券は3,000円ですが、紙おむつを購入している人が、1回の買物で約5,500円程度かかるそうでございます。単価を調べてみますと、標準的なもので紙パンツが26枚入って2,288円、尿取りパッドが22枚入りで2,178円、尿取りパッド小さいものですが980円、合計で5,446円です。これで約10日間の分しかないということでありまして、1か月分だと1万6,338円かかります。その他こういったものを燃えるごみとして出すときに使うごみ袋等を入れると、これ以上な金額がかかります。

年金生活世帯では食事代を削ってでも、こういったものに対して利用しなくてはならないものなのですが、障害者世帯、高齢者世帯においては大変な問題でございます。

近隣自治体でも同等の支援とは思いますが、現状の物価高では、この金額で賄えるおむつの枚数は著しく減少するものと思います。給付券の増額は、障害者の介護支援だけでなく、町内の小売店などの消費にもつながります。地域活性化にもつながると思います。

質問なんですけど、本年度、在宅重度障害者対策事業の対象者数と本年1月までの給付額を伺います。

2つ目として、近年の物価高騰による現在の給付額3,000円相当は、生活実態に即していると考えるか伺います。

重度障害者に対する月額給付額は、1回の購入にかかる5,000円程度に増額する考えはあるか伺います。

大項目の2番に移ります。

2番目として、トマト黄化葉巻病に対する支援についてということで、質問の目的なんですが、今回の支援についてどのような対応策があり、支援枠はどうなっているのか確認のため質問させていただきます。

本町の基幹産業でもあるトマトについて、大きなダメージを受けた黄化葉巻病に対して、12月議会補正予算の中で、生産者の方々に対して予算を取っていただいたことは、生産者にとって意欲の出るものと思います。

助成対象経費についてであります。ここ数年、夏の暑さが続いており、遮光シートや防虫ネット等の対策は独自で実施している農家の方々も多く見受けられます。農家からは、耐病性の苗や種子の助成の割合を増やしてもらえないかという声も多く聞かれました。助成対象経費の3分の1以内で、10アール当たり上限20万円を助成してもらえるのは大変ありがたいことですが、今回の助成金については、スタートしてしまっているため変えることはできないと思いますが、今後については、農家の皆さんの意見等も取り入れながら検討することも必要と思います。

生産者の皆さんは前にも述べたように、苗の助成や種子の助成を望んでいることは事実なので、少しでも多くの予算を苗や種子助成に使ってほしいと思います。

これらの農業、水稲作物、園芸作物に限らず様々な災害や、害虫、病気等が出てくることを想定しながら、今後の生産を続けなければなりませんので、生産者の声を聞きながら、しっかりとした町としての農家支援策を検討していただきたいと思います。

質問なんですが、今回の助成金に対する農家の反応はどのようなものがあつたのか伺います。

2点目として、今後も病虫害被害があつた場合の支援策について考えがあるか伺います。

以上で、私の質問なんですが、答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴に来られた皆さん、お忙しい中、本当にありがとうございます。励みになります。

それでは、6番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、在宅重度障害者対策事業の対象者数についてのお質しであります。

まず、在宅重度障害者対策事業は、重度の障害をお持ちの方が、地域において自立した生活を送ることができるよう必要な支援を提供することを目的としております。

この事業は、在宅重度障害者治療材料費給付事業及び人工肛門・人工膀胱造設者衛生器材費給付事業の2種類の事業から成り立っておりまして、福島県重度障害者支援事業費補助金交付要綱に基づき、それぞれ月額3,000円と4,000円を上限に、給付券を対象者へ配付しております。

なお、給付額に対する補助対象経費は、県と町からそれぞれ2分の1が支給される仕組みとなっております。

1つ目の治療材料費給付事業につきましては、支給対象者は、下肢機能、体幹機能の障害、あるいはこれに準ずる障害があり、かつ知覚障害、膀胱機能障害、直腸機能障害、その他、運動機能障害を有するなど、一定の要件を満たす身体障害者手帳1級または2級の65歳未満の在宅の方となります。

また、この事業の給付品目は、紙おむつや排便管理用品等18品目となり、令和7年4月1日から令和8年1月末現在の対象者数及び給付額の実績は、10名で23万3,000円であります。

2つ目の衛生器材費給付事業につきましては、支給対象者は、人工肛門、人工膀胱を造設する方で、身体障害者手帳の交付対象とならない在宅の方となります。

この事業の給付品目は、人工肛門及び人工膀胱造設者用の接着式装具やケア用品等16品目となり、令和7年4月1日から令和8年1月末現在の対象者数及び給付額の実績は、1名で4万4,000円であります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、近年の物価高騰による現在の給付額について、生活実態に即しているかとお質しであります。

昨今の物価高により、特に紙おむつをはじめとする生活必需品の価格が上昇していることは、重度障害者の方々やその家族にとっても大きな負担となっていることは認識しております。

給付額の妥当性につきましては、各家庭の収入状況や障害の程度など、抱えている課題が多岐にわたることから一概に判断することは難しいとも考えております。町といたしましては、今後も利用実態の把握に努めながら、引き続き県と連携して障害福祉サービスの充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、重度障害者に対する月額給付額を増額する考えについてのお質しであります。

この給付制度は、地域で自立した生活を送るための重要な支援策であり、私たちの社会において、その役割は非常に大きいと認識しております。

給付額に関しましては、福島県重度障害者支援事業費補助金交付要綱に基づき、県と本町が共同で実施しておりまして、本町だけの判断で増額をすることは困難な状況であります。今後、物価高騰の実態を踏まえ、県に対して必要な支援や予算措置を求めていく考えであります。

なお、当面の物価高騰に伴う支援策といたしましては、全町民を対象とした矢吹くらし応援商品券の配布の準備を進めておりまして、これにより、生活に困難を抱える方々の負担軽減を図りたいと考えております。

今後も、重度障害者の方々の声に耳を傾け、関係機関と緊密に連携しながら、地域で安心して暮らせる生活環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、助成金、トマトの黄化葉巻病等について、助成金に対する農家の声についてのお質しであります。

令和7年12月議会定例会における関根議員への答弁と一部重複いたしますが、本事業の実施に当たりましては、昨年10月に町内両JAから本町に対し支援の要望書が提出されまして、被害の深刻さや早急な対策の必要性が示されたところであります。これを受けまして、本町では関係機関との協議、検討を速やかに行い、令和7年12月議会定例会において補正予算を計上し、事業化を図ったものであります。

本助成金は、農業経営に深刻な影響を及ぼしているトマト黄化葉巻病の感染拡大を防止するため、農家が取り組む病害虫の蔓延防止対策に要する経費の一部を助成するものであります。助成内容といたしましては、発病による被害を軽減する耐病性品種苗の導入にかかる割増経費、病気を媒介するタバココナジラミの侵入を防

ぐ防虫ネット等の対策資材の導入経費、さらに高温対策としてハウス内の温度上昇を防ぐための遮光ネット、遮光剤、遮光カーテン等の資材の導入経費について、対象経費の3分の1以内、上限を10アール当たり20万円として助成するものであります。

助成内容については、被害エリアが県南地域全体で拡大している状況を踏まえ、被害が発生している近隣市町村と連携し、地域一体となった蔓延防止対策を講じる必要があることから、関係市町村、福島県、両J Aと十分に協議内容を重ね、足並みをそろえた内容で決定いたしました。

これにつきましては、市町村会、町村会等におきましても西白河郡、あるいは関係する東白川郡ともかなりの協議を重ねてまいった次第です。

農家の皆様からは、対象資材の範囲が幅広くて助かる、少しでも助成してもらえるのはありがたいなどの声をいただいております。

また、申請状況につきましては、現在、両J Aにおいて各農家からの申請を取りまとめているところですが、9割を超えるトマト生産農家が耐病性品種苗の導入を予定しているほか、防虫ネット等の対策資材につきましても、多くの農家が導入を予定しているというふうに聞いております。

今後につきましては、本助成金の活用状況や実施された対策の効果を十分に注視するとともに、トマト黄化葉巻病の発生動向を生産農家や関係機関と把握し、地域一体となった蔓延防止対策を推進してまいります。引き続き農家所得の確保と、特に矢吹においてはトマトは大変重要な品種でありますので、トマト産地の維持発展に向け、生産農家や両J A、関係市町村、県等の関係機関と緊密に連携を図りながら、必要な対応を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後、病虫害被害が発生した場合の支援についてのおたかしであります。近年は地球温暖化の影響等により、これまで想定されていなかった新たな病虫害の発生や、既存の病虫害の被害の拡大が懸念されておりまして、農業を取り巻く環境が激しく変化する中であつては、不測の事態に備えた体制整備が重要であると認識しております。

本町といたしましては、新たな病虫害被害や既存病虫害のさらなる拡大が確認された場合には、被害状況の迅速かつ的確な把握に努めるとともに、関係市町村、福島県や両J Aをはじめとする関係機関と連携を図りながら、必要な対策を速やかに調査、検討し、適切な支援を講じてまいります。

トマト黄化葉巻病につきましては、先ほど申し上げました市町村会、町村会西白河郡、東白川郡近隣の地区、そしてまた矢吹町に來られた内堀知事にも直接要請をしてきたような状況でございます。

特に、トマト黄化葉巻病のように産地の存続が危惧され、広範囲かつ営農継続に深刻な影響を及ぼすおそれがある病虫害の蔓延が生じた場合には、本町だけではなく産地が一体となって連携しながら、総合的かつ重点的な対策を講じる考えであります。

また、適切な支援策の検討に当たりましては、現場の実情を十分に踏まえることが重要であることから、農家の皆様のご意見やご要望を丁寧に伺いながら、関係市町村や両J A、県等と緊密に連携し、実効性のある支援内容を検討してまいります。

今後も、気候変動等による新たなリスクに的確に対応し、生産農家の皆様が安全・安心に営農を継続できる環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

最初の在宅介護のほうの重度障害者のことでお聞きしたいのですが、在宅介護の中で分野が2つに分かれているということは、全然、私、分からなかったんですが、1つ目の治療材料費給付事業、2つ目の衛生器材費給付事業、こう2つあったわけですが、片方は障害者手帳の交付があり、片方の2番目の衛生器材費給付事業については障害者手帳がないということで、この金額の差が、恐らく1つ目の治療材料費給付事業については、障害者手帳が出ているほうとは思いますが、あと、こっちの2番目は手帳交付がないということで、この金額の差というのは、これは県のほうで決められた金額なんですか。その辺伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁書にもあったとおり、こちら障害者の給付事業2種類ございます。3,000円と4,000円ということで、県で定められた金額でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員） 対象額の給付額の実績ということで、7年4月1日から8年、今年度1月までの実績をいただいたわけですが、10名で23万3,000円という、これ一人一人単価が違うということですか。3,000円ではなくて。そこをちょっと伺います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

金額につきましては、毎月おむつを使う方もいれば、毎月使わなかったりする人もいますので、ばらつきがあります。中には、限度額の3,000円使わない人もいるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員） これは現金ではなくて給付券ということで配っていると思うんですが、給付券の中で3,000円、1,000円、2,000円とか、そういった金額で給付券が配られているということではないでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

給付券につきましては、ドラッグストアなどでおむつを購入していただいた際、給付券をお示しいただいて一度立て替えしていただきます。そして後から3,000円を口座振込にするという流れになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員） 給付券は毎月1枚ということですか。それとも年間通して12枚を一括で給付するということでしょうか。どちらかちょっとお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

まず、給付券につきましては、商品券ではございませんので、ちょっとご確認したいと思います。給付券ということで、受給者証みたいなイメージを持っていただけるといいかなというふうに思います。それで、商店でおむつを買って立て替えてもらって、領収書を役場のほうに申請してもらおうと。後に限度額の3,000円を口座のほうに振り込むという流れになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上になります。

給付券の支給については、4月に12回分ということで支給されてございます。

○議長（藤井源喜議長） 現在、答弁の内容について、もう一度ちょっと確認をしております。

暫時休議します。少しだけお待ちください。

（午前10時26分）

○議長（藤井源喜議長） 再開します。

（午前10時30分）

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

非常に説明不足で申し訳ございませんが、まず、1年分の給付券ということで、券は月ごとに4月分、5月分、6月分ということで、12枚を給付していると。

○6番（鈴木浩一議員） 月別で。

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） はい。月別で。ご理解のほどよろしくお願いします。

答弁については以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員）　ありがとうございました。

それでは、給付額の妥当性についてということで、家庭の収入状況や障害の程度など抱える課題が多岐にわたることから、一概に判断することは難しいと答弁でありましたが、大部分の方々、今回聞いているのは重度障害を持った方々の話であって、付添いが必ず必要な方ばかり、ない人もいるかもしれませんが、ほとんどの方々は付添いが、介助必要ということで質問させてもらっているわけですが、今回の給付額については重度障害の方々への対応することを聞いているので、障害の程度とかそういったものではなく、あくまでも重度障害を持った方限定の答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長）　答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長　山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長）　6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

各家庭ですね、障害を持つ家庭の経済的な負担は高いというふうに認識しておりますが、県の定めた限度額でございますので、今後も引き続き、県と連携した障害者サービスの支援を図ってまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく願いまして答弁いたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長）　再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員）　給付額に関しましては、福島県と一緒にということですが、大変弱者救済ということで、町単独での支援はできないものか伺います。

○議長（藤井源喜議長）　答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長　山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長）　6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

現時点においては増額については考えておりませんが、今後、高齢者福祉事業のサービスということで検討をしてまいりたいと、障害者の支援サービスとして検討はしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長）　再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員）　最後になりますけれども、先ほども申しましたように、重度障害を持った方々なのでぜひとも、今回、全町民を対象とした矢吹くらし応援商品券が発行されますが、これによって生活困窮を抱える方々の負担軽減を図りたいとありますが、これは全町民対象なわけで、重度障害者に限った補助支援ではないので、別枠でこれは考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長）　答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長　山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

今後も障害者の方々というところに耳を傾けながら、必要な支援、予算措置について検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上の答弁内容となります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一議員） それでは、県のほうに対しても、町のほうから強い要望を出していただきまして、障害者のためにぜひとも支援金のほう増額できるようにお願ひしたいと思います。

それでは、次のトマト黄化葉巻病についてですが、こちらは大変ご丁寧な答弁をいただきました。

今回の支援につきましては、迅速な対応をいただいたということで、生産者の方々も大変意欲を持って生産に取り組めることと思います。また今後とも、気候変動等いつ新たなリスクが背負うかもしれませんが、町の基幹産業である農業のために、町のほうでもこれからもご尽力いただきたいと思ひまして、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、6番、鈴木浩一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は10時55分です。

（午前10時38分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前10時55分）

◇ 高 久 美 秋 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告6番、5番、高久美秋議員の一般質問を許します。

5番。

〔5番 高久美秋議員登壇〕

○5番（高久美秋議員） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従ひまして質問させていただきます。

大項目の1つ目としまして、新規事業の採択プロセスと財政規律の標準化について。

近年、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に伴い、新たな行政課題が次々と生じています。そのような中で、新規事業の立ち上げは地域の発展や住民サービスにとって重要な取組であり、その意義を否定するものではありません。むしろ時代に応じた柔軟な政策展開は必要不可欠と考えています。日々ご尽力いただいている職員の皆様には心から敬意を表したいと思ひます。その上で少し視点を変えて質問したいと思ひます。

自治体の財源は限られています。その多くは町民の皆様からお預かりした貴重な税金であり、将来世代も含めた町民全体の共有財産であります。だからこそ新規事業の採択に当たっては、明確な基準や優先順位、そして財政的な持続可能性が十分に検討されているのか、丁寧な説明が求められているものと考えます。もちろん

執行部内部では丁寧な検討がなされていることも承知しております。

しかしながら、現状を見ますと、新規事業がどのような手続や評価を経て提案され、どの段階で採択が決定されているのか、その全体像が必ずしも明確とは言えないのではないかと感じております。

また、単年度の予算措置だけではなく、中長期的な財政見通しとの整合性がどのように図られているのかについても、流れや基準が明確化されていなければ、なぜこの事業が選ばれたのか、他の案との比較はどうだったのかといった点が十分に伝わりにくいこともあるのではないのでしょうか。

特に新規事業は、1度採択されると翌年度以降も継続的な財政負担が生じるケースが少なくありません。初期投資だけではなく、運営費、人件費、維持管理費など等の将来的な経費も含めた総合的な判断が必要となります。その意味において新規事業の採択は単なる政策判断にとどまらず、本町の将来の財政構造に影響を及ぼす重要な意思決定であると考えます。プロセスを整理し見える形にすることは、町民への説明がしやすくなるだけではなく、職員の皆様にとっても業務の共有や引継ぎが円滑になる効果があると考えます。

私はここで、特定の事業の是非を問うものではありません。重要なのは、どのような考えと手続に基づき採択されているかというプロセスの透明性であります。基準が明確であり客観的な評価や比較検討が行われ、その結果が議会や町民に対して説明可能な形になっていることこそが、自治体運営に対する信頼の基盤になるものと考えております。

そこで質問が3つあります。

1つ目として、当町では、新規事業を採択する際、どのようなプロセスを経て採択されているのか伺います。

2つ目として、新規事業を採択する際、属人化の傾向や担当課ごとの資料様式や計算方法に違いがあり、比較評価が難しい状況はないか認識を伺います。

3つ目として、新規事業プロセスにおいて、共通の財政評価様式を設けて、標準化評価制度を導入する考えがあるか伺います。

大きな項目2つ目として、財政運営の公平性について。

令和7年度の当初予算につきましては、本町の厳しい財政状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、例年以上に踏み込んだ緊縮財政の編成となりました。各課、各団体の皆様には大変にご負担をおかけする内容となりましたが、町全体で現状を共有し、痛みを分かち合いながら財政健全化に取り組むという考えの下、ご理解とご協力をお願いしたところでございます。

そのような中、12月補正において特定の団体に対する予算の復元が行われました。この対応にはそれぞれ事情や必要性があったものと承知しておりますが、一方で、財政運営の公平性の観点からは、慎重な検討が必要であると感じております。当初予算で広範囲に一定の削減をお願いした以上、例外を設けるという原則をどのように担保していくのかは、町政への信頼に直結する重要な点であります。特定の団体のみが復元されるという形が前例となれば、他団体との間に不公平感が生じる恐れもあり、結果として行政全体の財政規律が弱まることも懸念されます。もちろん真に緊急性や公益性が高く、やむを得ない事情がある場合には、適切な判断が必要であることは申し上げるまでもありません。しかし、その際には、なぜ復元が必要であったのか、その基準や考え方を明確にし、丁寧に説明していただくことが不可欠と考えます。それがあってこそ、他の団体や町民の皆様にも理解を得ることができるのではないのでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 携帯、切ってください。

高久議員、申し訳ありません。

○5番（高久美秋議員） 続けます。財政健全化は一時的な取組ではなく、持続可能な努力の積み重ねであります。公平性と透明性を確保しながら、全体として財政規律を守っていくことが、将来世代への責任を果たすことにつながると思います。

そこで質問します。

1つ目、12月補正において特定の団体の予算を復元された理由と、その判断に至った経緯についてお伺いします。

2つ目として、当初予算で広範囲に削減をお願いした中で、復元措置について町政への信頼に直結する公平性をどのように担保されていくのか、お考えをお伺いします。

3つ目として、財政健全化とは、将来への責任として財政規律を守り続けることが重要であると考えますが、この点についてのご認識をお伺いします。

ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 携帯電話を持っている方はマナーモードにさせていただき、電源をお切りいただくようお願いいたします。もし、もう一度鳴りましたら退場とします。

再開します。

答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、5番、高久議員の質問にお答えいたします。

初めに、事業を採択するまでのプロセスについてのおただしであります。

町では、より効率的で効果的なまちづくりを進めるため、町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画に政策、施策、事務事業を位置づけ、各種事業の確実な推進を図っているところであります。

本計画に位置づけをした新規事業及び前計画からの継続事業については、計画策定時に町民の皆様にとって有益な事業であるかの視点を大切にしながら、事業の効果や必要性、目標達成までの財政面などの課題に関し、検討をした上で取りまとめ、私、副町長、教育長で構成される首脳部会議並びに私、副町長、教育長及び全課長で構成される庁議での審議を経て、事業内容を含め計画案として決定しております。当該計画案については、2回にわたるパブリックコメント、いわゆるパブコメを経て矢吹町まちづくり総合審議会の答申を受けた後、町議会に議案として上程の上、議決をいただき決定しているものであります。

事務事業ごとの事業内容、事業費につきましては、まず、各事業における個別計画との整合を図り、担当課において、事業内容案を決定いたします。次に、議員の皆様にも参画いただいております協議会や審議会のほか、議会全員協議会などにおいて、事業内容の説明を行い、皆様から出された様々なご意見は、可能な限り事業内容に反映できるように努めております。

こうした検討過程を経て内容を固めた上で、予算協議の中で町民の皆様の幸せと安全・安心を最優先に考えながら、事業の優先順位や費用対効果を考慮し、限られた財源の有効活用に努めております。

特に、総合計画に基づく重点方針などの重要度が高い事務事業はもとより、目の前にある個々の課題解決や町のよりよい未来に向けた大きな課題や備えに関する分野には、しっかりと予算を振り向け、議会の議決を経て事業を執行しております。

引き続き、新たな事業に取り組む際には、分かりやすく丁寧な事業内容の説明に努め、住民の皆様の利便性の向上はもとより、地域全体の発展に資する町政運営となるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新規事業を採択する際に比較評価が難しい状況はないかとのおたかしであります、先ほど答弁したとおり、町では事務事業ごとの事業内容、事業費の決定までに、担当課において各事業における個別計画との整合を図りながら、事業内容案として決定したものを各協議会や審議会のほか、議会全員協議会などにおいて事前に事業内容の説明を行い、いただいた様々なご意見は可能な限り事業に反映できるように努めております。予算協議を含めた事業内容の調整は、関係課による協議をはじめ、臨時課長会議等において複数回にわたり実施をしているほか、最終的には首脳部会議、庁議等を経て内容を決定しております。

あわせて各事務事業では、毎年度、統一的な様式を用いて、事業の全体計画や当該年度の事業内容はもとより、複数年にわたる概算事業費や財源の内訳を示した実施計画書を作成しております、事業の費用対効果や必要性、将来の財政負担の見通しなどを分析しながら事業内容を決定し、予算と連動した事業の推進を図っております。この中でも、重要度が高いまちづくり総合計画における重点方針等の事務事業につきましては、課の運営方針と目標を毎年度定め、年間を通して確実な進捗管理を行っております。公共的な事業は多岐にわたり、事業の性質や受益者等が異なる中で明確な評価基準を設けることは難しい点もありますが、今後の企画立案に当たっては、既成概念にとらわれず、町民の皆様のために、そして本町の地域活性化につながるものとなるように、より一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事業採択のプロセスにおいて、標準化評価制度を導入する考えがあるかとのおたかしであります、先ほど答弁したとおり、町が取り組む公共的な事業は多岐にわたり、事業の性質や受益者等が異なる中で、明確な評価基準を設けることは難しい点があると認識しております。そのような中であっても、町では新規事業を含めて、毎年度、事務事業ごとに統一的な様式を用いて、事業の全体計画や当該年度の事業内容、複数年にわたる概算事業費や財源内訳を示した実施計画書を作成しております、事業の費用対効果や必要性、将来の財政負担の見通しなどを分析しながら事業内容を決定し、予算と連動した事業の推進を図っております。

今後に向けては、事業ごとに定めた目標達成に向けた取組により、直接的に生み出された結果の測定だけではなく、予算や決算と連動させることで費用対効果などをより明確に検証するとともに、予算編成の際の、基礎資料としての活用や、事業の進捗管理なども行える汎用性の高い新たな評価手法の導入を検討しております。新たな評価手法の導入により、住民満足度の視点から事務事業を見直し事務改善につなげること、総合計画の重点方針等の進行管理に役立てること、行政資源配分の現状を把握し、その適正化に活用することなどの視点から、組織として事業の成果を定期的、客観的に分析することで、データに基づく改革や改善を行いやすくなるという効果が期待できるものと考えております。

引き続き、各種事業の確実な推進のために、将来にわたる町の財政負担の見通しなどと整合を図りながら、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営を目指して、しっかりと取り組んでまいりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、12月補正において特定の団体の予算を復元した理由と経緯についてとのおたかしであります。

今年度の一般会計予算において、補正予算で増額した事業とその主な内容といたしましては、9月補正予算では、農業担い手育成総合支援事業で農業振興事業助成金に124万5,000円、定住促進事業で移住定住の総合サポート支援金に40万円、商業活性化対策推進事業で空き店舗利活用補助金に77万6,000円及び創業等支援補助金に115万円、児童生徒サポート推進事業で日本語指導サポーターの配置のための報償費に56万2,000円、待機児童解消継続事業で保育士就職準備貸付金に110万円などとなっております。

12月補正予算では、強い農業づくり推進事業で、トマト黄化葉巻病対策として病虫害対策支援事業助成金に1,500万円、町道管理事業で一本木7号線の排水路整備及び拡幅工事等の経費として移転補償費に130万円、高齢者いきがいきづくり事業でことぶき大学の講師謝礼に81万円、文化センター管理運営事業で文化センター駐車場LED化のため照明設備工事費に163万9,000円などとなっております。

これらの補正予算につきましては、いずれも農業振興や中心市街地活性化、定住促進、子育て環境の充実といった町の総合計画に位置づけた施策を推進する上で、申請実績の増加や具体的な事業化の進展に伴い、年度内に対応が必要と判断したものであります。

12月補正予算において特定の団体の予算を復元したとのご指摘につきましては、ことぶき大学の講師謝礼のことを指しているものかと思われませんが、ことぶき大学は、高齢者の社会参加と健康増進を目的とする高齢者生きがいきづくり事業の一環として実施しているものであります。ことぶき大学では、今年度当初予算に基づき、最大限の効率化を図っていただきましたが、事業の内容や参加者の状況等を踏まえ、改めて精査した結果、年度内の安定的な運営を確保する観点から、必要最小限の経費を既決予算からの組替えにより補正して計上したものであります。

補正予算計上の判断に当たりましては、第1に、事業の公益性及び町の施策体系との整合性、第2に、緊急性、年度内対応の必要性、第3に、既決予算の範囲内での調整可能性の有無、第4に、財政全体への影響、これらの観点から庁内協議を経てその可否を決定しております。このことは、特定の団体のみを例外的に優遇するという趣旨ではなく、あくまで事業単位で必要性を個別に判断した結果であります。

今後も、当初予算編成の際に示した知恵と工夫による事業の執行を基本としつつ、真にやむを得ない事案が生じた際には、先ほど述べた4つの観点に基づき補正の対応を行う考えであり、その際には、理由や判断過程を丁寧に説明してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、当初予算で広範囲に削減をお願いした中での復元措置と、その公平性の担保についてとのおたかしですが、財政運営において何より大切にすべきものは、町民の皆様との信頼関係であると考えております。そして、その信頼につきましては、公平性の確保と丁寧な対話の積み重ねによって築かれるものと認識しております。

今年度当初予算の編成に当たりましては、労務単価の上昇や物価高騰など昨今の社会経済情勢の著しい変化によって、委託料や燃料費、光熱水費などの歳出予算の増加が予想された一方で、これらの上昇分に見合った国からの地方交付税が確保されるかは不透明であったということなどから、限られた財源を効率的、効果的に活用するため、事業の縮小や統合等の検討を基本とした知恵と工夫による事業の実施や継続を方針として示し

たところであります。これは、特定の団体や事業を対象としたものではなく、町全体で現状を共有し、将来世代に責任を果たすため、将来、未来に向けてということであります、の果たすための苦渋の判断でありました。

一方で、予算執行の過程におきましては、当初予算の編成時点では十分に把握し切れていなかった実情や、現場から寄せられる切実な声が明らかになることもあります。その中には、町として改めて向き合い、必要な対応を検討すべき内容も含まれております。

町といたしましては、決して声を上げた者や声の大きい者が得をするという考えで財政運営をしているものではありません。その一方で、町民や団体の皆様から寄せられる声に耳を傾けることも重要であると考えております。様々な方々から寄せられる声について、その内容を精査し、公益性や緊急性、町の施策との整合性などを総合的に判断した上で、真に必要と認められるものについては、適切な手続を経て予算措置を講ずることも行政の大切な責務であると考えております。

今後におきましても、町民の皆様との対話を重ねながら、必要な声を適切なプロセスで政策に反映させるよう努め、引き続き公平性と透明性を確保しながら、町民にとって開かれた財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、財政健全化と財政規律の認識についてのおたかしであります。

財政健全化とは、単に歳出を抑制する、削ることではなく、将来世代に過度な負担を先送りしない持続可能な行財政運営を確立することであると考えております。そのためには、議員お質しのとおり、歳入や歳出の均衡を図るための財政規律を守り続けることが不可欠であると認識しております。

本町におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、この4つの数値を客観的な指標として常に財政状況を把握し、早期健全化基準等を意識した財政運営を行っております。これらの指標は財政規律を測る物差しであり、町政運営の重要な判断材料でもあります。

一方で、財政規律を守ることと必要な投資を行うこと、現在に向けて、将来に向けてそういった投資を行うことは決して矛盾するものではありません。例えば、公共施設の計画的な長寿命化対策、特に問題になっております八潮市のあいつた下水道の問題がありましたが、橋梁それから道路、そういった様々な公共のインフラこういったものが高度経済成長の時代に相当整備されたわけでありましたが、それらが50年以上の年月を経て、50年以上たつとコンクリートの急速な劣化であったり、様々な劣化が始まります。既に始まっております。そういったものをどうやって安全・安心な形で皆様のサービスを続けるために長く持たせるか。そういったものが長寿命化対策であります。様々な追加工事が必要となります。子育て支援や教育環境の充実、産業振興への支援などは、将来の歳出抑制や税収基盤の維持、強化につながる側面も有しております。

仮に、短期的な収支均衡のみを重視し、必要な投資まで過度に抑制した場合は、老朽化した施設の更新費用が、この更新費は民間ですと減価償却費として蓄えられるのですが、公共的な施設の場合、会計の場合ちょっと違っておりますので、老朽化した施設の更新費を一点に一時期に集中してしまうことになってしまうと、行財政運営に多大な支障を来すことになります。そのために老朽化したその更新費を将来に集中したり、地域経済が縮小し税収が減少したりするなど、結果として将来世代に、子どもたちの世代、子どもたち孫たちの世代に、より大きな負担を回すことにもなりかねません。投資を行わないこと自体が将来への責任を果たさないこ

とにつながる、こういう場合もあるということを考えております。ただし、投資を行うことについては慎重な判断とそれから選択等が必要になってきますが、そこは非常に大切かと思っております。

したがって、本町といたしましては、健全化判断比率をはじめとする客観的指標を十分に踏まえ、財政運営にとって安全圏とされる推移を注視しながらも、先ほど申し上げた、例えば4つの指標がありますが、その中でこれは国・県のほうからも安全圏とされるところが示されておりますけれども、その中を常に意識しながらということが大切かと思っております。

将来に資する施策については選択と集中を徹底し、計画的に推進していく考えであります。繰り返しになりますが、財政健全化とは、守るべき規律を守りながら未来に必要な種をまくこと、よく米100俵というようなお話があります。要は、これは話すとき長くなりますが、非常に財政窮乏化したある藩が米を、支援をいただいたけれども、例えばその米を今食べてしまう、そうではなくて将来のために一部はとっておいてしっかりとまくべき種をまく、そして将来の子どもたちのために、それを生かしていく、そういったことが行財政にとっては極めて大切なことかと思っております。現在、目の前の課題と、それから将来に種をまき、それを育てること、この両立が必要であります。

今後におきましても、短期的視点と中長期的視点の双方を持ちながら、将来世代に責任を果たす財政運営を努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

私、今回、質問するに当たって、財政規律の標準化ということで質問させていただきます。

自治体の事業は、思いやりや情熱だけで判断を進めるものではないと考えております。だからこそ、事業を適切に判断するための明確な評価基準が必要であると考えております。事業を始める前に、何をもって成果とするか、どのような成果を図るかという指標を定めておくことが重要ではないでしょうか。数字で評価できない成果は誰も確認できません。数値として示すことができ、初めてその事業が本当に効果を上げているかどうかを客観的に判断できると思います。こうした評価基準を町民の皆様にも分かりやすく示しながら事業を進めていくことが行政の信頼にもつながると考えております。事業の目的と成果を明確にし、説明責任を果たしながら進めていくことが大事ではないでしょうか。

答弁の中で、統一様式による実施計画書の策定や複数の議会を経て事業内容を決定するとの説明がございました。しかしながら、公共事業は多岐にわたり、明確な評価基準を設けることは難しいとのご答弁もございました。

そこで伺います。統一様式を用いているとのことですが、各課から提出された事業について費用対効果や必要性を横断的に比較し、優先順位を判断する具体的な評価方法はどのようになっているかお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

評価の部分でございますが、まず、町の事業につきましては、まちづくり総合計画、こちらで事業を決定する際に目的であったあり成果、こういった部分を検証した上で計画の中に位置づけしております。具体的に事業を進める際には、先ほど町長の答弁にもありました実施計画書、こちらを基に評価しております。当該年度の目標であったり予算額、あとその予算額の財源内訳、あとは財源の今後の予算額、事業費の今後の見通し等、そういった部分を当初予算の中で、事前に実施計画を作成しまして事業を予算編成に反映させるかどうか、事業を採択するかどうか、そういったところを判断しております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

私が質問したのは、各課が提出された事業に対しまして、必要性、費用対効果や必要性を横断的に比較する、その指標、こういうものは実はあるんでしょうか。ないんでしょうか。具体的な標準化した比べる指標、これは議会の中でもあまり示されてきていなかったと思うので、その辺の答弁をお願いします。ないなら、ないで。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、町の事業につきましては多岐にわたります。そういったところで統一的な評価というのは、なかなか難しいところがございます。そういったところで代わるものとして、先ほど説明させていただきました実施計画書であったりとか、そういった部分で予算編成をしているというところがございます。当然、その評価というところについては、先ほども申し上げましたが、総合計画の中で効果であったりとか、実際に受益者にどういったメリットがあるのかというところ、そういったところについては十分分析した上で事業を精査しておりますので、まるきり評価をされていないというものではございません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

私、まるきり評価していないということは全然言っていないで、執行部の方は本当に精査してやっていただいているなと思っております。ただ、町民の方に説明する内容だったり、議会に説明する内容の中で、具体的な評価基準が各課ばらばら、ばらばらと言ったらちよっと違いますけれども、各課個別の事業なので、それを統一的な財政面での評価基準があったほうがいいのかということで提案しました。

そのような中で質問しますが、担当課や担当者の判断に依存するいわゆる属人化のリスクも考えられます。

その点について町はどのように認識し、どのように防いでいるかお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

事業について属人化のリスクというところですが、まずは、その細かい試算であつたりとか事業の内容をまとめる部分については、担当者であつたりとか、担当者でも主任と副任がおりまして1人でつくっているものではございません。当然、つくり上げた事業につきましては、当然、係長、課長が判断した上で、先ほども答弁にありましており首脳部会議であつたり、庁議等を経て決定する形になりますので、そういったリスクはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

属人化の心配はないということで、そうしますと各課から個別に提出された事業について、費用対効果の必要性、将来の財政負担をどのような視点で比較して最終的な優先順位の判断をしているのか、具体的な評価の考えをお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

事業の目標であつたり、予算の見通しであつたり、そういった部分については先ほども説明させていただいた実施計画書の中で、そういった統一した様式がございますので、そちらで比較をするような形になります。

事業の優先順位につきましては、当然その様々な事業については、基本的に計画に位置づけされている事業でございます。そういった事業については優先順位が高いものとして判断しておりますし、あとは、その予算編成の際に、それぞれの担当課のほうで事業の優先順位を設定しております。担当課のほうでの考えとしての優先順位を設定した上で、予算編成の協議を行うような形を取っておりますので、そういった部分で優先順位については予算のほうに反映されているものと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁の中で、新たな評価手法の導入を検討しているとのことでした。一方で、現在は事業の性質の違いなどから明確な評価基準を設けることは難しいとの認識もされております。その事業をどのような評価基準で選んだか、評価指数、利用者1人当たりのコスト、一般財源充当率、将来負担、このことを踏まえて目標がどれだけ実現するか、課題がどれだけ解決するか。数値で表現されない評価は、成果は誰も確認できません。成果は成果指標を設定することにより全ての人が情報として共有できるものと思っております。

そこで質問します。新たな評価手法を導入する場合、事業ごとの費用対効果や住民満足度をどのような指標

で測定し、どのように事業同士の比較を優先順位づけに活用していくのか現時点でのお考えをお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員。質問もう一回お願いします。時間を止めます。

○5番（高久美秋議員） 新たな評価手法を導入する場合、事業ごとの費用対効果や住民満足度などをどのような指標で測定し、どのように事業同士の比較や優先順位づけに活用していくのか、現時点でのお考えをお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員。最初のところで1回、区切ってもらっていいですか。

○5番（高久美秋議員） どういうことですか。

○議長（藤井源喜議長） ちょっと、もう一回読んでみて。

○5番（高久美秋議員） 新たな評価手法を導入する場合、事業ごとの費用対効果や住民満足度などをどのような指標で測定し。

○議長（藤井源喜議長） はい。そこで1つ。その質問でまず答えていいですか。

○5番（高久美秋議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 高久議員の再質問にお答えいたします。

新たな評価での指標についてでございますが、一般的には効率性であったり、必要性であったりとか、あとは公平性、そういった部分が評価の視点になってくるかと思います。

住民満足度というお話がございました。住民満足度につきましては、アウトプットであったり、アウトカムという表現がございます、評価の中で。こういったところで実際にサービスを提供した量、アウトプットですね、その部分についてはすぐに評価ができる部分だと思います。実際に目標を設定してどういった取組をしたかというところについては、すぐ評価できる部分でございますが、そのアウトプットが住民の改善にどう結びついたのかというところについては、なかなかすぐに改善が見られる部分ではないというところがございます。そういった部分については、例えば、総合計画の前期基本計画、後期基本計画、そういった計画の見直しのタイミングにおいて住民満足度を評価する、そういった形での評価手法について今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございます。

新しい事業を進めるに当たっては、最初の目標値としてやはりその幅を持たせるべきではないかと思っています。そういう幅を持って行政判断をしっかりする。その後に、その政治判断も入れて議場でちゃんとやるという、そういう判断が必要だと思っているんです。だから最初に、統一した財政的な標準を目指してつくるべきだと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 財政的な標準を持ってということよろしいですか。

○5番（高久美秋議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員。申し訳ございません。財政的な標準というところで、執行部のほうで答弁が、理解するための がないということなので、もしそこを具体的に説明いただければお願いしたいんですけども。

○5番（高久美秋議員） 予算であったり、将来負担比率であったり、1人当たりのコストであったり、成果の指標だったり、そういうことを大体幅を持たせて、そこから外れたらやはり事業というのはもう一回見直す、幾らこの事業をやらなければいけないとかと言っても、最終的にはコストがあまりにもかかり過ぎているなどという部分については、やはり見直す、そういう指標が欲しいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 具体例はありますか。

○5番（高久美秋議員） これは考え方なので、標準的な指標を、費用対効果の面で言えばいろいろありますけれども、個別に言うといろいろ問題なので、私あまり説明できないので。でも、そういうふうな考えの基で、標準的なプロセスの中で事業を判断していくというのが、今後、大事じゃないかなと思っているので質問しています。

今は、標準的なその指標がないんじゃないかなと、各課個別に対しての標準的な指標がない状態なので、それをある程度一遍にやれではなくて、一応ある程度の標準をつくって、その中で検討しながらこの事業はどうなんだというような判断指標、最初に新たな事業を考える上でも、その指標に当てはめて考えていくという方向のほうの方が分かりやすいんじゃないかなと思って提案しているんですけども。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員。一般質問なので提案ではなくて質問としてお願いします。

○5番（高久美秋議員） はい。質問しています。

○議長（藤井源喜議長） 高久議員。今までの質問について一旦答弁、かみ合うかどうか分かりませんが、答弁もらいます。

○5番（高久美秋議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 高久議員の再質問にお答えいたします。

財政的な標準というところで、例えば受益者であったり、そういった部分での標準を設定するというのは、先ほどの答弁のとおり、なかなか事業が幅広い中で設定するのは困難だというふうに考えております。例えば、障害者福祉であったりとか、様々な事業がございますが、受益者が少ないからやらないとか、そういう統一した基準というのが設けにくい。当然、法的に取り組むべき事業もございますし、そういった様々な受益者がいる中で、費用対効果であったりとか、そういった部分での統一した基準を設定するのはなかなか困難でありますので、やはり個別にある程度判断していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

そういうことですので、今後とも財政規律を守りながら、そういう指標もおいおいつくりながらでもいいですから、やっていただければなと思っております。よろしくお願いします。

次、続きまして、財政運営の公平性についての質問に移ります。

特定の団体を優遇したものではなく、事業単位で必要性を判断した結果との説明でありました。しかしながら、当初予算の段階で知恵と工夫による事業執行を求めている中で、結果として特定の事業のみ補正で予算が復元されると他団体との公平性について疑問が持たれる可能性があると考えております。

そこで伺います。今回の補正について当初予算の差異が生じた具体的な要因と同様の状況が他の事業で発生。

○議長（藤井源喜議長） ちょっと待って。一問一答でお願いします。

○5番（高久美秋議員） ええと、これ、一問ですけど。

今回の補正について当初予算との差異が生じた具体的な要因、ここで切りますか。じゃ、お願いします。

○議長（藤井源喜議長） 差異が生じた。どこの予算。

○5番（高久美秋議員） 当初予算で、予算が組んだのに12月で補正を組んだという、ここは差異になっているので。

○議長（藤井源喜議長） 12月予算で。

○5番（高久美秋議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

当初予算での差異というご指摘でございましたが、12月補正予算、増額ではございませんので、こちらは差異とは認識しておりません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 当初予算で予算が削られて、12月で補正があったということは差異でないということですが、このような同様の事業で発生した場合、補正判断の基準についてどのように理解されているか、どのように整理されるのか答弁をお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの続きと一部なりますが、先ほど言葉足らずだったので、総額が変わっていないので差異ではない。組替え補正でしたので差異とは捉えておりませんということで、まず一点お願いします。

同様な事案があった場合はということですが、それにつきましては、同様な事案があったとしても事業単位

で判断をしますので、組替え補正であれば公平性は担保されているというふうに考えます。

補正計上の判断につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように第1に事業の公益性及び町の施策体系との整合性、続いて緊急性、年度内対応の必要性というところ、3つ目に既決予算の範囲内での調整可能性の有無、今回ののはここに該当するかなと。あと4つ目に財政全体への影響、こちらにも今回ののは財政全体への影響には及ばないというところでは、この辺が補正の判断になっております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） 答弁ありがとうございました。

答弁の中で、声を上げた者が得するという考えではないと明言されました。一方で現場からの声を踏まえて必要なものは予算措置を講じるとの説明もありました。

そこで確認いたします。町民や団体から寄せられた要望をどのような基準で精査し、補正予算として対応するかどうかをどう判断しているのか、また、その判断過程においてどの程度、議会や町民に説明していくのかお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 補正の最初の判断基準で、まず1つでよろしいですか。

○5番（高久美秋議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、補正の判断基準でございますが、先ほど申し上げた4つの観点でございます。公益性であったり、最終的に財政全体への影響、4つの観点から判断しております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5番。

○5番（高久美秋議員） ありがとうございました。

町長答弁の中で、必要な投資を行うことも将来世代への責任であるとのことご答弁でした。一方で、将来世代への負担を抑えるという観点からは、どの程度まで投資を行うかという財政規律の基準も重要であると考えます。

そこで伺います。今後の公共施設更新や大型事業など見据えた場合、本町として将来負担比率や地方債残高などについて、どの程度の水準を意識しながら財政運営を行っていく考えなのか、町としての基本的な考えをお伺いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 5番、高久議員の再質問にお答えいたします。

今後、公共施設の更新や大型事業の実施に当たりましては、将来世代への負担にも配慮しながら計画的に財政運営を行っていくことが大切であると認識しております。そのため将来負担比率や地方債残高、今、議員がおっしゃったこれらについても、健全化判断比率の基準を十分に踏まえつつ、他団体の状況や本町の財政規模の均衡も考慮しながら、過度に上昇することがないように努めてまいりたいと考えております。

ご質問にありましたどの程度の基準というのは、特に設けてはございません。今、申し上げたように過度に上昇することがないように留意してまいりたいと考えております。

また、事業の優先度や財源の確保状況を見極めながら地方債の活用を図って、中長期的な財政見通しの中で持続可能な財政運営に務めてまいる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

5 番。

○5 番（高久美秋議員） 最後に、町長への質問として、財政規律とは単に数字を守ることではなく、将来への責任として限られた財源をどこに優先的に使うかという政治判断であると私は思っております。

そこで町長に伺います。今後の厳しい財政状況の中で、本町として将来のために守るべきものと見直すべきものを町長はどのような視点で判断しているのかお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） ちょっと時間止めますね。

財政規律で守るべきものと見直すべきもの。財政規律を。

○5 番（高久美秋議員） いや、違いますよ。厳しい財政状況の中で本町として将来のために守るべきもの、事業ですね。やっていく方向性。守るべきものと見直すべきもの、これを町長としてどういう視点で判断しているのか。

○議長（藤井源喜議長） 守るべき事業。

○5 番（高久美秋議員） 事業。

○議長（藤井源喜議長） 見直すべき事業ということでよろしいですか。

○5 番（高久美秋議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 5 番、高久議員の追加質問にお答えします。

大変抽象的で、あまりにも大きくて答えにくいんだけど、さっき私がお答えした中に相当入っていると思いますけれども、見直すべき事業というのは、これはまさに今必要性それから公益性、その他もろもろに基づいて毎年判断している。さっきのように1回削ったのに、また戻したという話がありますが、私どもで多岐にわたっている事業の中で、ここは削ってもいいかと思っても様々な傷みが出てくるところ、それから弊害が出てくるところがいっぱいございます。それをやはりきちんとこの間の町政懇談会のような形でも、あるいはほかの形でも非常に見直していく中で、ちゃんと受け止めていくということは極めて大きい意味があると思います。

ただ、私が申し上げたいのは、今、目の前で必要とされているものと、それからまさに、さっき米100俵み

たいなお話もしましたが、将来のために我々が町民の皆さんが、これから世の中が大きく激変していく中で必要とされるものがいろいろと出てきます。そのことに備えるためにしっかりとした対応をしていくということで考えていく。そのことはすぐに答えが出るものではないし、それから先ほど議員おただしの公益性ということは、費用対効果ではなかなか出てきません。公益性は極めて大事ですが、公益性をごまかしに使うつもりは全くありませんが、公益性が、例えば、のるーととかそれから行き活きタクシーとか非常になかなか難しいんですが、高齢者の健康のため、そして健康長寿を維持するためにそれをやるということであれば、その効果というのはどういうふうに測るのでしょうか。しかし、非常に大事ですよね。そのことをきちんと公益性の中でどういうふうにそれを考えていくかによって、それは考えが異なると思いますが。

もう一つは、先ほどの八潮市の下水道の事故のように、高度成長期に膨大な投資をしたものが非常に老朽化していると、それを町民の安全、これは国も県もそうですが、守るためにどのような投資を行っていくかということがあります。そのことは、まさに今新しく出てきた課題であります。そのことを我々はきちんとどのような投資を行っていくのか、そしてどのような事業を継続して行い、どのような事業を縮小していくのかというのは、限られた財源、人、物、金の中で判断していかなくちゃいけない。それがむしろ一番大きな課題じゃないかというふうに思っています。そのことは皆さんと共に考えていくことかなというふうに思っておりますが、私が先ほど答弁した中に、これについての現在、私が話し得ることは相当入っているかと思っておりますので、そこをお含みおきいただきまして回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○5番（高久美秋議員） ありません。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、5番、高久美秋議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は午後1時10分です。

（午後 零時05分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◎発言の訂正

○議長（藤井源喜議長） 先ほど高久美秋議員より、一般質問の財政運営の公平性についての背景等説明の中で、「例外を設けないという原則」と発言すべきところを「例外を設けるという原則」と発言したため、「例外を設けないという原則」に訂正したい旨の届出がありましたので、これを許可し、当該部分を通告書記載のとおり「例外を設けないという原則」に訂正いたします。

◇ 三 村 正 一 議員

○議長（藤井源喜議長） それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

通告 7 番、8 番、三村正一議員の一般質問を許します。

8 番。

〔8 番 三村正一議員登壇〕

○8 番（三村正一議員） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴においでの方皆さん、ありがとうございます。

しっかり質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今回、私は一般質問、大きな項目で 2 つほど通告をいたしております。

1 つ目が、地域公共交通等の運営と今後の対応についてでございます。

質問の目的でございますが、地域公共交通は、道路網の整備と共に住民生活と町政の発展には不可欠な交通インフラであり、タクシー運送事業者等は、移動手段を住民に提供する必要があります。

町は平成 30 年、行き活きタクシー、令和 4 年からはコミュニティバスの実証運行、令和 6 年には廃止されましたが、続きまして令和 6 年度、A I デマンドバスの実証運行事業を実施しております。

これまでに実施された施策について、投資対効果と評価、県内市町村の取組状況等を比較検討して、適切な町のインフラ整備に寄与したいと思います。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、町の地域公共交通の取組は、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の日常生活の利便性の確保のために、行き活きタクシーの実証事業が先ほど申し上げましたように平成 30 年度より開始され、8 年が経過しております。

令和 6 年度末で利用件数が 2 万 2,703 件、助成額合計が 1,778 万円でございます。一般財源より支出しております。1 件当たりの助成は約 800 円でございます。

コミュニティバス実証運行が令和 4 年 12 月よりなされ、25 か月間運行で事業費 3,539 万円、一般財源よりは 2,964 万円の支出、延べ乗車人員が 4,997 人、利用者 1 人当たりの経費が 7,000 円でございます。

A I デマンドバスの実証運行は令和 7 年 1 月から実施し、令和 6 年度は事業費 2,789 万円、補助金が 1,425 万円で、一般財源の支出は 1,364 万円となっております。

課題として考えました 1 番として、令和 4 年からのコミュニティバスの事業での 3,539 万円と令和 6 年からの A I デマンドバスの実証運行による経費 2,789 万円が大きな財政負担となっていると思われますが、投資対効果、評価等の経済効果の検討が必要である。また、令和 7 年度は新たな平時の中での高齢者や暮らし等の予算減額がされましたが、再度、見直しの検討が必要であるのではないかと思います。

課題の 2 番、A I デマンドバスの有用性は、早く、安く、安全な点でタクシーより優れておりますが、限りある財源の中で効率的な投資を考えると、当町の A I デマンドバスは、県内で運行している喜多方市や会津美里の「のるーと事業」よりも運行経費が非常に高いので、経費削減の方法、手段などの検討が必要である。

課題の 3 番でございますが、令和 6 年度はデジタル田園都市国家構想交付金、令和 7 年度は共創モデル実証運行事業補助金を財源として見込み、令和 8 年度は交通空白解消緊急対策補助金を見込んでおります。採択・確定通知前であるので、予算審議決定の過程が不明確にならざるを得ない。

地方自治法第 210 条の総計予算主義の原則「各会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」となっているが、いつ事業が採択され、補助金収入の確定は事業終了後

となるので、7年度の事業のように歳入欠陥が出る可能性があるということでございます。

そこで、質問事項でございますが、地域公共交通事業について、令和7年度事業経過、実績見込みと令和8年度計画についてお尋ねし、お考えをお伺いしたいと思います。内容的には、歳入歳出予算執行状況、稼働日数、利用者数、1月末実績及び年度末見込みと令和8年度予算及び運行計画でございます。

2番の質問でございますが、A I デマンドバスの有用性は、早い、安い、安全の点でタクシーより、先ほど申し上げましたように優れておりますが、当町のA I デマンドバスは2台で4,600万と、県内で運行している喜多方市、8台運行で経費約4,000万です。

市負担分が1,000万円ということで、大体1台当たり500万になっていますが、それから会津美里町のあいあいタクシー、これも6台運行しておりますが、非常に当町と比べて安いということで、限りある財源の中で効率的な投資を考えると、入札方式や補助対象メニューでの限りある財源の中で、運行の効率化とコストの削減、公共ライドシェア、タクシーの増車の要請等の検討状況をお尋ねし、考えを伺いたい。

3つ目でございますが、令和8年度A I デマンドバスの運行経費5,587万円、その財源として、交通空白緊急対策事業で2,241万円、特別交付税1,121万円、一般財源支出2,045万円、その他179万円で、合計5,587万円が計上されておりますが、補助事業の概要と特別交付税についてお尋ねをし、考えを伺いたいと思います。

大きな2番の2つ目ですが、スマートパーク基本構想の見直しについてでございます。

質問の目的ですが、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクト事業は、令和5年から令和7年までの3か年で、デジタル田園都市国家構想交付金対象事業としてスマートパーク基本計画により実施されておりますが、令和7年9月に見直しするとされたが、当初の計画をどのように見直し、令和5年から7年までのプロジェクト終了後の取組について明らかにするという目的でございます。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございます。

当町とは関連ありませんが、「無視される小さい自治体がいいんですよ。誰も気にしない自治体、地域力創造アドバイザーとして関与した自治体に2年程度、仕込みをして提案事業を具体化させ、予算化のときに自分で作った仕様書でプロポーザル案件にさせて契約する。」国見町の官民連携事業を請け負った企業の社長の言葉です。

人口減少で活力を失った自治体に地方創生の夢を熱弁して近づき、施策をアウトソーシングに巧みに持ちかけて、公金を吸い上げる。大きな自治体は避け、小さな自治体を狙い打ちにする。国見町が救急車12台を購入してほかの地域にリースする地方創生事業を、河北新報の記者が取材の結果、まとめた本が「過疎ビジネス」という本です。

また、東洋経済の特集でも「喰われる自治体」「地方創生マネーは都会のコンサルに吸い上げられる」、その本の中で、石破茂氏は「コンサル頼みではなくて、自治体が自ら考えた施策をするべき」と話されておりました。

私たちは、食われないまちづくりを目指そうではありませんか。

スマートパーク基本計画の施設整備概算事業費1億9,563万円、ソフト事業8,447万円、合計2億8,010万円から令和7年9月に基本計画が見直しされ、施設整備が中止されて1億3,999万円に変更されました。

当初計画されたスポ×デジプロジェクト事業内容や成果目標、見直しによる今後の計画の変更と経過について

て、具体的説明がありません。

管理運営について、提供するサービスに見合った適切な対価を基に持続可能な運営を目指すとしていましたが、運営主体となるスポーツコミッションの設立と事業内容、運営費補助金、ランニングコスト、事業収支計画等について、検討状況が示されないままとなっております。

スマートパーク基本計画のパブリックコメントに対する対応についてただし、今後の事業運営に寄与したい。

質問事項でございますが、スマートパーク基本計画の施設整備概算事業費 1 億9,563万円、ソフト事業8,447万円、合計 2 億8,010万円から、令和 7 年 9 月に基本計画が見直され、施設整備が中止されて 1 億3,999万円に変更されました。当初計画されたスポーツ×デジタルプロジェクト事業の内容や成果目標、見直しによる今後の計画の変更と経過について、具体的な説明を求めます。

2 番でございますが、令和 5 年度から令和 7 年度まで、町と株式会社みらいとの契約において、デジタル田園都市国家構想交付金事業申請書の経費内訳と、町の積算見積り等と、みらいの落札した見積書についての金額の差異をお伺いいたします。

3 目でございますが、令和 7 年度のスマートパーク事業の委託契約と履行状況について、委託先、委託金額、委託内容、単価金額等をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さん、ありがとうございます。

それでは、8 番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通推進事業の令和 7 年度事業と令和 8 年度事業に関するおたけであります。

本町の地域公共交通推進事業は、行きたいときに行きたい場所へ自由に移動できる環境を整え、誰もが移動しやすくなるよう外出のサポートを行い、フレイル予防や社会参画の継続、通勤や通学、買物など様々な活動を支える非常に重要な事業であるため、第 7 次矢吹町まちづくり総合計画の重点方針に位置づけ、取り組んでおります。

まず、令和 7 年度の事業経過及び実績見込みにつきましては、いずれも令和 8 年 2 月末現在で把握している直近の実績を答弁させていただきます。

初めに、矢吹泉崎バストップであります。歳出額は29万3,000円、稼働日数は275日、利用者数は上り線が1,879名、下り線が1,937名、合計で3,816名であり、年度末見込みとして、歳出額は33万9,000円、稼働日数は365日、利用者数は5,088名であります。

次に、行き活きタクシー利用料金助成事業であります。歳出額は592万円、稼働日数は275日、利用者数は5,145名であり、年度末見込みとして、歳出額は712万7,000円、稼働日数は365日、利用者数は6,860名であります。

次に、A I 活用型オンデマンドバス運行事業であります。歳出額は3,922万1,000円、稼働日数は221日、

利用者数は5,059名であり、年度末見込みとして、歳出額は4,601万6,000円、稼働日数は242日、利用者数は5,522名であります。

また、歳入額は、利用料金が138万2,000円、国の交通空白解消緊急対策事業の共創モデル補助事業においては、実績報告書を提出し審査中のため、確定額は示せませんが、交付決定額は1,828万4,000円であります。

次に、令和8年度の予算及び運行計画につきましては、まず矢吹泉崎バスストップであります。運行計画に変更はなく、歳出予算額は47万7,000円、稼働日数は365日、利用者数は令和7年度末見込みと同じ5,088名を見込んでおります。

次に、行き活きタクシー利用料金助成事業であります。歳出予算額は671万1,000円、稼働日数は365日、利用者数は令和7年度末見込みと同じ6,860名を見込んでおります。

なお、先日の議会全員協議会でも述べたとおり、当該事業につきましては、地域公共交通に関する重複的投資の解消、運転手不足の問題を鑑みた将来の持続可能性の観点から、A I活用型オンデマンドバス運行事業に移行することが最善と考えておりますが、現在利用登録されている皆様のご意見を伺いながら、令和9年度以降の運行方針について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、A I活用型オンデマンドバス運行事業であります。歳出予算額は5,587万5,000円、稼働日数は275日、利用者数8,250名であり、歳入見込みとして、利用料金は179万円、国の交通空白解消緊急対策事業補助は2,242万1,000円、特別交付税は1,121万円を見込んでおります。

令和8年度の運行計画につきましては、令和7年6月に実施した町民アンケートや町内企業から意見を反映し、さらに利便性を高めてまいりたいと考えております。

具体的には、国の補助事業として認められる予定の本年8月1日から、運行時間を午前7時から午後7時まで延長し、議会全員協議会での議員の皆様からのご意見を踏まえまして、土曜日または日曜日の休日運行を計画しております。

また、当該事業の周知と利用者のさらなる増加を図るため、8月中を無料運行とし、9月1日から利用料をこれまでから半額の一般200円、小学生以下及び障害をお持ちの方は100円に改定する計画であります。

町といたしましては、誰もがいつでも安心して移動できる町民の生活に不可欠な地域公共交通を絶やすことなく守り育ててまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、入札方式や補助対象メニュー、他の地域公共交通によるコスト削減の検討についてのおただしであります。

まず、入札方式につきましては、令和6年9月議会定例会において三村議員へ答弁しましたとおり、当該事業の事業者選定にあつては、当初より透明性、公平性が高く、よりよい事業効果が期待できると考え、公募型プロポーザル方式を採用しております。

また、運行に際し、不測の事態に即時対応できる範囲として、白河地区から郡山地区までの事業者を訪問するなどし、広くプロポーザルの参加を呼びかけてまいりましたが、結果として、プロポーザルに参加いただいたのは町内事業者1者のみでありました。

次に、交通空白解消緊急対策事業の補助対象メニューについては、来年度の補助内容が示されていないため、今年度の内容について答弁させていただきます。

補助の対象となるのは、事業実施のための基礎データの収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用、サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用、実証事業に要する費用であり、500万円までは定額、500万円を超える部分は3分の2、上限1億円の国庫補助制度であります。

なお、先日、国会で行われた高市内閣総理大臣施政方針演説の中の地域未来戦略でも、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組むとされておりますので、来年においても当該補助事業は継続されるものと考えております。

次に、他の地域公共交通によるコスト削減、公共ライドシェアやタクシーの増車要請等の検討状況についてありますが、公共ライドシェアにつきましては、ドライバーの運転技術や事故時の損害賠償、トラブルが起きた場合の対処に不安があり、いまだ町民の安全安心の確保の面で課題があると考えております。

また、タクシーの増車要請については、既に運転手不足の状態であり、運行事業者からは、募集を行っても運転手が集まらないとの話を伺っております。

こうした課題の解決のため、A I活用型オンデマンドバスの導入が今は最善であると考えておりますが、引き続き視野を広く持ちながら、地域公共交通の推進に努めてまいります。

なお、コスト削減については、待機時間に係る委託費の見直しや、町内企業等から広告を募るなどの収益化について検討しているところであり、実証期間中に具体的な実施方針等を示したいと考えております。

町といたしましては、職員も時間も財源も限りある中で、現在のA I活用型オンデマンドバス運行事業に注力し、利用者の増加とコスト削減について、工夫を重ねながら実証期間を有効に用いて最善を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、補助事業の概要と特別交付税についてのおたかしであります。まず交通空白解消緊急対策事業の概要につきましては、先ほど答弁したとおり、補助金額の算定としては、当該事業に係る総事業費5,587万5,000円から、補助対象期間外におけるA I活用型オンデマンドバスシステム運用経費及び運行経費などの補助対象外経費を除いた3,113万2,000円に対し、定額500万円、残り2,613万2,000円の3分の2として1,742万1,000円、合計2,242万1,000円を見込んでおります。

次に、特別交付税についてであります。地方公共団体が抱える交通インフラの整備や運営に関する課題を解決し、地域住民の移動の利便性を向上させることを目的として新たに措置されたもので、交通空白解消緊急対策事業補助金の2分の1として1,121万円を見込んでおります。

こうした国の有利な補助制度や特別交付税措置を活用することで、本町の財政負担を軽減し、実証を進めながら、持続可能な地域公共交通の確立という大きな目標に向け、着実に歩みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席の皆様、ありがとうございます。

8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの見直しに伴う事業費の変更及び当初計画の内容並びに今後の計画についてのおただしであります。本プロジェクトは、本町のさらなるスポーツ振興を図るとともに、限られた地域資源を有効に活用し、スポーツや運動を通してまちのにぎわいを創出し、関係人口・交流人口・流入人口の増加につなげることを目的として推進してきたものであります。

当初は、デジタル技術を活用し、スポーツを軸とした交流と健康づくりを進める取組として、仮称スマートパークの整備と各種ソフト事業を一体的に展開する計画でありました。拠点施設を核に町民の健康増進、子供たちの運動能力向上、企業向けヘルスケア支援、デジタルを活用した体力測定やデータ分析の実施などに取り組み、地域活力の向上を目標に掲げていたところであります。

しかしながら、仮称スマートパーク整備に係る設計・施工一体型の公募型プロポーザル方式が不調となり、次年度への繰越手続について国及び福島県と協議を行ってまいりましたが、協議の結果、事業を繰り越す際に承認を受けた内容と同一でなければ交付金の対象とならないことが判明いたしました。

このため、他の補助制度の活用も含め、整備手法を改めて検討した結果、令和7年9月に計画の見直しを行い、今年度の拠点施設の整備は見送ることいたしました。

ソフト事業につきましては、施設整備の見送りに伴い、今年度実施する内容についても精査し、来年度以降も継続して取り組める形で当初の計画を見直したところであります。

また、事業計画費につきましては、事業内容の具体化に合わせ段階的に見直しを行っており、令和5年12月時点ではハード事業が7,733万円、ソフト事業が8,730万円、合計で1億6,463万円。令和6年2月時点ではハード事業が1億3,633万円、ソフト事業が8,391万円、合計で2億2,024万円。令和7年2月時点ではハード事業が1億4,699万円、ソフト事業が8,859万円、合計で2億3,558万円、令和7年5月時点では、仮称スマートパーク基本計画によりハード事業の費用がより明確になったことから、ハード事業が1億9,869万円、ソフト事業が8,859万円、合計で2億8,728万円と推移しております。

先ほども述べたとおり、令和7年9月に計画の見直しを行ったことから、今年度末においてはハード事業が6,089万円、ソフト事業が7,933万円、合計で1億4,022万円を見込んでおります。

見直し後のソフト事業については、既存施設を活用し、主に成人を対象としたセミパーソナルトレーニング、町内企業向けのヘルスケア、中学校・高校の部活動を対象としたジュニアアスリート活動支援、地域おこし協力隊を対象としたトレーナー人材の育成、専用ウェブサイト等での情報発信を実施し、町民の皆様の健康増進や子供たちの運動能力向上を支える事業を進めております。

来年度につきましては、地域おこし協力隊と町職員が中心となって、町民の皆様に直接体験していただけるソフト事業を進めてまいりたいと考えており、事業を通じて町民の皆様に健康の増進や体力の向上を身近に感じていただくことで、スポーツ×デジタル振興プロジェクトに対する理解の浸透が図られるよう、今年度に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金に係る申請時の経費内訳と、みらい株式会社との契約における本町の積算額並びに契約に至った見積額との差異についてのおただしであります。令和5年度から令和7年度ま

での年度ごとに交付金申請上の額、設計額と契約に至った見積額を比較した差額について申し上げます。

なお、各年度の交付金申請額は、事業経費、備品購入費、工事費等を含めた事業全体の経費でありますので、ご理解をお願いいたします。

初めに、令和5年度につきましては、交付金申請額は、構想・事業計画策定が385万円、スポーツ科学を軸にしたソフト事業の開発が1,852万円、実証事業の展開が838万円、ハード整備に向けた準備が361万円、その他が106万円、スポーツ機器が308万円であり、総額は3,850万円であります。

設計額と契約に至った見積額の比較では、スポーツ×デジタル振興プロジェクト構想・事業計画策定業務は、設計額が424万円に対し、見積額が385万円であり、差額は39万円であります。

内訳といたしましては、プロジェクトの企画提案及び事業推進業務の設計額が37万円、構想策定に向けた調査・分析業務の設計額が46万円、セミナーワークショップ業務の設計額が53万円、本プロジェクト並びに施設整備の構想策定業務の設計額が106万円、運営管理方針・体制・手法・事業計画の検討業務の設計額が106万円、打合せ協議及び庁内検討会議の運営支援業務の設計額が37万円であり、いずれも見積額と同額により差額は生じておりません。

諸経費については、設計額が39万円に対し、見積額はゼロ円であり、差額は39万円であります。

先ほど述べましたプロジェクト構想・事業計画策定業務以外の業務は、スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務で行っており、設計額が3,625万円に対し、見積額が3,578万円であり、差額は47万円であります。

内訳といたしましては、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの企画提案及び事業推進業務の設計額が73万円、実証事業の展開及びデジタルを活用した取組の検討業務の設計額が376万円、デジタルを活用した取組の検討業務の設計額が374万円、機運醸成を目的としたセミナーやシンポジウム等イベントの開催業務の設計額が380万円、ハード整備に向けた準備業務の設計額が307万円であり、いずれも見積額と同額により差額は生じておりません。

スポーツ科学を軸にしたソフト事業の開発と実証事業の展開業務については、設計額が2,042万円に対し、見積額が2,002万円であり、差額は40万円。打合せ協議及び庁内検討会議の運営支援業務については、設計額が73万円に対し、見積額が66万円であり、差額は7万円であります。

令和5年度の総額といたしましては、設計額が4,049万円に対し、見積額が3,963万円であり、差額は86万円であります。

次に、令和6年度につきましては、交付金申請額は、スポーツコミッションの設立が539万円、実証事業の展開が1,797万円、情報発信の強化が465万円、その他が156万円、ハード整備が9,350万円であり、総額は1億2,307万円であります。

スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務は、設計額が2,965万円に対し、見積額が2,957万円であり、差額は8万円であります。

内訳といたしましては、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの企画提案及び事業推進業務の設計額が145万円、プロジェクト推進事業体の構築・設立支援業務の設計額が489万円、情報発信の強化業務の設計額が419万円であり、いずれも見積額と同額により差額は生じておりません。

実証事業の展開・人材育成業務については、設計額が1,890万円に対し、見積額が1,884万円であり、差額は

6万円。諸経費については、設計額が22万円に対し、見積額が20万円であり、差額は2万円であります。

仮称スマートパーク基本計画策定業務は、設計額が576万円に対し、見積額が537万円であり、差額は39万円であります。

内訳といたしましては、プロジェクト管理業務の設計額が79万円に対し、見積額が67万円であり、差額は12万円。基本計画の策定業務の設計額が447万円に対し、見積額が424万円であり、差額が23万円。建築物の整備業務に関する支援業務の設計額が50万円に対し、見積額が46万円であり、差額は4万円であります。

令和6年度の総額といたしましては、設計額が3,541万円に対し、見積額が3,494万円であり、差額は47万円であります。

次に、令和7年度につきましては、交付金申請額は、スポーツコミッションの自走に向けた取組が602万円、スポーツ科学を軸にしたソフト事業の開発が339万円、実証事業の展開・デジタル活用の検討と実践が790万円、情報発信の強化が202万円、その他が171万円であり、総額は2,104万円であります。

スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務は、設計額が991万円に対し、見積額は同額であります。

内訳といたしましては、プロジェクト推進事業体の自走に向けた取組業務の設計額が127万円、人材育成に関する支援業務の設計額が152万円、スポーツ科学を軸としたソフト事業の開発業務の設計額が184万円、実証事業の展開・デジタル活用の検討と実践業務の設計額が189万円、情報発信の強化業務の設計額が76万円、プロジェクトの企画提案及び事業推進業務の設計額が186万円、諸経費の設計額が77万円であり、いずれも見積額と同額になります。

令和7年度の業務といたしましては、当該支援業務のみとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、令和7年度のスポーツ×デジタル振興プロジェクトに係る委託契約及び履行状況についてのおただしであります。今年度における委託契約は、ハード関連業務が3件、ソフト事業が1件であります。

初めに、ハード関連業務についてであります。当初は仮称スマートパークの整備を進めていたことから、その前提となる業務として、用地測量業務、雨水浸透阻害調査業務、外構設計業務の3件を委託いたしました。これら3件はいずれも株式会社大道技術設計と個別に契約を締結しております。

まず、用地測量業務委託につきましては、委託金額は352万円であり、業務内容は、整備予定地の境界確認、地形測量及び敷地条件の把握であり、単価は測量面積及び作業日数に基づき算定しております。履行状況につきましては、成果品の提出を受け、検査を行い、支払いを完了しております。

次に、雨水浸透阻害調査業務委託につきましては、委託金額は23万円であり、業務内容は、開発行為に伴う法令適合性の確認及び必要手続の整理であり、単価は調査項目数に基づき技術者人工を算定しております。こちらも成果報告書の提出を受け、検査を行い、支払いを完了しております。

最後に、外構設計業務委託につきましては、委託金額は753万円であり、業務内容は、配置計画の具体化、動線計画の作成、駐車場整備計画の作成及び概算事業費の精査であり、単価は設計業務積算基準に基づき人工を算定しております。履行状況につきましては、現在、年度内の完了に向け業務を進めているところであります。

ソフト事業についてであります。委託先は、広島県広島市に本社を置くみらい株式会社であり、委託金額

は991万円であります。

業務内容は、インボディや姿勢分析アプリなどのデジタルツールを活用し、主に成人を対象としたセミパーソナルトレーニング、町内企業向けヘルスケア事業、中学校・高校の部活動を対象としたジュニアアスリート支援を実施するほか、地域おこし協力隊の人材育成や専用ウェブサイトによる情報発信など、健康増進、体力向上事業を担うものであります。現在、年度内の完了に向け事業を実施しているところであります。

なお、単価につきましては、業務内容に応じた人件費相当額、システム利用料、機材費等を精査の上、見積りを徴し、内容を確認した上で契約を締結しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、地域公共交通事業の運営と今後の対応の関係で、令和5年度のデジタル田園国家構想交付金関係でご質問をしたいと思います。

令和3年度、行き活きタクシーの助成額が235万円から、7年度は地域公共交通事業の事業費がバスストップ34万円、行き活きタクシーが713万円、のーと矢吹が4,602万円で、合計5,348万円と5,113万円増加しております。

令和4年からアップが多くなったんですが、有事から新たな平時に向けた行財政改革実行計画の中で、ほかの事業費の削減や使用料・手数料の改定、受益者負担の増加等の施策を行う中、物価対策や道路整備、中学校の給食費完全無償化等のバランスの取れた予算配分が望まれておりますが、この毎年5,000万円を超える事業費が増加していることについて、このことをどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まちではこれまで事業を展開した中で得たニーズ、課題、これについて対応する、課題解決のために必要な事業として行ってきたしております。

その中で、今後にも必要なことに対して対応していくという姿勢で挑みたいと考えております。

なお、財源につきましても有利な財源を探し、それを取得するなどの努力をしながら、一般財源の持ち出しをいかに少なくするか、その辺も検討しながら、今後も継続した地域公共交通、将来の町民の方が困らないような形での事業展開を組み立ててまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ニーズとそういうふうな課題解決のために必要だというようなことなんですが、ニーズに関しては後ほど質問しますが、次の質問に移ってから質問します。

令和7年度、国の補助金が、2,545万円の当初予算がご答弁では1,828万円となって、当初計画と717万円減額となっております。12月の議会では3月で補正するとされていたが、されていません。

補正の必要がなくなったのかご答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

先週、今年度の事業実績報告を提出いたしまして、今、国のほうでそちらについて審査中でございます。

ついては、国の補助金がまだ確定してございませんので、今回3月議会には補正として計上することができませんでした。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 答弁書では、交付決定額が1,828万4,000円というご答弁でございましたので、それでは歳入結果が出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。

当初予算で2,545万円計上されましたが、これはどのような検証の上に2,545万円の歳入予算が計上されたのかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当初予算算定時でございますが、国の申請、これが4月からスタートして、そこから申請することによって交付決定、町への補助対象期間が7月から年度内が該当するという試算で当初予算、計上してございましたが、実際スタートしてみますと国の補助受付期間が1か月遅れ、後ろ倒しになって、そこから交付決定がされるのが8月1日からとなった。

つまり、国の補助対象期間が前の段階で1か月遅れまして、今年、年度末まで対象としていただけるというふうに考えていたところでございますが、年度内に実績確定までの必要が出てきたというところを後から知りまして、それによって、3月までに実績報告を出すためには対象となる期間が1月までだということで、後期についても補助対象期間が減ったこと、また内容によって補助対象にならない事業費が示されたということから、当初2,400万ほど計上していたものが交付決定の中では1,800万何がしというふうになったということで、歳入の減額が生じているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） いろいろ説明ありましたんですが、結局、補助金の内容が精密にチェックできていな

かったということが見受けられるんですが、それが補助金申請部署だけのチェックでやっているのか、二重チェックとか三重チェックがなされていないのか、歳入予算に上げるのに、その点についてお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

申請、補助金の仕方が足りなかった、チェックが足りなかったというご意見でございましたが、我々のほうで当初予算、編成する際に、確認し得る中身で細かく積算をして申請したものでありまして、後から先ほどの事業対象期間であったり、申請が遅れるというようなことは後で分かったことでございまして、その際にチェックに誤りがあるとか、申請の仕方が悪かったということではないと考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） この間、新聞で「消えた補助金」という新聞の見出しに出ていて、中身を読みましたらば磐梯町の記事でした。手続が遅れて400万ぐらいのお金が国から来なくなった、そういうことで財政調整基金から穴埋めしたというような記事がございました。

私もこの717万という金額は、議会で議決して認めた金額なんです。これの重みをどのように考えているのかなと私は思っているんです。

というのは、今、予算がもう使い終わっているんですよ。A I デマンドの予算がこれ、717万円入ってこない、もう2月以降はA I デマンドバスは予算のない中で走っているんです。そういった認識は、どのような認識をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

議長、時計、止めておいてください。

○議長（藤井源喜議長） 止まっています。

答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

いまだ国の補助金について確定しておりませんが、当初予算から減額になるという見込みになってございますことについては、非常に残念に思っております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 答弁、追加で。

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 失礼いたしました。

なお、今回3月の補正には計上できませんでしたが、確定後に最終専決、こちらの中で説明をしながらそちらを図っていきしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 今、最終専決なんていったすごい言葉が出てきたんですが、予算の7原則というのを
ご存じですか。

予算の7原則という中に、地方自治法第221条なんですが、予算事前議決の原則ということがあるんです。

「町長は会計年度予算を調整し、議会の議決を経なければならない」という。

こういった今回の事案について見ますと、12月の時点でもう歳入不足が分かっているというのにもかかわら
ず、補正予算を組まずにバスの運行を続けていることは、議会が予算を決定して町が予算を執行するという機
能、これが働いていないんじゃないかと。議会軽視というより議会無視ではないかと私は思うんですが、この
辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

これまで当初の事業計画及び途中の事業実績、経過等について、説明については、できる限り把握している
部分についてご説明してきたつもりでおりますので、くれぐれも議会軽視等、無視等について、そういったこ
とをしたことではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 予算のない中で走ることにしているの考えが示されていないんですが、これはどうい
うふうなお考えでそういった運行をなさっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、事業を認めていただいた中で国の補助金が減る見込みになることについて、誠に残
念ではありますが、こちらの事業について、町民の皆さんの移動手段、こちらに空白を設けることなく実施した
いということで進めており、また、財源確保のための調査なり含めてきておりますが、今後、財源の確保、そ
の歳入の確保についてはいろいろ検討して、国の補助金の確定後に考えていきたいというふうに思っておりま
す。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） この問題、ここでやめにして別なものに移りたいと思います。

この問題、やっていくと財務規則の問題まで出てきますから、これは後でお話をしたいと思います。

続きまして、ニーズを踏まえながら運行しているという先ほどのご答弁がございましたが、住民の利用が少ないのは今は必要としていないからで、それほど空白地域はこの地域にないのではありませんか。

町内の需要をどのようにして把握しているのかお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

これまで実証してきたバス関係についてのアンケート、また、昨年A I デマンドバスに関して6月に町民2,000人を対象に無作為アンケートを取った中で、回答として、確かに三村議員のおっしゃるように「今、車を運転できるので私には必要ない」というご意見もありましたが、逆に「今、必要ないけれども、将来必要になった場合に、今から準備をしていただいているA I バスについて、実証を進めて取り組んでいただいていることに感謝する」というような意見も多数ございました。

ついては、そういったところからこの事業については、今、必要とする方も当然いらっしゃいますし、今後、将来必要になってくる方が大勢いるというようなことで、我々はこのA I デマンド、地域公共交通の確立に向けて歩んでいくというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 12月、無料でやって非常に1,000人を超える利用者があったんですが、その次の1月の利用者数と1日の平均乗車人員というのはどのぐらいでしょうか。それが大体、町の今現在の需要なのかなと、ニーズなのかなと私は思って質問をしております。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

無料期間を隔てて11月については……。

○8番（三村正一議員） 1月だけでいいですよ。

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 分かりました。

大変失礼しました。12月中については、1日平均51.2名の方にご利用いただきました。1月については24.7人というふうになってございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○8番（三村正一議員） 1月の人数が大体20……

○議長（藤井源喜議長） 8番。

○8番（三村正一議員） 大体そのぐらいが町のニーズというようなことだと、タクシー1台ぐらいで十分な

のかなと私は思っているんですけども、そんなところで、来年度の補助金でいろんなメニューがありました。

その中で、来年度の補助金のメニューの中に配車アプリ、運行管理システムの導入の上に、サービス提供のために必要となる車両の導入という項目があるんですが、ぜひこういう検討をしていただくといいんですけども、この補助金がなくなった場合に、運転手をリースで借りてきて町内で運転してもらおうというようなことだと町でそういった車、準備することがこの補助金でできる、3分の2が補助金になるということであれば、それをぜひ検討していただきたいと。

西郷村では今年度3台そういった予定をして、今年度の事業じゃなくて来年度の事業で運行を開始するというような、やっぱりちょっと余裕を持った運行形態、地域公共交通、始まっておりますので、そういった点も考慮いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、すみません、時間、止めています。

今の質問ですが、もう一度お願いできますか。

簡潔、簡単にここの部分を聞きたいと。

○8番（三村正一議員） 来年度の補助金のメニューの中に、サービスを提供するための車両の導入がメニューの中にありますので、この補助金がなくなった時のため、補助金、ずっと続くわけじゃありませんので、そのために今からバス2台なら2台を、バスじゃなくても乗用車、ワゴン車でも結構ですが、その2台を来年度の予算で求める考えはないかということをお尋ねしています。3分の2が助成です。

○議長（藤井源喜議長） 車両購入ですね。意思がないかどうかと。

答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当初予算、また国の新年度申請の準備、入っている今の時点では、今、三村議員のおっしゃったものについて導入、今の実証を切り替えるということは非常に難しく、考えておりませんが、今後そういったところも視野に研究していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁の中に、タクシーの増車、増やすことの要請については、既に運転手不足の状態であり、運行事業者からは募集を行っても運転手が集まらないと話を伺っておりますとありますが、A I デマンドバスは運転手が2人とも確保できているんですね。

A I デマンドバスをタクシーと同じように運行していただくような要請ができないか。それでもって要請ができないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

タクシーの増車、運転手の確保についてのおただしでございますけれども、A I デマンドバスだからこそ町内の運転手の確保ができなかった。

ですが、A I によっての経路、そういったものについて、運転してお客さんを運ぶというようなことが可能になったのも、A I デマンドバスだからこそ町外の運転手についてそのような対応ができることになった。

通常のタクシー運転手については、お答えしておりますとおり、募集しても集まらないという状況でございましたので、A I だからこそそういった町外の矢吹町の地理に明るくない方でも今、対応が可能となっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 運転手の要請を、住民の人からもタクシーが不足をして困っているという声が非常に多く聞かれております。

ぜひ町として正式に文書を持ってタクシーのほうに、タクシーを増やしてくれるように要請すべきだと考えております。

それが今度、新しい法律の中で、その要請に応えられない場合の次善の策というのが出ているようでございますので、ぜひそういった町民の願いを届けるためにも、増車要請をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。正式にということで、文書です。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木副町長。

〔副町長 鈴木一史副町長登壇〕

○副町長（鈴木一史副町長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

タクシー不足で困っている町民の声を受けて、タクシー事業者に対して町として文書で要請をすべきではないかというおただしでありますけれども、これまでA I オンデマンドバスの運行の協議に当たってタクシー事業者からは、これまで申し上げたとおり、運転手不足の状況があつて対応がなかなか難しいという声を聞いております。

そのため、町として運行事業者に対して増車要請をするということは、検討することはできるんですけども、それに当たっては、運行事業者の事情をしっかりと考えた上でそういった動きをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、加えさせていただきますと、そうしたタクシー等の需要をしっかりと確保するためにこのA I オンデマンドバスというものを、将来を見据えて町としてしっかり取り組もうとしておりますので、ぜひ応援していただきたいと思います。

以上で、三村議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ぜひいろいろ検討して、なるべくタクシーの増車のほうに向けていただくように検討

をお願いしたいと思いますが、何を言うか忘れちゃった。

やっぱりタクシーを待っている人、いるんです。

私、1台500万で喜多方市と同じく走れるんだったら大賛成なんですよ。5,500万もかかって、これが補助金、なくなってやっていけるのかという問題なんです。そのことを毎年毎年、補助金があやふやな中でやっていて、それがなくなったときに毎年5,500万、今度は一般財源から出せるかという問題なんです。

その辺について、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木副町長。

〔副町長 鈴木一史副町長登壇〕

○副町長（鈴木一史副町長） 8番、三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

5,500万円というお金をかけてA I オンデマンドバスを続けていくのかというおたしだというふうに思いますけれども、我々もA I オンデマンドバスをこれから将来に向けて運行し続けていくため、持続可能な形にしていくためには、財源をしっかりと確保していくことも必要だと思っております。

その上で、何が今、必要なのかという、どういう利用形態を取って、どういうサービスを提供したときに、どれくらいの町民の方からの利用があるのかどうか、そうしたデータをしっかりと取っていくことが重要だというふうに考えております。

今、国の補助金が活用できて、一般財源が極力負担のない中で事業が執行できる今、しっかりとそのデータを取っていく時期だというふうに思っております。

そのために今回、答弁させていただいたとおり、利用時間を午前7時から午後7時まで12時間と運行時間の延長をする、また土曜、もしくは日曜日という休日の利用時間を設定をして、こういった利用実態になるのかというのを把握をしていきたいと。

それをデータとして把握をした上で、こういった利用データが取れるのか、そのデータに基づいて、どの程度の事業費をかけるべきなのかという議論をこれからしっかりと積み重ねていくことで、持続可能な運行形態というものが現れてくるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひこの令和8年度予算に基づく実証事業をやらせていただいて、しっかりとデータを積み上げさせていただきますので、ご協力いただければと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 答弁になっていません。

5,500万で走るのか、走らないのかの答弁を伺っているんですが、走るとも走らないとも言っておりません。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木副町長。

○8番（三村正一議員） いや、実証実験の後の話をしているわけですから、補助金が無くなった後。

○議長（藤井源喜議長） 副町長。

〔副町長 鈴木一史副町長登壇〕

○副町長（鈴木一史副町長） 8番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

5,500万円の事業費をかけて走り続けるのかどうかというおただしでございますけれども、今回、令和8年度に実証事業を行うことでデータを取ることができます。それによってどういった曜日に利用者が多いのか、土曜日が多いのか、日曜日が多いのか、平日もどういった時間帯に利用者が多いのかというのが分かってきます。

そうしたときに、運行時間を適切に設定をすることで事業費を低減させていく工夫もできるものと考えております。

令和8年度につきましては、この5,500万円という事業費をかけて実施をさせていただきたいと考えておりますけれども、将来的に町の一般財源を活用してやっていくときに、この5,500万円という事業費でやっていくかどうかというのは、それも含めて議会の皆様とも議論をしながら進めていくべきものと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、三村議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

次に、スマートパークのほうでお尋ねしたいと思います。

いろいろ契約書の差異について、細部までご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

大体は交付金とみらいさんの見積りの金額とほとんど一致しているような状況が見受けられたと思います。

それで、みらいとの初めての契約が、見積書が5月31日に提出されて、6月1日に同額で、385万、契約しているんですが、見積り依頼の協議というのはいつ頃から行っていたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問にお答えいたします。

令和5年5月29日に見積り依頼を通知しているところでございます。

以上です。

○8番（三村正一議員） ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 町で設計額というのは、積算額なんでしょうけれども、その積算額というものの10万、8万、6万の基準というのはどこから出てきて、1日当たりの単価です、どこから出てきてそのような積算を行ったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問にお答えいたします。

見積りの単価等も含めまして、設計の段階の前の見積書について、当該企業から見積りを徴しまして、それによって設計額等についても定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一議員） 見積り前に、前の企業から見積書を頂いたというふうに聞こえたんですが、間違いありませんか。

○議長（藤井源喜議長） 確認します。

前の企業からというふうに……

○8 番（三村正一議員） 何かちょっと私……

○議長（藤井源喜議長） 答弁の内容がはっきり聞き取れなかったということでしょうか。

では、もう一回答弁を求めます。

答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問にお答えいたします。

滑舌が悪くて申し訳ございません。

必要となる経費について、単価も含めて業者から見積りを徴しまして、それによって設計額を算出しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一議員） 業者は何社ですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問にお答えいたします。

1 社から見積りを徴しております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一議員） 大体これでイコールになっている理由、差異がない理由が分かりました。

それで、ハード事業で、予算額308万の中にインボディの代金127万7,100円というのがあったんですが、こ

れはどのような契約なのかお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問にお答えいたします。

こちらの契約につきましては、随意契約によって契約をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一議員） 矢吹町の財務規則の中に随意契約という方式があるんですが、限度額があるんです。

随意契約の限度額、幾らでしょうか。

私のほうで言います。

限度額が財産の借入れは80万になっているんですが、随契の限度額が、オーバーしているんじゃないですか。お尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 三村議員の再質問についてお答えいたします。

こちら、どのように契約したかということでのおたしだと思えます。

随契の額なので、財務規則ではなく、こちらは地方自治法の施行令第167条の第1項第2号の規定に基づきまして行っているというふうになっております。

○8 番（三村正一議員） ちょっと中身を教えてください。条文。

○生涯学習課長（西山貴夫課長） よろしいですか。

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」というふうな条文でございます。

以上でございます。

すみません、訂正いたします。

まず、こちらにつきましては、矢吹町の財務規則でいきますと、財務規則の随意契約による予定価格等の限度額につきましては、地方自治法の施行規則の第167条の2第1項第1号の規定に基づきましてそれぞれ金額を定めているということになりまして、今回の契約につきましては、地方自治法の施行令第167条の2の第1項第2号の規定に基づいて行ったということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○8 番（三村正一議員） 時間、あんまりないんですが、今の答弁の中でちょっと認識の違いがあると思います

ので、これは後で協議したいと思います。

もう一点だけ質問したいと思います。

今回、補助金がなくなっちゃったんです、スマートパークの。これは、建物の変更申請をしたのと工事代金が増えたのという両方だったんですが、工事代金だけであったならば……。

はい、分かりました。

○議長（藤井源喜議長） はい。

○8番（三村正一議員） どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は午後3時15分、3時15分です。

（午後 2時59分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 3時15分）

◎会議時間の延長

○議長（藤井源喜議長） ここで、お諮りいたします。時間を延長して一般質問及び会議を続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 青 山 英 樹 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告8番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴にお越しいただきました傍聴者の皆様におかれましては、町政に関心をお持ちいただき、また、寒い中をお越しいただきましたこと、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大項目で3点ほどございます。

まず1点目でございますが、1点目に関しましては、白山地内にあります荒池、そして、三城目地内の遊水地整備等に関する防災と利活用での地域振興をどう図るかということをメインテーマとして質問をさせていただきます。

荒池に関しましては、およそ一昨年前、今で言えばおとしになりますね、12月に県によるため池の大規模なしゅんせつを行う旨の報道がなされております。

要するに、荒池に関しましては、三城目地域等の水田の水がめとして機能しておりますけれども、多量の泥が堆積し、その量は3万立米にも上ると言われております。

また、荒池の排水部を含む擁壁となる土手にあつては、東日本大震災による被災もあり、一部亀裂が入っていることから、崩落するのではないかと懸念も生じております。仮に、この荒池が満水の状態で決壊した場合には、荒池の水を用水として利活用している地区においては、甚大な被害が発生することが予想されております。

要するに、荒池に関しましては、防災上の安全性に対する懸念等、また、用水としての水量の問題が、この2つが存在しているということでございます。

一方、遊水地整備事業に関しては、町政懇談会でも住民の方々から遊水地利活用に関する質問が出されましたが、明確な回答が示されることはなかったように印象を持っております。

これらのように、防災に基づく危機管理をどのように実践して、その整備を行っていくのか、その一方で、施設が有する地区、地域全体での受益をどのように図っていくのか大きな課題となっているものと考えます。地域住民の声をどのように捉え、町としてはどのような考えの下にどう対処していくのか等を質問する次第でございます。

項目的には、2つほど挙げてあります。

まず1点目ですが、荒池に関し、ため池としての機能性をどう高めつつ、また、防災の視点を基に危機管理をどう図っていくのかなど、整備に向けた町としての考え方、また、財源や工程を含めた具体的な実施計画等をお尋ねいたします。

2点目として、遊水地整備事業については、施設の利活用に多くの関心が寄せられております。

施設設置の地元が恩恵を受けられる利活用が望まれる一方でありまして、町全体としての受益ともなる施設利活用を願う町民からの声もあります。また、農業用地としての利活用も進められており、町としては、施設の利活用をどのように考えているのかなどについて伺う所存でございます。

そして、大項目2点目としましては、町政懇談会や町民の声の集約等についてをテーマとしてお尋ねを申し上げます。

先般、町内3か所で行われた町政懇談会では、議員などの行政関係者の参加者が多く、いわゆる一般町民の参加者は非常に少ない町政懇談会であったように思っております。

開催時間も僅か1時間30分と限られた上に、町関係者による町政の説明がおおよそ1時間ほどあり、町民からの疑問による質問や意見を述べる時間は僅か30分ほどしかなく、この僅かな30分の時間に複数の一般参加者が質問するのにしのぎを削った部分もございました。参加者からは、「時間がなく、知りたいことが聞けず不満が残った」、「執行側の説明に終始しており、意見として聞いてもらいたいことも言う状況にはなかった」などの声が聞かれております。

一方で、町政の状況は大変重要な事案が多くあり、人口減少期に入ったことなどによる社会的な将来の様々な課題が露見されています。およそ100年前の1900年の日本の人口は約4,400万人でありましたが、2000年には約1億2,700万人となり、これから100年後の2100年には約4,300万人に減少し、逆戻りするというふうに推計もされて言われております。

今現在、当町の財政は決して楽ではない厳しい財政運営が続いており、複数の小学校にあっては老朽化や児童数の減少、また、これらによる小学校の統廃合の問題など、ほかにも課題は多く、枚挙にいとまがありません。当町の小学生の児童数は年に30人ほど減少しているとのことから、僅か10年で300人減ることにもなってしまいます。

各委員会や審議会等においては、これらの課題や問題を解決するために、関係各位によって議論・審議いただいており、そのご尽力等に関して改めて敬意を表し、感謝するばかりではありますが、本質的には多くの町民の一般の皆様にも、これらに関する議論や審議に参加していただいて、町民の間でのコンセンサスを図っていくことの必要性が求められる事案ではないでしょうか。

その意味において、今回開催された町政懇談会の内容を含めて検証し、次につなげていくことが大切との思いであり、よって、次の質問をお尋ねいたします。

まず1点目、町政懇談会について、行う目的と意義、回数、開催時期、時間などの運営内容をどのように考えて行ったのかお伺いいたします。

2点目として、参加した一般町民の皆様にとっては、どのような町政懇談会であったと捉えられているのかお伺いいたします。

3点目として、約80億円もの巨額をかけて4つの小学校の統廃合をするお話が町内でささやかれ始めています。大変重要な事案であり、また、出生率が伸び悩み、かつ人口の社会減なども相まって、様々な事業を行う際の財源の確保と、将来への展望も判断には不可欠となってきております。

いかにして主権者である町民の皆様が考えられるご意見やご提案を基に、多くの方々のコンセンサスを得ることに努める手法が実践されることが望ましいと思いますが、いかが考えられるのかお尋ねいたします。

そして、3項目めとなりますが、令和8年度予算案についてお尋ねをする所存でございます。

近年、当町における予算額は、一般会計で80億円から90億円程度であります。このうち令和6年度で見ますと、一般財源等の額はおよそ60億円程度でございまして、そのうち約45億円だけが自由に使える一般財源となっていて経常的な経費に充てられ、残り約15億円は自由に使える一般財源ということではありますけれども、臨時一般財源として自由には使えずに、特定財源に補填されて組み込まれてしまっているのが実態であります。残りの約20億から30億円は当初からの特定財源と入ってくるお金であり、これらは使い道が決まっていて、何に使ってもよいとはならないお金であります。

結局は、約60億円の自由に使えるという一般財源は約45億円となり、うち人件費で10から11億円、扶助費が約2億円、借金返済の公債費が約7億円、これら義務的経費だけで約19億から20億円、半分近く出ていってしまっております。

これに需用費や労務費や委託料が入る物件費などが約8億円、上水道と下水道といった企業会計への持ち出しを含む補助金が約11億円となり、この2つで約19億円となり、残り経常経費充当可能なお金は、僅か5億円くらいしかないということになってしまいます。

このような財政事情の中、次の点について質問をする次第であります。

1点目、財政が厳しさを増していますが、令和8年度は令和7年度と比較して、特に人件費、物件費、補助費が伸びているように思えます。単純に物価高騰の影響であることからなのか、当町の特徴として、委託料が

比較の高い割合であることなのかなどを踏まえて説明をお願いいたします。

2 点目、類似団体との比較においても、当町の物件費、補助費等などの割合は高く、また、投資的経費における人件費の割合も高い状況です。さらに、当町の積立金に関しては、類似団体では低位の積立額となっています。

なお、令和 8 年度予算案においては、積立金の額が令和 7 年度の 1.5 倍強に増える予算案となっておりますが、特に意図的な目的があつての予算編成なのか、これら費目等、類似団体との比較等についてお尋ねを申し上げます。

3 点目、最後となりますが、地方債の起債に関して、将来的に人口が減るとした場合、今現在の人口が多くて将来の人口が少ないとなれば、人口 1 人当たりの起債、借金に対する負担も重くなってくると考えられます。そういう意味では、起債そのものを慎重に行い、将来の人口をも考慮した上での事業計画や償還計画作成等を町民に対して行う必要があると考えられます。

30 年くらい先を見通せる財政シミュレーションを伴った事業計画、財政計画が必須となるのではないかと思います、どのようなお考えかお伺いいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、10 番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、荒池の整備に関するおたかしであります、荒池は満水時面積約 2.5 ヘクタール、受益面積約 110 ヘクタールを有する農業用ため池でありまして、大規模な災害があつた場合には、下流の住宅等に浸水被害を及ぼすおそれがあることから、福島県より防災重点農業用ため池に指定されております。

本町では、平成 23 年 3 月の東日本大震災を受け、速やかに現地調査を実施し、堤体や取水口等、関連施設の状況を確認いたしました。その結果を踏まえ、平成 25 年度にため池耐震診断を実施し、令和 3 年度には地域の安全確保及び施設の長寿命化を図るため、中長期的な維持管理方針として機能保全計画を策定したところであります。

この機能保全計画に基づき、堤体や洪水吐き、取水施設等、一定の劣化が認められた緊急度の高いため池から、順次、改修工事を実施しているところであります。

議員おただしの荒池につきましては、著しい劣化等は確認されておらず、経過観察となっておりますが、令和元年度に実施した荒池の土砂堆積量の概算調査において、少なくとも約 3 万立米の土砂が堆積していることが判明しており、その結果、一定の貯水容量の低下が見られることから、本町といたしましても、防災上及び営農上において重要な課題と認識しております。

これまで本町では緊急浚渫推進事業債を活用して、町内の二つ池、柳池、三ツ池において、総事業費約 9,000 万円、約 3,900 立方メートルのしゅんせつ工事を実施してまいりました。

荒池につきましては、令和 6 年 5 月に荒池水利利用者協議会からしゅんせつ工事等の要望書が提出されたところでありますが、少なくとも 3 万立米もの大量の土砂堆積が見込まれることから、撤去土砂の搬出先や財源

の確保が大きな課題となっております。現在、福島県及び国等の関係機関と協議をしながら、事業化に向けて検討を行っております。

今後は、令和8年度において、国・県の補助制度や有利な地方債制度等の詳細な調査、精査を行い、本町の財政状況や事業規模を踏まえ、撤去した土砂の利活用方針の整理を進め、ほかの防災重点農業用ため池の改修状況や緊急度の優先順位を十分に踏まえながら総合的に判断し、段階的な実施に向けた検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地整備事業の地内利活用についてのおただしであります。平常時の遊水地内利活用につきましては、有識者、地域住民、立地3町村長、国、福島県などを構成メンバーとした阿武隈川上流遊水地郡利活用検討会や地元住民代表、農業機関、企業代表、商工機関、教育機関、行政機関をメンバーとした作業部会におきまして、地域の皆様の要望や意見を反映させるために、これまで幾度も意見交換がされてきました。

作業部会からの意見では、多くの人が利用できる多目的広場やイベント会場、ひたちなか海浜公園のような花が咲き誇り、散策もできる国営公園、防災を学ぶことができる防災センターの整備、さらには農業経営拡大を考える農家への農地利用など、地域振興に資する活発な意見が交わされてきたところであります。特に、農地利用の検討につきましては、掘削後に営農が可能かどうかを確認するため、国が今年度、試験圃場を整備し、水稻を作付した結果、品質・収穫量ともに問題がないとの報告を受けております。

令和8年度以降も継続して水稻と新たに露地野菜等の畑作物の試験栽培を行い、農地利用のためのデータを収集していく計画と伺っております。

しかしながら、遊水地内を野生鳥獣、特に熊とかのすみかにしない、将来の住民に迷惑となる施設を絶対に残さないという強い思いから、これまで国に再三要望をしまいましたが、ヒト・モノ・カネといった財政及び人的な支援や土地の占用、営農に関する条件はいまだ具体的に示されておられません。将来にわたり持続可能な利活用・維持管理が実現できるように、引き続き、国・県へ強く働きかけてまいります。

このような中、国では新たな検討材料として、民間の経営力や技術力を活用する官民連携手法であるPFIの調査・研究を進めており、あわせて、3町村の人的負担や将来的な財政負担が軽減できるような仕組みについても検討を進めているところであります。

また、国は、遊水地整備事業の完成予定を令和10年度から令和15年度へと、5年間延長したところであります。町といたしましては、このことを利活用の詳細、あるいは具体化を練り上げるための好機と前向きに捉え、引き続き、国の動向を注視し、防災に資する遊水地整備、そして地域活性化や真に地元住民のためになる利活用が実現できるよう、これまで以上に関係機関との調整や国への要望活動に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町政懇談会や町民の声の集約等についてのおただしであります。町では、第7次矢吹町まちづくり総合計画の柱の一つである行財政の下、政策目標に健全な行財政運営を掲げ、その具体的な施策として、情報発信の強化に取り組むこととしております。これを踏まえ、社会経済情勢の大きな変化を背景とした新たな平時における行政の在り方と町の財政状況について町民の皆様へ説明するとともに、町民の皆様との対話を通じ、よりよいまちづくりにつなげることを目的として、試行的に町政懇談会を開催いたしました。

今回の町政懇談会は、多くの町民の皆様から様々なご意見を伺い、きめ細やかな地域の課題を把握する機会

とするため、矢吹地区、中畑地区、三神地区の3地区において、それぞれ開催いたしました。

開催時期につきましては、お勤めの方でも参加しやすいよう平日の夜間とし、町からの説明時間と町民の皆様との意見交換の時間がそれぞれ45分程度となるように設定したところであります。

具体的な開催時期等につきましては、2月10日に三城目集落センターにおいて三神地区の町民を対象として、2月18日に複合施設KOKOTTOにおいて矢吹地区の町民を対象として、2月24日に中畑公民館において中畑地区の町民を対象として、全ての会を午後6時から午後7時30分までの時間で開催いたしました。

町といたしましては、多くの町民の皆様にご出席いただき、参加された町民の皆様と行政が双方向、両方から、お互いの立場から双方向に意見交換を行うことができ、大変有意義な懇談会であったと考えております。

一方で、参加された方から、開催時期、開催時間などの変更に関するご意見もいただいたことから、これらについては、来年度の開催に向けた課題として捉え、町民の皆様と行政の双方にとって有意義なものとなるよう、課題の解消に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、参加された町民の皆様にとってどのような町政懇談会であったかとおただしであります。2月に開催した町政懇談会の参加者数は、三城目集落センターでは19名、複合施設KOKOTTOでは44名、中畑公民館では21名でありまして、合計人数は延べ84名でありました。

本懇談会における意見交換では、参加された多くの皆様から、財政や広報、集会所、あゆり温泉、少子化問題、遊水地、ため池、学校規模適正化、学校給食、生涯学習、子育て環境など、地域性のあるものから本町の将来に関わるものまで、様々なご意見、ご質問をいただくことができました。

また、本町の広聴制度としては、住民アンケートやパブリックコメント、インターネットによる問合せフォーム、行政区長からの地域課題等の意見集約などの仕組みがありましたが、いずれも町民の皆様と行政が双方向で意見交換をするものではありませんでした。こうした中、本懇談会を町の現状と課題、今後の方向性を説明し、町民の皆様からのご意見を伺うという形式としたことで、双方向の対話の機会及び新たな広聴制度の仕組みの創出の面から、大変よかったものではないかと捉えております。

町といたしましては、町政懇談会が令和2年度で終了してから、コロナ禍も経て5年ぶりの広聴事業の開催でありましたが、想定を上回る多くの町民の皆様にご参加をいただきまして、活発な意見交換ができたことから、本事業を来年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

本懇談会は、将来に向けて双方向の対話を重ねていくことで、まちづくりに関する様々な課題、問題点等を解消し、町民の皆様からのご意見を調整できる機会として、より多くの町民の皆様にご出席をいただくことができるよう、開催時期及び開催時間等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、多くの方々のコンセンサスを得るための町民の方々の声の集約について、どのように考えるのかとおただしであります。第7次矢吹町まちづくり総合計画に基づいた様々な政策を推進していくに当たって、多くの町民の皆様からの合意、いわゆるコンセンサスを得ることは、極めて重要な要素であると考えております。

本町では、これまでコンセンサスを得る手法として、町民の意向を確認するアンケート調査、政策や計画に対する町民の意向を公募するパブリックコメント制度、テーマに応じて参加者同士の意見交換を促進するワークショップ、地域の課題や施策について説明する事業説明会、町民と行政が双方向に課題を把握・解決に向け

て話し合う町政懇談会などを行いながら、各種政策を推進してまいりました。

今後も、重要な事案や大規模な事業につきましては、将来を担う若者はもとより、地域住民や高齢者の方々など、あらゆる世代の町民の皆様から直接声を聞く機会を設け、十分な説明と対話を重ねることで合意形成を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和8年度予算において、令和7年度と比較して特に人件費、物件費、補助費等が伸びていることについてのおたしであります。

まず、人件費につきましては、福島県人事委員会勧告に基づき行われた職員の給与改定等により、前年対比で約6,000万円増加しております。

次に、物件費につきましては、前年対比で約1億1,000万円増加しており、主な要因といたしましては、学力向上対策事業において、小中学校の児童生徒が使用しているタブレット端末の更新費用として約8,000万円を新たに計上していることが挙げられますが、物価高による調達価格の上昇も要因の一つであると考えております。

最後に、補助費等につきましては、前年度比で約2億3,000万円増加しておりまして、主な要因といたしましては、矢吹駅の長寿命化工事に伴うJR東日本への負担金として約1億円、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用して実施する商品券配布事業に約1億円、学校給食運営事業において、小学校の給食無償化に伴う補助金として約5,800万円を新たに計上していることが考えられます。

なお、来年度予算において、委託料が比較的高いとおたしですが、今年度当初予算と比較しますと、委託料は総額で約2,400万円の減額となっております。委託料につきましては、各年度において委託業務の種類や内容、件数が必ずしも同一でないため、主な要因を特定するのは難しいものと考えております。

予算の執行に当たりましては、限られた財源の中で行政目的を最大限に達成することで、将来にわたって質の高い行政サービスを持続的に提供できる行政運営の確立に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、物件費、補助費等、投資的経費における人件費等の費目に関する類似団体との比較についてのおたしですが、総務省が公表している令和5年度決算に基づく類似団体比較カードによれば、本町の物件費は決算額構成比で18.7%であり、類似団体平均の15.6%を上回っており、補助費等につきましても本町は25.1%であり、類似団体平均の15.8%を上回っております。

また、積立金の現在高につきましては、本町の住民1人当たりの積立額が7万871円であり、類似団体平均の32万5,593円よりも低い金額となっております。

類似団体との比較は本町の財政構造を客観的に把握する上で有効な手段の一つであると認識しておりますが、一方で、類似団体といっても地理的条件や保有する公共施設の量及び老朽化の状況、上下水道事業の運営形態、広域事務の実施状況など、それぞれの自治体が置かれている前提条件は大きく異なります。

そのため、数値のみを横断的に比較した場合、その背景にある行政需要や政策選択まで直ちに評価できるものではなく、比較した結果はあくまで参考として捉えるべきものではないかと考えております。例えば、物件費が高くなる要因としては、施設数が多い場合の維持管理費の増加、指定管理者制度や外部委託の活用度合い、情報化推進に対する投資水準、除雪や防災など地域特性に起因する経費の違いなどが考えられます。

また、補助費等につきましても、上下水道事業など企業会計への繰出金の規模、各種団体への補助制度の内容、広域行政への負担金の状況などにより、大きく変動することが考えられます。

同様に、投資的経費における人件費の割合につきましても、本町では土木費科目に計上している職員の人件費を集計しているものでありますが、設計施工監理体制や技術職員の配置状況など、事業執行体制の差異が影響するものであり、単純な割合比較のみで判断することは難しいものと認識しております。

なお、令和8年度当初予算案において積立金が前年対比で増加している点につきましては、第7次矢吹町行財政改革大綱に基づく財政調整基金の計画的な積み増しにより残高が増加したことに加え、昨今の金利上昇によって定期預金に積立てをしている各種基金の利息額において増加が見込まれることが主な要因であります。

類似団体との財政指標の比較は、本町の財政構造を検証する上で重要な視点の一つであることから、その分析を継続し、単なる数値の高低にとどまらず、その背景や実態を踏まえた上で必要な見直しを行い、持続可能な財政運営の確立に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、人口減少を考慮した、30年先を見通した財政シミュレーションの必要性についてのおたしであります。

人口減少が進行する中においては、将来世代の負担を十分に意識した財政運営を行うことは特に優先しなければならない点であり、地方債の活用においても慎重な判断が求められるものと認識しております。

地方債につきましては、単なる借金ではなく、将来にわたり利用される公共施設や社会基盤の整備費を現役世代と将来世代とで公平に分かち合う、いわゆる世代間公平をしっかりとっていくための制度であります。

したがって、本町における起債は、道路、橋梁、橋ですね。上下水道施設や公共施設の長寿命化など、将来世代も受益する資産形成の事業に充てることを基本とし、将来に過度な負担を残さないよう、償還期間や財政指標を十分に考慮した上で実施しているところであります。

議員おたしの30年先までを前提とした財政シミュレーションにつきましては、人口推計を基礎として、一定の試算を行うこと自体は可能であると認識しております。

しかしながら、30年間という長期間においては、社会経済情勢の変化、国の財政制度や地方交付税制度の見直し、金利動向、物価変動など、不確実性の高い要素が多く存在し、算出された数値が現実の政策判断において、必ずしも実効性の高いものとは言い難いものとも考えております。

そのため、本町においては、長期の数値を固定的に示す方法ではなく、矢吹町まちづくり総合計画に即した中期的な財政見通しを毎年度見直す、いわゆるローリング方式により、状況変化に対応した財政計画の策定が必要であると考えております。現在作成を進めている財政計画につきましても、来年度以降、できるだけ早期の完成に努めてまいります。

今後とも、人口動向や財政健全化判断比率、とりわけ実質公債費比率や将来負担比率の推移を注視しながら、起債額と償還額の均衡を図り、財政規律を重視しつつ、将来に必要な投資を着実に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございました。

再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、荒池に関してですが、答弁の中で、令和6年5月に荒池利水利用者協議会からしゅんせつ工事等の要望書が提出されたというところでございます。

この段階でも、要するに、荒池下流の方々、水田での水を利用される方々にとっては水不足、水の量がちょっと足りないというような声もまず聞かれていますし、あとはやはり、堤体での亀裂が入っているというところでの、最悪の場合決壊して、安全面では不安であるというような、そういうその2点についての懸念があるという観点から、この令和6年5月に要望書が出されたという経緯があるかと思いますが、この荒池に関しては、令和6年5月のこの要望書がスタートなのかどうなのか、それ以前というのはどうであったのかということについて、まず、町のほうの認識をお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、平成31年頃に三城目総区長よりしゅんせつの要望がございました。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ただいまの答弁で、平成31年に三城目地区の区長さんより要望があったということですが、どのような要望であったかお示してください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの要望の主な内容につきましては、しゅんせつを実施していただきたいというような内容となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） しゅんせつの要望ということでございましたが、それに対しての町の対応というのはどういうものであったのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの要望書を受けまして、31年4月頃に土砂のしゅんせつの調査を実施しております。この際に、土砂量がおおむね3万立方メートルということで確認できたところでございます。その後、何回か住民説明会等を実施したということでお伺いしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） この平成31年4月ですか、町の対応として現地調査ですか、行っているというようなことでございましたが、このときに関しては、地元の方々の参加とか、あるいは町単独であったのかどうか、その状況的にはどのような内容であったのか、主体がどこであったのか、町なのかどうか、その状況について概略をお示しいただきたくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

このときに現地調査のほうは、県と町と地元の方で調査したということでお伺いしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 県と町と地元の3者がその場において立ち会っていたということでございますが、そのときの県のほうからの意見とか、町のほうの意見、あるいは地元者の意見として、どのような話となったのか、結論的なものがあるのかどうか、その内容をお示してください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

この平成31年4月に、4月13日2回と14日に住民説明会などを実施しているということで記録のほうが残っております。

この際に、今後の対応ということで、何点かやっぱ課題のほうが出ておりまして、しゅんせつした土砂の捨場の確保についてと、国・県の採択がなかなか受けられないため、地元でも協議会の設立をお願いしたいというような話がありました。

また、その際、受益者負担の考え方について、町の考え方をまとめる必要がありますよということも協議されたようです。

また、こちらの土壌を再利用できないかということで、茶苦土とか、そういうもので利用できないかということで、放射能測定は実施したようでございます。8,000ベクレルは下回っていたということでございますが、そういったもので低濃度ではありますけれども、放射能の懸念もありますというような記録が残っております。

また、しゅんせつ後、再度、土砂がたまらないようにするためにはどうすべきかということでございます。こちらにつきましては、荒池につきましては、阿由里川と一体化したというちょっと特殊な事情がございまして、どうしても土砂がたまりやすい状況になっていますので、こういった課題がありますということで、確認をされたということで伺っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 県と町と地元の方々の3者協議の場での確認事項があったということでございます。

その確認の中での、泥等がたまってしまう、沈着してしまうというところで、それに対しての対応に関しての提言とか、あるいは手法とか、こういうふうにしていきましょうというような具体策、いわゆる解決策というものの提示というのは、そういったものはあったのか、なかったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの住民説明会の協議の中で、来年度以降に県に土砂撤去の事業について手続をしたいという旨がございましたが、その後に令和元年の東日本台風や度重なる震災、コロナ禍等がございまして、こちらのほうはなかなか進んでいない状況となっています。

また、やはり一番大きな課題としまして、土砂の搬出先の問題がクリアできないとなかなか事業が進まないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） この3者の協議、住民説明会の中で、いわゆるそのしゅんせつ、いわゆる堆積物があつて、しゅんせつをしなければならないということに対しての一つの方向性は示されたというふうに私は認識いたしております。

ただ、その後、コロナとか台風、このコロナ等があつて進んでいないというような答弁だったんですけども、ということは、今でもこの段階でのお話は進行途中であるというふうに認識をいたしますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、先ほどの町長答弁にもございましたように、大きな課題としましては、土砂の搬出先と、あと、財源の裏づけということがございます。

こちらにつきましては、継続して財源のほうについては国・県等に問い合わせている状況でございますので、今後こういった様々な課題がクリアされていったときに、事業について再度検討する必要があるのかなと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 私のほうで、ちょっと地元の方々等にお話をお聞きしたところ、ちょっと聞かされた内容としましては、この段階で、3者の協議があった段階で、県のほうとして、いわゆるその泥を除く溝ですか、そういったところをコンクリートで塞いじゃったものですから、それを取って、泥が流れていくようにするのがまず一番だと。それによって堆積物がたまらないようにして、水が流れていくようにしていくというような、それをすぐにでも取りかかるような話で県が主体的に行っていくと。そのために、その調査のためにも、池にも生えてしまった大きい柳とかの木を皆で切って、そういった協力もしてきたというような話を聞いております。

住民の方はそのような認識で、それ以降、全く進んでいないので、なぜ進まないんだというようないら立ちも持っているんですけれども、その辺の住民の方との、ちょっとそごがあるのかどうなのか。私にはちょっとそごがあるように感じたんですけれども、そこは実態はどうなのでしょう。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど、町長答弁の中にもございましたが、今現在も緊急度に応じて工事のほうは実施しているため池もございます。

こちらにつきましては、県のほうで、防災重点農業ため池に係る防災工事等推進計画というものがございまして、こちらのほうでため池が県内約1,400か所、重点ため池に指定されているため池がございまして、そのうち矢吹町には13か所のため池がございまして、こちらのため池をそれぞれ劣化等の状況ですとか、あと、重要度ということで下流に人家や学校、病院などがないか等を確認しまして、あと、緊急度ということで判定しまして、県のほうで順次工事を行っているところでございます。

矢吹町につきましては、今一番緊急度が高い明新下地区の新池について、工事のほうに着手しておりまして、こちらが令和10年度までの工事となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 私のほうで伺った話の中では、地元の方々の話によりますと、平成31年でしょうか、そのときに県の方との話の中では、荒池のほうを先にやってから、それからほかの別のほうに取りかかるというような話が出たというふうにお聞きしているんですけども、その事実というのは確認できているのか、できていないのか、どのような感じだったのかお示してください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

県のほうで、荒池のほうを優先的に実施するというお話かと思えますけれども、そちらについては、私のほうでは今のところ把握してございません。

今現在、先ほど申しましたように、推進計画の中で緊急度の優先順位がついてございますけれども、荒池につきましては、先ほどの町内13ため池でございますけれども、その中で10番目ということで、緊急度は高くないということでございますので、比較的安全な堤体状態となっているということでご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 平成31年、令和元年になりますか。そこから行けばもう6年、7年ほどたっていて、その間、コロナ禍の問題等、台風もございましたけれども、その期間が大分落ちついてきた中であって、今後、この荒池について、どういうふうに取り組んでいかれるのか。というのは、一つには先ほど答弁でもありましたが、防災重点農業用ため池に係る計画があるということですが、その中で、劣化状況評価というものがあると思うんですよ。

それでの判断がその矢吹にある13のため池のうちの9番目ということなのかどうなのか、よく分からないんですけども、その辺のこの劣化状況評価なのか、13あるうちの9番目という、その根拠というのはどういう理由なのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

ます。

先ほども答弁のほうで述べましたように、防災工事推進計画という県の計画がございまして、こちらのほうで、それぞれのため池のまず劣化等の評価でございしますが、こちらは堤体等の漏水とか、そういうクラックとかについて検査をしてございます。また、先ほども申しましたように、重要度加算ということで、下流域に学校とか医療機関などの重要な施設があるかないかによっても加算がされます。そのほかに緊急度の加算ということで、こちらは決壊の危険度があるかないかとか、あと、地震に対する耐震性があるかないかということで、ポイント制で判断しているものでございます。

総合で、全てで300ポイントとなりますけれども、こちらのポイントの高いものから順次、県営工事ということで工事のほうを実施している状況となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今、答弁いただきました、その実務的な部分はよく理解できますし、一つの基準であらうというふうに思っております。

ただ、その用水関係で利用されている方々としまして、荒池に関しましては、いわゆる荒池から下流の方々、水田等で用水を使用している方々にしてみれば、水の量は十分には足りていないという話を聞いております。

そしてまた、荒池からの上流の方々、花咲地区の関係ですけれども、やはり花の里で水田耕作をされている方々に限っては、いわゆる流木とか、そういったものがやっぱり荒池の底の中でたまってきてしまって、下に水が流れていけないために、トライアングルハイウェイの料金所のほうまで水がたまってしまうというような、そのような被害も実際にあるというような話でございます。

ですから、ただ単純に防災等の観点から300項目のチェック項目をやったとしても、いわゆるそういったことでもってその順位を決めるとか、点数化するにしても、利用者側のやっぱり声というのがやはり主要でありまして、やはりそこを第一義的に考えていってあげないと、やはりそれで生活している方も多くいるわけですから、その辺の加算もどのように捉えられて優先としていくのか。

ただ単に県の要望、点数だけではなくて、町として、あるいは実際にそこで生活している方々の、利用されている方々の判断の下に要望をしていくということがなされているのかどうか。そこはどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁したように、県の防災工事推進計画というのがございますけれども、こちらは主に堤防とかの改修等のことを指しております。

また、一方、土砂撤去、しゅんせつのほう、これはこれで別の事業でございまして、しゅんせつ事業につき

まして先ほど私も答弁した、町長の答弁のとおりなんですけれども、土砂の搬出先とか、その財源の裏づけというような課題をまずクリアした中で検討していく必要があるのかなと思いますので、1つずつその課題をクリアしながら、三城目地区の皆さんと、あと、利用されている方と一緒に、今後、将来どうすべきかというのを検討していきたいなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） おっしゃることは理解はできます。事務的なところに関してはよく理解できています。

そして、まず1つにはちょっと観点を変えますが、荒池はやはり事業計画されている遊水地の上流部にありまして、当然、阿由里川の水、旧矢吹地区の雨水なり降水なり、そういう水流が大池から流れてきて、そして荒池にたまり、そして遊水地のほうにも向かっていくということで、荒池を整備することによって、遊水地自体も水が入っていく中にあっては、荒池が緩衝地帯にもなり得るわけでございます。

そして、遊水地は国の事業でございまして、これは地元からの要望もございしますが、遊水地の整備に併せて、今言った関連性から荒池のほうも遊水地と一緒に整備していくということを、県・国のほうに訴えていく、そういう手法を町としては考えているのか、考えていないのか。そういったことを行ってきたのかまでを含めて、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、私たちも同じような考えで、国のほうに遊水地と一体的に荒池の土砂撤去を実施できないかというようなお話はさせていただいたことがございます。

ただ、国のほうで、こちらの流量計算したところ、しゅんせつしたことによって大きな貯留の容量の確保ができないというようなデータも出ているということでございますけれども、今後も国のほうに、地元の三城目の協議会からもそういった要望も国のほうに出されておりますし、そういった可能性について、今後、町のほうもぜひ国のほうに検討をお願いしたいということで、県・国のほうに要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） なかなか荒池につきましては、スタートが令和6年ではなくて、令和元年のところがあったということが今日の答弁ではっきりしたんですけれども、そういう中にあって、今出たその遊水地との関連性をもって整備するという手法も考えておられるということですので、そこは今後も積極的にお願

たい。

そして、今、申し上げましたことと関連しまして、阿由里川が一級河川のほうの指定を受けてきていると。距離的には荒池までは届かないところまでなんです。これをやはり、いわゆる新たに整備される予定の遊水地に対しての緩衝地帯としての整備を踏まえてというところで、特別にその距離を延ばしてもらおうとか、そういうことをこの際ですから、やっぱり言うてみなければ分かりませんし、お願いすることを極力やっただきたいという要望が住民にはあるんですけれども、どのようにお答えしていかれるのか、そのお答えをちょっといただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、阿由里川につきましては、町の準用河川だったものを一級河川のほうに格上げしていただいております。こちらにつきましては、荒池の下までということで、阿武隈川の合流点から荒池の下までの区間を、今回、特別に格上げしていただいたということでございますので、今後の遊水地事業の進捗状況などを鑑みまして、その辺も町としても検討させていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 検討していただけるということでございます。

検討ということで、この荒池につきましても最後には総合的に判断し、段階的な実施に向けた検討を進めてまいりますということですが、段階的な実施に向けた検討ではなくて、行動をぜひ強くお願ひしたいということが地元の住民の皆さんからの要望でございます。

ぜひ、そういう要望に対して、町としての意気込み、私のほうからは、そのに向けた検討じゃなくて行動をしていくと。もう7年ぐらい過ぎちゃっているわけですから、当初のその段階で、台風が来なかった、あるいはコロナが来なかったならば、今頃はもう整備されたのではないかなというようなお話もございますので、町としての意気込みをしっかりと地元の皆様方にお聞かせいただきたく、ご意見を頂戴したいと思います。お願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

行動に移していただくような意気込みということでございますけれども、町もこれまでいろんな、ほかのため池ですとか、あと、こういう財源の確保に向けていろいろ動いております。行動をしているのかなと思って

おります。

今後も三城目地区の皆様とか、利用者の皆様と連携を取りながら、どうしても町だけではなかなか前に進まないことですので、まずはその 〇 〇 〇 の確保など、あと、財源の確保ということで取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 意気込みを聞かせていただきました。ありがとうございます。

そして、この荒池の整備に関しましては、令和7年度までが調査等の期間であり、そこからまた今度、今後5年間でもってその整備をしていこうという県の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進計画というのがございます。これからの5年ということですので、当然、今までの経緯を踏まえた中での計画、この5年中での計画として、当局としては、この荒池に関してはどのような工程を描いているのか、そこをお示しいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどありましたように、こちらの推進計画、こちらにつきましては、先ほども申しましたようにポイント制で緊急度のほうが決まっております。こちらの緊急度に基づきまして、県のほうで優先的に工事を実施するものでございますので、今現在、荒池のほうのポイント数はかなり緊急度の低い状態となっておりますので、なかなか工事実施というラインに上ってくるのは難しいかと思えますけれども、今後も三城目地区の皆様と維持管理上で確認をさせていただきながら、今の現状について調査をさせていただきまして、県のほうに働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 働きかけをしていくということでございますけれども、その工程については、年に何回ぐらい、どのような機会に、どういう方法をもって働きかけていくのかというのは、どういうものなんでしょうか。そこをちょっとお示しいただければお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

年に何回、どの程度の頻度で働きかけをするのかというようなご質問かと思いますが、そちらにつきましては必要に応じまして、随時、県のほうにも働きかけを行っていきたいと思いますので、地元の皆様の今後も維持管理などのご協力をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございました。

次に、遊水地についてお尋ねします。

遊水地に関しましては、とにかく地元住民からなり、あるいは町のほうからも、町としても、地元三城目地区の財産でもあり、なおかつ三神地区の財産として、矢吹町の財産でもあると。町政懇談会でもそのような話が出ました。そして、その利活用に関してどのようになっているのかという部分において、その動きがなかなか見えないというのが町民の実感でございます。

特に、地元のほうからの三城目地区遊水対策協議会さんのほうに2024年8月に要望書というのが出ておりますけれども、協議会に出されましたが、それはどのようになっているのか。町のほうにも届いているのかどうか。町から県・国のほうにも届いているのか。どのような状況にあるのか教えてください。

○議長（藤井源喜議長） 要望書、見つかる、うん。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 青山議員。

要望書、いつの。

○10番（青山英樹議員） 2024年8月10日。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜議長） どちらから出ている要望でしょうか。どこに。

○10番（青山英樹議員） どちらからではなく、ちょっと個人名も入っちゃいますんで、三城目地区遊水地対策協議会様に出ていますね。包括的支援事業への要望についてということで、遊水地事業に関しての生活道路の整備、水路の整備ということですが、町のほうには届いていないということなんでしょうかね。協議会から町のほうに上がっているのか、上がっていないのか、それだけちょっと確認したいんです。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

ただいまの要望書というのは、恐らく個人から協議会宛てに上がっている要望書かと思いますが、そちらにつきましては、協議会から内容のほうは町のほうでも見せてはいただいたことがございます。

〔「聞いているの」と呼ぶ者あり〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 内容、写しのほうは頂いております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） そうですね。正式に協議会から町のほうへ要望書として上がってきているわけではございませんので、協議会のほうから要望書については見せていただいているというような状況でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 確認になりますが、個人名で要望等があつて、それが協議会さんのほうに届いてはいるんですけども、それが町のほうには届いていないということではよろしいかどうか、確認です。

○議長（藤井源喜議長） 今、そのように答弁をしたんですか。

○10番（青山英樹議員） 答弁しました。私、確認したかったんです。そのとおりです。よろしいです。はい、分かりました。そして、はい、じゃ……。

○議長（藤井源喜議長） じゃ、再質問。

○10番（青山英樹議員） 再質問です。

遊水地においては、当然、三城目地区でもって基盤整備をした、過去においてしたときに、土地所有者が土地を寄附するなどして、農道とか、そういったものを整備した経緯があります。

そして、とにかく、当然、買収がかかって町としての公有財産として国に買収されるわけですけども、そのお金に関して、地元、三城目の発展のためにも基金として活用できないかどうかという要望もあるんですが、それについて町としてはどのように考えてられるのか、その1点だけお答えください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほどの質問は、公共補償についての質問かと思いますが、今のところ、現時点では、公共補償についての金額等も示されておきませんので、どの程度のコロ額が国のほうから補償費として入ってくるのかも分かりませんので、今後そういったことについても、どういった使途が町として有益なのかということについても検討する必要があるのかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ただいまの答弁で、金額次第ということなのかどうか、そのような印象を受けましたがいかがでしょうか。お答えください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

金額次第というようなお話ではございませんで、示された額の中で、当然、三城目地区の周辺の道路整備ですとか、そういったものに必要な部分がございましたら、そういったものに優先的に財源のほう振り向けるとか、そういった検討を今後していく必要があるのかと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ただいまの、いわゆる賠償金に関しては、荒池の整備も対象となり得るものなのかどうか、お考えをお聞きます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 10番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁したとおり、これから先の話でございますので、こちらにつきましては地元の皆さんとよく協議しながら、どういった使途が有益なのかということを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○10番（青山英樹議員） 以上で終了します。ありがとうございました。ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第6号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号については、7名の

委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第7号、第8号、第9号及び第10号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第452回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第2号、第3号、第4号、第5号、陳情第1号、第2号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は誠にご苦労さまでした。

ありがとうございました。

（午後 4時34分）

令和 8 年 3 月 1 7 日（火曜日）

（第 4 号）

令和8年第452回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和8年3月17日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 議案第4号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第2号・第3号・第5号

陳情第1号・第2号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第6号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第7号・第8号・第9号・第10号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長

質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

日程第 9 議長辞職の件

日程第10 選挙第1号 議長選挙

日程第11 副議長辞職の件

日程第12 選挙第2号 副議長選挙

日程第13 議席の一部変更

日程第14 選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程第15 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

日程第16 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件

日程第17 選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙

日程第18 閉会中の継続審査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	梅	宮	美和子	２番	小	島	紀子
３番	芳	賀	慎也	４番	関	根	貴将
５番	高	久	美秋	６番	鈴	木	浩一
７番	富	永	創造	８番	三	村	正一
９番	鈴	木	隆司	１０番	青	山	英樹
１１番	熊	田	宏	１２番	角	田	秀明
１３番	堀	井	成人	１４番	藤	井	源喜

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	副町長	鈴木一史
教育長	大杉和規	総務課長	正木孝也
企画・デジタル推進課長	国井淳一	まちづくり推進課長	神山義久
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦	税務課長	渡辺憲二
保健福祉課長	山野辺幸徳	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美
商工観光課長	柏村秀一	都市整備課長	有松泰史
上下水道課長	小磯剛	行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿部正人
教育次長兼教育振興課長	佐藤豊	生涯学習課長	西山貴夫
子育て支援課長	小椋勲		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜議長） それでは、去る3月10日の本会議において、各常任委員会、第一予算及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、これより議案第4号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 皆様、おはようございます。傍聴にお越しく下さいました皆様、ありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会審査報告をさせていただきます。

第452回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第4号 矢吹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

本案は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供を対象とする乳児等通園支援事業について、給付対象となる事業者の運営に関する基準を定め、制度の適正な運用を図るものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 矢吹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第2号、第3号、第5号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより議案第2号、第3号、第5号及び陳情第1号及び第2号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告書。

第452回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書1番から6番までは、割愛をさせていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第2号、第3号、第5号及び陳情第1号、第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第2号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、昨今の燃料費高騰や人員不足などに加え、訪問介護の基本報酬引下げにより影響を受けている訪問介護事業所を対象に支援金を交付するに当たり、介護保険法第115条の49に基づく保健福祉事業の規定を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月1日から適用するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、福島県で定める額に準じて、占用料の額を改めるものであります。

主なものとして、標準的な電力柱が1本につき年間730円から150円増額の880円、標準的な電話柱が1本に

つき年間430円から80円増額の510円であります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について。

当該施設につきましては、平成21年度より指定管理者制度を導入しており、指定管理者である矢吹町社会福祉協議会は、関係法令の遵守、維持管理経費の削減、適切な人員等の確保により、住民サービスの向上が図られ、効率的な管理運営が行われております。

これまでの実績に加え、施設の業務管理に精通していること、また、利用者の安全、安心に最大限の取組を行っていることなどから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、指定管理者候補者との協議が整ったことから、保健福祉センターの指定管理者に矢吹町一本木100番地の1、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の導入当初より安定した施設運営を行い、利用者の安全、安心に配慮している姿勢が十分であること、中長期的な運営により、住民サービスの向上が見込まれることなどから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

本件は、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、福島県の最低賃金の引上げと、その早期発効について意見書を提出するものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 生活道路の舗装に関する陳情について。

本件は、根岸行政区の天開2号線について、未舗装のため地域住民の通行等に支障を来していることから、砂利道の現道舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出（陳情）についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第2号 生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第6号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号の委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案第6号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、5番、高久美秋議員。

〔5番 高久美秋議員登壇〕

○5番（高久美秋議員） 議場の皆さん、こんにちは。

第452回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第6号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第6号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,919万9,000円を追加し、総額を85億1,573万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億5,276万1,000円を増額し、国庫支出金3,478万4,000円、繰入金8,983万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、商工費を企業立地奨励費により4,033万7,000円の増額、総務費を低所得者支援及び不足額給付金の事業費確定等により547万8,000円の減額、教育費を業務委託費確定等により1,896万3,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農地整備事業債を600万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 令和8年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,934万円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して3.3%の増となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税3億2,331万3,000円、県支出金11億1,918万2,000円、繰入金1億9,119万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,054万1,000円、保険給付費11億2,594万1,000円、国民健康保険事業費納付金4億2,119万7,000円、保健事業費4,280万6,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和8年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して同額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であり、歳出の内容は、一般管理費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 令和8年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億315万5,000円とし、併せて一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して2.8%の増となっております。

歳入の主な内容は、保険料 3 億 4,300 万、国庫支出金 3 億 7,213 万円、支払基金交付金 4 億 3,275 万 7,000 円、県支出金 2 億 4,311 万 4,000 円、繰入金 3 億 2 万 8,000 円であります。

歳出の主な内容は、総務費 5,887 万 8,000 円、保険給付費 15 億 1,202 万 1,000 円、地域支援事業費 1 億 2,670 万 3,000 円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号 令和 8 年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8,440 万 5,000 円とし、併せて一時借入金について定めるものであり、令和 7 年度当初予算と比較して 24.3% の増となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 2 億 1,107 万 2,000 円、繰入金 7,277 万 4,000 円、諸収入 55 万 5,000 円であります。

歳出の主な内容は、総務費 887 万 5,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 7,497 万 8,000 円、諸支出金 55 万 1,000 円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 8 年度矢吹町水道事業会計予算。

収益的収入につきましては、総額 4 億 2,738 万 7,000 円を計上し、主な内容は、水道料金を主とする営業収益 4 億 21 万 7,000 円、他会計補助金を主とする営業外収益 2,716 万 8,000 円であります。

収益的支出につきましては、総額 4 億 4,710 万 9,000 円を計上し、主な内容は、受水費を主とする営業費用 4 億 1,765 万 8,000 円、企業債利息を主とする営業外費用 2,640 万 1,000 円となっております。

資本的収入につきましては、総額 1 億 2,600 万 1,000 円を計上し、主な内容は、企業債 1 億 1,400 万円であります。

資本的支出につきましては、総額 1 億 9,601 万 7,000 円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費 1 億 2,280 万円、企業債償還金 7,221 万 7,000 円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,001 万 6,000 円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 令和 8 年度矢吹町下水道事業会計予算。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について総額 4 億 2,793 万 6,000 円を計上し、主な内容は、公共下水道使用料を主とする営業収益 1 億 4,728 万 6,000 円、他会計補助金を主とする営業外収益 2 億 7,765 万円です。

農業集落排水事業については、総額 1 億 6,098 万 2,000 円を計上し、主な内容は、農業集落排水施設使用料の営業収益 2,640 万円、他会計補助金を主とする営業外収益 1 億 3,458 万 2,000 円です。

収益的支出につきましては、公共下水道事業について総額 4 億 1,140 万円を計上し、主な内容は、流域下水道維持管理負担金を主とする営業費用 3 億 7,491 万 7,000 円、企業債利息を主とする営業外費用 3,398 万 3,000 円となります。

農業集落排水事業については、総額 1 億 7,705 万 3,000 円を計上し、主な内容は、処理場費を主とする営業費

用 1 億6,562万3,000円、企業債利息の営業外費用1,033万円となっております。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について総額 2 億1,316万9,000円を計上し、主な内容は、企業債 1 億6,270万円であります。

農業集落排水事業については、総額9,354万円を計上し、主な内容は、企業債8,220万円であります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について総額 2 億9,949万9,000円を計上し、主な内容は、工事請負費を主とする建設改良費8,960万円、企業債償還金 2 億989万9,000円となっております。

農業集落排水事業については、総額 1 億2,971万7,000円を計上し、内容は、企業債償還金 1 億2,971万7,000円となっております。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億2,250万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第 6 号 令和 7 年度矢吹町一般会計補正予算（第 7 号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和 8 年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和 8 年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和8年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和8年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和8年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和8年度矢吹町下水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第7号、第8号、第9号、第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより議案第7号、第8号、第9号及び第10号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、2番、小島紀子議員。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 第452回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第7号、第8号、第9号、第10号の審査結果は、次のとおりです。

議案第7号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,266万円を追加し、総額を2億6,437万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料3,265万9,000円、諸収入2,000円を増額し、使用料及び手数料1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金3,271万円を増額し、諸支出金5万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 令和7年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的収入につきましては、既定の額から352万円を減額し、総額を4億2,566万9,000円とするものであり、内容は、営業収益を352万円減額するものであります。

収益的支出につきましては、既定の額に248万3,000円増額し、総額を4億4,917万9,000円とするものであり、内容は営業費用224万8,000円、営業外費用23万5,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、既定の額から1,100万円減額し、総額を6,380万1,000円とするものであり、内容は、企業債を1,100万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、既定の額から1,100万円減額し、総額を1億3,045万9,000円とするものであり、内容は、建設改良費を1,100万円減額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、配水管布設事業債を1,100万円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）。

収益的収入につきましては、公共下水道事業については、既定の額に582万2,000円を増額し、総額を4億2,180万円とするものであり、内容は、営業収益を500万円増額し、営業外収益を82万2,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に2億16万7,000円を増額し、総額を1億6,425万8,000円とするものであり、内容は、営業収益を120万円増額し、営業外収益を96万7,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額から671万3,000円を減額し、総額を4億1,436万2,000円とするものであり、内容は、営業費用を717万7,000円減額し、営業外費用を46万4,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に278万8,000円を増額し、総額を1億7,586万円とするものであり、内容は、営業費用を245万8,000円増額し、営業外費用を33万円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額から729万8,000円を減額し、総額を2億9,748万9,000円とするものであり、内容は、企業債を220万円減額し、補助金を509万8,000円減額するもので

あります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業について、既定の額から1,030万円を減額し、総額を3億7,185万円とするものであり、内容は、建設改良費を1,030万円減額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、公共下水道事業債を220万円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億5,470万円とし、併せて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、令和7年度当初予算と比較して12.5%の増となっております。

討論に入り、三村委員から、A I オンデマンドバスについて、1台当たりの運行費用が喜多方市の4倍の2,000万円と高額であることや、当初は交通弱者の支援を目的にしていたものを全町民に拡大しても需要は少ないこと。また、町民からは、今まで実施した敬老会などの予算を削り、各種利用料金等を値上げするのに無駄な運行をしているとの声もある。補助金採択前のため財源が不安定であり、現行の運行形態を伸長して経費を5,500万円とする予算が組まれているので、反対する討論がありました。

また、青山委員から、A I オンデマンドバスの実証実験をいつまで続けるのか、民間アイデアの活用や市場性の把握、公募の設定、官民連携の促進などのいわゆるサウンディング型市場調査などを踏まえているとはいえ、1年以上かけるのはいかなものか。一般財源が多く投入されており、資本投下が過剰であるとの観点から、反対する討論がありました。

一方、角田委員からは、令和7年度の当初予算は緊縮財政の懸念があったが、令和8年度は土地改良事業負担金の一括償還を行うなど、限られた財源を有効に活用し、将来を見据えた予算編成をしているため賛成する討論がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

暫時休議します。

（午前10時44分）

○議長（藤井源喜議長） 再開します。

（午前10時46分）

○議長（藤井源喜議長） ただいまの小島委員長の第二予算委員会の報告の中で、16ページの中段になります。農業集落排水事業、ここの「農業集落排水事業については、既定の額に2億16万7,000円」と記載してありますが、ここの中身は「216万7,000円を増額し」ということになります。それで訂正をさせていただきたいと思

います。全文としましては、「総額を1億6,425万8,000円とするものであり、」、こここのところは変わりません。記載の誤りがありました。訂正をします。

再度質疑を求めます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

〔「議長、8番、動議を提出します」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 8番。

三村正一議員外4名から議案第10号に対する修正動議がありましたので、暫時休議します。

（午前10時50分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前10時50分）

◎議案第10号に対する修正動議

○議長（藤井源喜議長） ただいま議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算に対し、8番、三村正一議員外4名からお手元に配付しました修正動議が提出されました。

したがいまして、これを本案と併せ議題といたします。

それでは、議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） それでは、修正動議の説明を申し上げます。

議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会計規則第17条の第2項の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出いたします。

令和8年3月17日。発議者、三村正一、鈴木浩一、高久美秋、小島紀子、青山英樹。

修正は、歳出予算、第2款1項の総務管理費のA I 活用型デマンドバスのるーと矢吹事業に係る費用5,587万4,000円を削除いたしたく、所要の修正を行うものであります。

修正案を順次説明いたします。

令和8年度当初予算書1ページ、第1条中、89億5,470万円を89億1,928万円に改め、これに関連する第1表の歳入歳出をそれぞれ別紙のとおり改めるものです。

また、歳入歳出予算事項別の説明書の総括につきましては、歳入では、11款地方交付税21億2,697万7,000円を21億1,576万7,000円に、15款国庫支出金12億7,862万6,000円を12億5,620万6,000円に、21款諸収入6,154万

7,000円を5,975万7,000円に、歳入合計89億5,470万円は89億1,928万円に改めるものです。

歳出では、2款総務費につきまして14億7,297万7,000円を14億3,755万7,000円に、歳出合計89億5,470万円を89億1,928万円に改めるものです。

加えて、歳入歳出の明細につきましては、歳入では、11款1項地方交付税21億2,697万7,000円を21億1,576万7,000円に、15款2項国庫補助金4億4,502万7,000円を4億2,260万7,000円に、21款3項雑入を5,708万7,000円を5,529万7,000円に改め、歳出では、2款1項総務管理費12億7,598万4,000円を12億4,056万4,000円に改めるものです。

その他の詳細については、お手元にお配りした資料のとおりでありますので、割愛させていただきます。

次に、減額修正案を提出する理由を述べさせていただきます。

初めにお断わりしておきますが、そもそも公共交通そのものに反対するものではありません。令和8年度予算編成については、子ども・子育ての施策や障害者対策事業、福祉・健康・介護に関する事業、農業・商工業等のまちづくり活性化事業や災害対策等の予算については、町民の暮らしと安全を守るための予算として適正に編成されているものと認識して賛同するものであります。

しかしながら、A I デマンドバスの予算については、次の理由から賛同いたしかねますので、A I デマンドバス実証運行事業を削除した修正予算案を提案いたしますので、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

理由の1つとして、緊急性がなく、次期尚早であること。これは免許を持たない高齢者や免許返納後の支援等の交通弱者支援で進められてきましたが、利用が少なく、全町民を対象と拡大しても、令和8年1月の実績で469名、一日当たり25人、バスは2台運行しております。バスの供給過剰であり、無駄な運行が目立っております。今回、一旦事業を中止して、再度必要な時期が来たら再開する等の対応を望むものであります。

2番目ですが、2つ目が補助金頼りで持続性、安定性がないこと。財源として補助金採択前で、8月より来年の令和9年1月までの事業の補助金としていることが非常に不安定なものであることでございます。

理由の3つ目として、経費が肥大化しており、費用対効果が悪いこと。運行経費予算が2台で5,580万円と1台当たり2,790万円の運行経費がかかっており、議員で視察した喜多方市のA I デマンドバスが8台運行して1台当たり500万円と比べて4倍以上も高くなっております。運行を継続するのであれば、経費の抜本的見直しが必要であると思われます。

4つ目でございますが、実証事業の目的が明確でないことでございます。A I デマンドバスの実証事業の目標が明確でなく、単にバスを走らせ、利用者の増加を図ることに傾注しているように見受けられます。経費削減や別な公共交通形態を受け入れることなく、現行の運行形態を伸長しておりますが、運転手確保補助金やタクシー増車の助成金等の多様な対策や将来的な持続性を検討すべきであり、費用対効果目標や受益者負担割合等の検証の報告がないまま進められております。

理由の5つ目でございますが、新たな財政健全化の後に実証事業を行うべきとの町民の声が多く聞こえておりますが、反映されていないことでございます。

6つ目でございますが、地方自治法第211条、予算事前議決に反して、予算なしで運行している事業の継続であることでございます。

これらにより、令和8年度予算からA I デマンドバスの運行予算を削減した修正予算案を提出するものであ

ります。

議場の皆さんの賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの修正案に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

◎議案第7号、第8号、第9号の討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第4の1、これより議案第7号、第8号及び第9号の各令和7年度特別会計補正予算に対する討論及び採決を行い、その後に議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算の討論、採決を行いますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

これより議案第7号、議案第8号及び議案第9号に対する討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第7号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第4の2、これより議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論に間違いがないように、討論の順序を説明申し上げます。

まず、原案賛成、その後、原案反対及び修正案反対、次に再度原案賛成、最後に修正案賛成の順序になりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、原案に対し賛成の発言を許します。

3番、芳賀慎也議員。

〔3番 芳賀慎也議員登壇〕

○3番（芳賀慎也議員） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

まず当初予算は、新年度における町政運営の基本となるものであり、住民生活を支える各種行政サービスの基盤となる極めて重要な議案であります。したがって、個々の事業のみを切り取って評価するのではなく、新年度における調整運営全体への影響を踏まえて判断すべきものであると考えます。

令和8年度一般会計当初予算は、歳入歳出総額89億5,470万円であり、前年度と比較して9億9,600万円の増となっております。物価高による歳出の増加が見込まれる中においても、限られた財源を活用し、住民福祉の向上や地域の課題解決に向け必要な施策を着実に進めていくために編成された予算であると受け止めております。

特に国の重点支援地方交付金を活用して実施する暮らし応援商品券事業や、来年度から開始されます小学校給食費の無償化など、物価高対策として早急に取り組むべき事業に関する予算も多く含まれております。新年度を目前に控えたこの時期、本予算が成立しない状況となれば、町政運営や住民生活に少なからず影響が生じることも懸念されるところでございます。住民生活に直結する施策や各種行政サービスを滞りなく実施していくためにも、本予算を成立させることが必要であると考えます。

また、修正動議がありましたA I オンデマンドバス実証実験に関することでありますが、確かに予算規模や期間などについて様々な意見があることも承知しております。A I オンデマンドバスによる移動手段の確保を図ろうとする取組については、本町の地域実情を踏まえた施策の一つであり、実証実験を通じて地域に適した交通の在り方を見極めていくことは、今後の公共交通施策を検討していく上でも必要な取組であると考えます。

2025年、団塊の世代が後期高齢者、75歳突入しております。この先10年間は、高齢者が増える時代が今もう入っております。2035年にピークを迎え、町民の4.4人に1人が後期高齢者という状況がこの先10年続いていきます。町民の福祉向上、公益性という観点からも、令和8年度ののりーとの実証実験において、データの検証、データを蓄積して、町民のニーズを図るというのは必要な今の施策であると考えております。

議員の皆様におかれましては、こうした観点から本議案にご賛同いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（藤井源喜議長） 次に、原案及び修正案に対して反対の発言を許します。

2番。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 皆さん、こんにちは。

原案に反対の立場で討論させていただきます。

A I オンデマンドバスの必要性について問います。なぜ反対したかと言うと、A I オンデマンドバスは本当に今やるべき、喫緊の優先順位の高い事業なのかどうかという疑問からです。それに代わる安価な代替案はないのでしょうか。事業をやり続けることで、将来大きな負担となることが目に見えています。実証実験が終われば、補助金も交付金もなくなり、その後は自力で運行しなければなりません。継続運行するために、毎年多大な一般財源が必要となります。そちらに予算を回すことによって、本来やるべき福祉、教育などの住民サービス、道路、上下水道、建物補修などインフラ整備に使われる予算が削られるようでは、言語道断です。特に中畑小学校、見学行きましたが、とてもひどいものがあります。すぐにでも修理してほしいところです。

また、矢吹町は、自治体の貯金である財政調整基金がまだまだ足りません。一般家庭でも、事業主でも、蓄えが少なく日々の生活が自転車操業では、将来の設計も立てられません。町の貯金である財政調整基金をさらに積み立てるためにも、A I オンデマンドバスは今、本当にやるべき必要な事業であるのか、住民の代表として問い、反対の立場で討論いたします。

住民は見ていますので、私たち一人一人の議員の行動がとても大切かと思います。反対の立場で討論させていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 原案反対または修正案反対の討論について、ほかに討論はございませんか。

11番。

原案反対もしくは修正案反対、どちらでもということです。

11番、お願いします。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議長並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

私は、議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算に対する修正案に対し、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど提案者のほうから理由がございました。その理由を聞いて納得がいかないもので、反対をいたします。その理由を述べます。

1点目に、緊急性がないというふうに挙げられました。行き活きタクシーは公共交通だというふうに思います。それは賛成だけれども、のる一とは反対だと。公共交通はまだ緊急性がないというふうにおっしゃっていたので、私は両方とも必要だと。できれば、行き活きタクシーよりも低コストでのる一とが運行できるのが一番いいと。そうすると、ドライバーも少数で済むということですから、必要であるというふうに思います。そのための実証実験を今やっています。

それで、2点目、補助金頼りで継続性がないと。実証実験ですから、二、三年やれば当たり前なので、継続性はそんなに必要ありません。まして、実際に事業化されたときに、どういう内容が必要かということを見極めるための実験です。ですから、ここ1年間やりましたが、足りない点、気づかない点がいっぱいありました。例えば、先ほど利用者少ないと、実績がないとありました。なぜか。登録者がまずスタートから少な過ぎる。

登録者を増やさないと、利用者が増えるわけがない。600だか、その辺だったと思うんですが、そこをまず4桁にしていかなければ、事業に入るのが早過ぎたというふうに思いますので、これから1年、しっかり時間をかけて、その登録者を増やす、台数を増やす、営業時間帯を増やすということが必要だと。これをこの残り1年間で実験するべきだと思います。ですから、執行部には、早朝やる、日曜日もやってはどうかというふうに申し上げております。

3点目、経費が肥大化。これは実験ですから、いろいろな実験に費用がかかるのは、これは仕方ないです。ここで費用対効果をやっていたら、事業ではないんです。事業になったら、それは費用対効果が当然必要です。その観点がなければ、事業は反対に評価できないと思います。ただし、今、実証実験であらゆることをやらなければいけない。この予算でも足りないかもしれない。それをこの1年間、しっかり見極めて提案して、皆さんで頭をひねって出していきましょう。

4点目、目的が明確ではないとおっしゃられましたが、1点目のところで提案者はその目的に触れていますので、矛盾しております。提案です。そこはわかまっていますので、これも駄目ですか。いいですか。いいですね。確認しましたので、すみません、申し訳ないです。

予算なしの継続ということにも触れられました。二、三年である程度の実証実験ができてデータが出されなければ、事業化にはいかないでしょう。そして、少子高齢化真っ只中だというふうに思いますので、緊急性もあるというふうな観点から、今やっぱり将来を見据えてやらなければいけないと思います。

憲政の父と言われている尾崎行雄さんは、人生の本舞台は常に将来にあると言っています。今、将来を、まして政治が将来を考えなければ、住民、町民、国民はどうやって生きていくべきなんでしょうか。今、将来を見据える、これが私たち議員の仕事だと思います。

以上で議案第10号 一般会計予算に対する修正動議に対する反対討論とさせていただきます。合っていますか。

以上です。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 討論は順番に聞いていきますので、よろしくお願いします。

ほかに原案反対もしくは修正案反対の討論はございませんか。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） それでは、議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算の原案に反対の立場で討論をいたします。

予算全般を見たときには、やはり過去の決算等の経過等、課題等が後年度の予算にどのように生かされるかというのが課題になってきており、次年度の予算等でその解決に向けた予算が組まれていることが大事かと思っております。

ちょっと結論からいきますと、オンデマンドバス、様々な事業がありますが、オンデマンドバスの事業に関しての予算に関していかなものかという考えの下に反対をするわけでございますが、全体的に予算を見ますと、やはり近年の地方自治体におきましては、貯金となる財政調整基金が目減りして、財政危機に陥る自治体が目立ってきております。

そういう中であって、予算編成というものがどのように行われているかということに関して、当町の特徴としましては、積立金がやはり少ないという状況にあります。そういう中であって、予算を見ていった場合において、実証実験とはいえ、一般会計から過去においてもかなりのお金が投下されておりまして、実証実験ということであって、そこまでのお金を投下してよろしいものなのかどうか。地方自治法第2条第14項の最少の経費で最大の効果という点から言っても、いかななものなのかという疑念が生じます。実証実験ですから、あくまでもサウンディング型市場調査等を踏まえ、様々な観点から事前に計画が練られた上でのものであると思います。そのような様々な調査を行った上での実証実験であれば、かなり効果、費用等も少なく済むのが本来の姿ではないかと思っております。

特に予算におきまして、今、矢吹町において大事なものは、やはり人口減少化の中にあつては、やっぱり積立金を多くしていく必要があるのではないかと考えております。特にこの着目すべき積立金であります、町の貯金である財政調整基金にありましては、人口1人当たりで見ますと、令和4年が町が6万2,161円、人口1人です。に対して、類似団体と比較考慮をいたしますと、類似団体では14万1,231円。令和5年度が、当町人口1人当たりの財政調整基金は4万9,447円ですが、類似団体では13万9,357円。令和6年度に関しては、類似団体のデータがまだ整っていませんが、当町での令和6年の人口1人当たりの財政調整基金の額は、1人当たり2万3,629円と過去最も少ない額となっております。財政調整基金が少なく財政危機に陥る事態が多いことから、このような類似団体と比較して低くなっていることは憂慮すべき事態と思っております。そういう観点から、無駄なものは省き、財政調整基金に積み立てる、そのような予算編成があつてよろしいのではないかというふうに思うところでございます。

ほかのその他特定基金残高におきましても、ほかの類似団体と比べて当町はかなり低い額となっております。令和、例えば5年度におきましては、当町人口1人当たり、その他特定目的基金残高は1万7,843円に対し、類似団体は15万8,908円となっております。このように人口減少が進む中、税収の減少が大きな課題としてのしかかってくることは目に見えており、公共施設の維持管理と老朽化への対応もどうしていくのかと、大きな問題として迫ってくることは明確であります。

そして、このオンデマンドバスに関しては、先ほど申し上げましたように、実証実験とはいえ、1億を超える一般財源はもう投下されておりまして、この未来への投資ということで、多大な期待が寄せられる事業なのではないかという意見もございしますが、町民の皆様あるいは職員の皆様からご意見を聞かせていただく機会を見ましたところ、未来への投資、未来への投資というのは、財政的に見ていけば、今後のことを考え憂慮を覚えておる中であつては、未来の投資の投資は凍え死んでいく、そのように思えるところもある。そしてまた、将来の負担者となる、負担が増えていく中であつては、高校生、中学生、選挙権のない方々に対しても、将来は負担を強いることになりまして、その方々との意見、もっと幅広く聞いた上で行ってはどうかと、そのような心配をする声も聞かれるわけでございます。

このような観点から、費用対効果等を踏まえ、改めてこの原案に関しましては、無駄なものは削って財政調整基金積立てのほうに回していく、そのような予算の方向性が示されてしかるべきかという観点から、原案に反対をいたす所存でございます。

皆様方のぜひともワイズ・スペンディングになるようなそのような観点の下にご賛同いただけますようお願い

願いを申し上げます。

以上で私の原案反対討論とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） この後は原案賛成者、その後に修正案賛成者というふうに確認をしていきます。皆さんの意見漏れないように確認をしますので、よろしくお願いします。

次に、原案に対し賛成の発言を許します。

7番。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、こんにちは。

議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

本予算は、多様化する行政需要を踏まえ、限られた財源の中で事業の優先度を整理しながら編成されたものと受け止めております。

そのような中で、財政運営の観点から申し上げますと、国営かんがい排水事業負担金について一括償還を行うことにより、将来にわたる財政負担の軽減に努めている点は、中長期的な視点に立った対応であると考えます。将来世代への負担にも配慮しながら財政運営を進めていこうとする姿勢が示されているものと受け止めております。

また、本予算においては、財政調整基金の繰入れに頼らない予算編成に努めている点にも触れておきたいと思います。基金の取崩しに過度に依存することなく、歳入と歳出の適正化を図りながら財政運営を行っていくことは、安定した財政基盤を維持していく上でも意義のある取組であると考えます。

今後の行政運営においては、いろいろな行政需要への対応が引き続き求められることが見込まれます。そのような中であっては、事業の優先度を見極めながら、限られた財源を有効に活用し、身の丈に合った行政運営と持続可能な財政運営に努めていくことが求められるものと考えます。

また、2025年1月15日よりA I オンデマンドバスの一と矢吹運行が開始されております。当事業においては、議会で賛成があって始まっております。この事業はD X推進の一環であり、交通空白解消・集中対策期間と位置づけられ、国を挙げて地域公共交通の維持、確保に取り組む国策であります。国は、2027年までに500自治体にA I オンデマンドバス化を狙っております。当本町は先駆けです。少子高齢化による課題対策を見据え、将来の投資であります。これは教育と同じです。より上の学校に行きたい。娘、息子いたら応援する親の優しい、強い親心でもあります。そして、米100俵でもあります。本町は、令和8年度、令和9年度を通して、A I オンデマンドバスを実証モデルとして計画的に走らせております。この実施は、すなわち実験です。いろいろなデータを集め、現実的に有効かどうか証明するための努力を今やっている最中です。これらのデータを基に、令和9年度にこの事業を継続する、しないを判断するとの説明を伺っております。長い目で見る。この実証実験を進めていただきたいと考えております。

以上の理由により本議案に賛成するものであり、議員の皆様のご賛同をお願いするものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（藤井源喜議長） 修正案に対し賛成の発言を許します。

5番。

〔５番 高久美秋議員登壇〕

○５番（高久美秋議員） 議場の皆さん、こんにちは。

議案第10号 令和８年度矢吹町一般会計予算修正案に対し、賛成の立場から討論いたします。

現在、本町において導入が進められているＡＩオンデマンドバスは、地域の公共交通を支える新たな手段として期待されております。特に高齢化が進む中で、移動手段の確保は重要な課題であり、その点において、本事業の意義は一定程度認めるものであります。

また、本事業は実証実験の段階であり、国や関係機関からの補助金を活用しながら、利用状況や運用効率などのデータを収集し、今後の運営の在り方を検討するための重要な期間であることも理解しております。しかしながら、現状に目を向けますと、１日当たりの利用者数は20人から30人程度ととどまり、利用者数の伸びは見受けられておりません。この状況において、費用対効果の観点からも十分な成果が得られているとは言い難く、持続可能性に大きな懸念が残ります。さらに、今後、補助金が減少あるいは終了した場合、本町単独での事業を継続していくことができるのかという点についても、慎重に検討する必要があります。

人口減少による税収の減少が進む一方で、インフラの老朽化対策等の対応など行政需要は今後ますます増大していくことが予想されます。このように限られた財源の中で、真に必要な施策を選択していくことが求められる今こそ、本事業の在り方について立ち止まり、冷静に検討し、将来を見据えた判断を行うべきときであると考えます。

今回の修正動議は、そうした観点から事業の継続や方向性を見直すための重要な提案であり、責任ある政策判断を行うために必要なものであると確信しております。議員各位におかれましては、将来の本町の財政と住民サービスの継続性を見据え、本修正案にご賛同賜りますよう心からお願い申し上げ、私の修正案賛成討論いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第10号 令和８年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

採決の順序を申し上げます。

初めに、８番、三村正一議員外４名から提出された修正案に対する採決、次に、原案に対する採決を行います。起立は１人１回しかできませんので、間違いないようお願い申し上げます。

お諮りいたします。まず、８番、三村正一議員外４名から提出された議案第10号 令和８年度矢吹町一般会計予算の修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。起立少数であります。

よって、議案第10号 令和８年度矢吹町一般会計予算修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第10号 令和8年度矢吹町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議の提出がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時50分から、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午前11時 分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 零時02分）

◎日程の追加

○議長（藤井源喜議長） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議会運営委員会から報告いたします。

会期中に、町長から提出されました同意1件、諮問2件、そして、議員発議1件、選任3件、各委員長より提出のありました閉会中の継続調査の申出について、企画・デジタル推進課、国井課長及び氏家議会事務局長から説明を求め、協議いたしました。その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第5、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、本年3月31日をもって、現副町長が退任されることから、新たに本年4月1日付で矢吹町八幡町227番地の4、阿部正人氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

阿部氏は、昭和59年4月に入庁以来、42年の長きにわたり町政発展に尽力され、その間、保健福祉課長、教育振興課長、企画総務課長等を歴任され、広範な行政分野において卓越した手腕を発揮されました。現在は再任用職員として、総務課行政管理監、企画・デジタル推進課危機管理監及び矢吹町教育委員会政策管理監を務められ、これまで培われた優れた知見により、本町の行政運営を支えております。今後は、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる施策の実現や、次代を担う職員の資質向上など、本町のさらなる飛躍に向け、長年にわたる豊富な実務経験と誠実な人柄により私の補佐役として、また、私の補助機関である職員の監督者として卓越した識見を発揮していただきたく、ここに提案いたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることにつきましては、同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました阿部正人様を紹介するため、暫時休議します。

（午後 零時07分）

○議長（藤井源喜議長） 再開します。

（午後 零時09分）

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和8年6月30日をもって任期が満了となります矢吹町八幡町277番地の5、薄葉一子氏を再度同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

薄葉氏は、令和2年7月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組み、人格、識見も高く、地域からの信望も厚く再任にふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第7、これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、令和8年6月30日をもって任期が満了となります矢吹町中町242番地、北村篤史氏を再度同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

北村氏は、令和2年7月より人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組み、人格識見も高く、地域からの信望も厚く再任にふさわしい方であることから提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました薄葉一子様、北村篤史様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 零時13分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 零時 15 分）

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第 8、これより発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8 番、三村正一議員。

〔8 番 三村正一議員登壇〕

○8 番（三村正一議員） それでは、発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明をいたします。

現在の福島県最低賃金は、時給1,033円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,121円には程遠い金額であり、その水準は全国でも低位にあります。

よって、本矢吹町議会は、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して、記載事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号の意見書は提出することに決しました。

ここで、昼食のための暫時休議いたします。再開は午後 1 時20分です。

（午後 零時 16 分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午後 1時20分)

○議長（藤井源喜議長） 私ごとですが、議事の都合により議長職を副議長に交代します。

ここで、暫時休議いたします。

(午後 1時20分)

○副議長（堀井成人副議長） 再開いたします。

(午後 1時20分)

◎日程の追加

○副議長（堀井成人副議長） 議長に代わりまして、副議長の私が議長席に着かせていただきます。

ただいま藤井源喜議長から議長の辞職届が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井成人副議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎議長辞職の件

○副議長（堀井成人副議長） 日程第9、これより議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番、藤井源喜議長の退場を求めます。

〔14番 藤井源喜議員退場〕

○副議長（堀井成人副議長） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（堀井成人副議長） お諮りいたします。藤井源喜議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井成人副議長） ご異議なしと認めます。

よって、藤井源喜議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、14番、藤井源喜議員の除斥を解きます。

〔14番 藤井源喜議員入場〕

○副議長（堀井成人副議長） 議長辞職を許可されました藤井源喜議員より議会運営に関する基準第131項の規定によりご挨拶があります。

14番、藤井源喜議員。

〔14番 藤井源喜議員登壇〕

○14番（藤井源喜議員） 大変貴重な時間を使わせていただきます。本当にありがとうございます。

2年前、議長に就任させていただきました。私が議長になって、西白河郡の議長会の会長という順番が回ってきました。そういった関係があって、1年目は県のほうの議長会の理事として、その後の1年、議長会の副会長として活動もさせていただきました。その中では、永田町、国会議員の皆さん、地元の国会議員の皆さんに要請活動をしたり、東京に行くような機会があったり、福島市にいろいろな会議、研修等に行くような機会がありました。一番感じたのは、この間、2月に県の会議がありました。檜枝岐の議長さんが一緒にの理事であります。それで、2月の11時半からの会議だったんですが、私は11時の会議で、家を10時過ぎに出ました。檜枝岐の議長さんに、今日はおうちを何時に出てきたんですかと聞いたら、朝7時半というふうに言っていました。4時間前には家を出て、白河インターから乗ったということでもあります。それから、金山町の議長さんと副会長と一緒にさせていただきました。今日は、雪はどうでした、うん、大したことない、70センチぐらいというふうに言っていました。こんなに会津、中通り、そして浜通りの方々と話をする機会があったことは本当によかったなというふうに思っております。私たちは多分恵まれてはいるんだろうなというふうには思いますが、やはりそういったところには漫然と慢心することなく、いろいろなところでいろいろな人の話を聞いて勉強していかなくちゃいけないなというふうに思っています。

要望は町民のためにいろいろなものやっつけていく。私たち、勉強する機会を2年間本当にいただきました。ありがとうございました。

議会運営では、いろいろなところでちょっと不手際があったり、皆さんにご迷惑をおかけしたり、自分でも大分悩んだなというところがありました。やっとなし少し落ち着きながら、自分が言っていることも聞けるように、議会の議場の席の中で分かってくるようになってきたところかなというふうに思っております。

何はともあれ、この2年間、皆さんには本当にご支援をいただきました。ありがとうございました。そして、議会事務局の局長をはじめ、職員の皆さんにも大変お世話になりました。今後ともどうぞよろしくお願いします。

本日はありがとうございます。

◎日程の追加

○副議長（堀井成人副議長） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井成人副議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長（堀井成人副議長） 日程第10、これより選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の封鎖を命じます。

〔議場封鎖〕

○副議長（堀井成人副議長） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（堀井成人副議長） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井成人副議長） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（堀井成人副議長） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼、投票〕

○副議長（堀井成人副議長） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井成人副議長） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員は、開票の立会いをお願いします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○副議長（堀井成人副議長） これより開票結果を報告します。

投 票 総 数 14票

有 効 投 票 14票

無 効 投 票 0票

有効投票のうち 富 永 創 造 議 員 8票

 三 村 正 一 議 員 6票

以上のとおりであります。

なお、法定投票数は4票であります。

よって、富永創造議員が議長に選任されました。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（堀井成人副議長） ただいま議長に選任されました富永創造議員が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任の承諾及び挨拶

○副議長（堀井成人副議長） 次に、議長に当選されました富永創造議員から挨拶をいただきたいと思います。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、ありがとうございます。

ただいま矢吹町議会議長として選任を受けました富永創造です。

議員になった頃、まさかこのような場が来るとは思いもよりません。正直、政治家としてその力量、私自身まだまだ満足に至っておりません。しかし、今日、議会議長として信義を持って議長の職責を果たす覚悟でございます。

矢吹町議会の権威を守り、高めるためにも、皆さんとともにやっていきましょう。これからのご支援、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（堀井成人副議長） これをもって、議長と交代します。皆様のご協力、誠にありがとうございました。暫時休議いたします。

（午後 1時40分）

○議長（富永創造議長） 再開いたします。

（午後 1時41分）

◎日程の追加

○議長（富永創造議長） ただいま堀井成人副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎副議長辞職の件

○議長（富永創造議長） 日程第11、これより副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、13番、堀井成人副議長の退場を求めます。

〔13番 堀井成人議員退場〕

○議長（富永創造議長） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（富永創造議長） お諮りします。堀井成人副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、堀井成人副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、13番、堀井成人議員の除斥を解きます。

〔13番 堀井成人議員入場〕

○議長（富永創造議長） 副議長辞職の許可されました堀井成人議員より、議会運営に関する基準第131項の規定によりご挨拶があります。

13番、堀井成人議員。

〔13番 堀井成人議員登壇〕

○13番（堀井成人議員） ただいま紹介ありました堀井です。

本当に2年間という、元藤井源喜議長と2年間議会を務めてきました。そんな中で、本当に分からないことばかりでしたけれども、何とか2年過ぎたのかなと思います。ただ、やっぱり町のために、これからまだまだやっていかなきゃならないということで、反省することいっぱいありました。その中で本当に2年間ありがとうございました。

以上です。

◎日程の追加

○議長（富永創造議長） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（富永創造議長） 日程第12、これより選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の封鎖を命じます。

〔議場封鎖〕

○議長（富永創造議長） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員を指名いたし

ます。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（富永創造議長） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） なしの声がありましたので、配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（富永創造議長） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼、投票〕

○議長（富永創造議長） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

1 番、梅宮美和子議員、2 番、小島紀子議員、開票の立会いをお願いします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○議長（富永創造議長） これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 4 票

有 効 投 票 1 4 票

無 効 投 票 0 票

有効投票のうち 堀 井 成 人 議 員 8 票

青 山 英 樹 議 員 6 票

以上のとおりであります。

なお、法定投票数は4票であります。

よって、堀井成人議員が副議長に選任されました。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（富永創造議長） ただいま副議長に選任されました堀井成人議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の承諾及び挨拶

○議長（富永創造議長） 次に、副議長に当選されました堀井成人議員の挨拶をいただきたいと思います。
13番、堀井成人議員。

〔13番 堀井成人議員登壇〕

○13番（堀井成人議員） ただいま副議長になりました堀井成人です。

前回は議長ということで、今回後半ということで指名されました。議長も富永創造議員、新しい議長になりました。そんな中で、2年の経験を生かしながら、議長を助けながら、町の発展と議員活動のますますの発展、地域住民のためにも2年間頑張りたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（富永創造議長） ここで、議事調整のため全員協議会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時56分）

○議長（富永創造議長） 再開します。

（午後 2時15分）

◎日程の追加

○議長（富永創造議長） お諮りいたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思います。

議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承いただきたいと思います。

◎議席の一部変更

○議長（富永創造議長） 日程第13、これより議席の一部変更を議題といたします。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝局長） 1番、梅宮美和子議員、2番、小島紀子議員、3番、芳賀慎也議員、4番、関根貴将議員、5番、高久美秋議員、6番、藤井源喜議員、7番、鈴木浩一議員、8番、三村正一議員、9番、鈴木隆司議員、10番、青山英樹議員、11番、熊田宏議員、12番、角田秀明議員、13番、堀井成人副議長、14番、富永創造議長。

以上です。

○議長（富永創造議長） ただいま事務局長朗読のとおり議席の一部を変更させていただきます。

なお、議席替えにつきましては、氏名表の修正もありますので、本定例会終了までは現在の議席でお願いします。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（富永創造議長） 日程第14、これより選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

矢吹町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝局長） それでは、常任委員会の構成名簿を読み上げます。

総務教育常任委員会委員。

梅 宮 美和子 議員	芳 賀 慎 也 議員
鈴 木 浩 一 議員	三 村 正 一 議員
青 山 英 樹 議員	熊 田 宏 議員
富 永 創 造 議長	

産業民生常任委員会委員。

小 島 紀 子 議員	関 根 貴 将 議員
高 久 美 秋 議員	藤 井 源 喜 議員
鈴 木 隆 司 議員	角 田 秀 明 議員
堀 井 成 人 副議長	

以上であります。

○議長（富永創造議長） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） 異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会は、事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま各常任委員会委員が選任されましたので、直ちに各常任委員会を開き、正副委員長の互選と議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員をそれぞれ3名ずつ選出していただきます。

総務教育常任委員会は第2会議室を、産業民生常任委員会は第3会議室をお使いください。よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時20分）

○議長（富永創造議長） 再開いたします。

(午後 2時44分)

○議長（富永創造議長） ただいま、各常任委員会において正副委員長が決定いたしましたので、私から報告いたします。

総務教育常任委員会委員長に芳賀慎也議員、副委員長に梅宮美和子議員、産業民生常任委員会委員長に関根貴将議員、副委員長に小島紀子議員です。

以上で報告を終わります。

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について、選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（富永創造議長） 日程第15、これより選任第2号 議会運営委員会委員の選任について及び選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（氏家康孝局長） それでは、議会運営委員会の構成委員を朗読いたします。

12番 角 田 秀 明 議員	11番 熊 田 宏 議員
10番 青 山 英 樹 議員	6番 藤 井 源 喜 議員
4番 関 根 貴 将 議員	3番 芳 賀 慎 也 議員

議会広報編集委員会。

7番 鈴 木 浩 一 議員	6番 藤 井 源 喜 議員
5番 高 久 美 秋 議員	3番 芳 賀 慎 也 議員
2番 小 島 紀 子 議員	1番 梅 宮 美和子 議員

以上であります。

○議長（富永創造議長） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員は事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会委員が選任されましたので、直ちに各委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、議会広報編集委員会委員の皆様には、本会議及び全員協議会終了後に第4会議室において委員会を開催しますので、お集まりをお願いします。

ここで、暫時休議いたします。

(午後 2時48分)

○議長（富永創造議長） 再開いたします。

(午後 2時59分)

○議長（富永創造議長） ただいま議会運営委員会及び議会広報編集委員会が開催され、正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

議会運営委員会委員長に藤井源喜議員、副委員長に熊田宏議員、議会広報編集委員会委員長に梅宮美和子議員、副委員長に藤井源喜議員。

以上で報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（富永創造議長） ただいま藤井源喜議員、堀井成人議員から、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件

○議長（富永創造議長） 日程第16、これより白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番、藤井源喜議員、13番、堀井成人議員の退場を求めます。

〔14番 藤井源喜議員、13番 堀井成人議員退場〕

○議長（富永創造議長） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（富永創造議長） お諮りします。藤井源喜議員及び堀井成人議員の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、藤井源喜議員及び堀井成人議員の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することに

決定いたしました。

ここで、14番、藤井源喜議員、13番、堀井成人議員の除斥を解きます。

〔14番 藤井源喜議員、13番 堀井成人議員入場〕

◎日程の追加

○議長（富永創造議長） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員が欠けました。

お諮りします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願いたいと思います。

◎選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙

○議長（富永創造議長） 日程第17、これより選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員には、議長の私と堀井成人副議長を指名します。

お諮りいたします。ただいま私と、私が指名しました堀井成人副議長を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、私と、私が指名しました堀井成人副議長が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選しました私と堀井成人副議長が議場におりますので、本席から矢吹町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（富永創造議長） 日程第18、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員長及び議会広報編集委員会委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富永創造議長） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休議いたします。

（午後 3時02分）

○議長（富永創造議長） 再開いたします。

（午後 3時10分）

◎副町長挨拶

○議長（富永創造議長） 鈴木副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

〔副町長 鈴木一史副町長登壇〕

○副町長（鈴木一史副町長） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、退任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

私は今月末をもちまして、副町長の職を辞することとなりました。令和6年4月からの2年間、議長をはじめ議員の皆様、そして、多くの町民の皆様には多大なるご指導を賜りましたこと、まずは心より厚く御礼を申し上げます。

振り返れば、令和6年3月11日、この議場において副町長選任の同意をいただき、皆様の前で町長を補佐し、矢吹町の発展のために全力を尽くすと固くお約束をいたしました。あのときに緊張し切っておりまして、その姿が皆様には大変頼りない印象を与えたのではないかなというふうに自分でも思っております。しかしながら、皆様の温かな支えによりまして、何とか今日という日を迎えることができました。

この2年間、決して平たんな道のりではありませんでした。就任当初に職員の不祥事が起こり、また、町の重要プロジェクトの見直しへの対応など、組織として、また、町として極めて困難な事態に直面することもございました。こうした局面において、私は常にこの議場を矢吹町の未来を決める真剣勝負の場と捉えておりました。議員の皆様と正面から議論を戦わせ、その鋭い問いかけに対して真実を尽くしてお答えできるよう町長答弁の練り込みに心血を注いだ日々は、私の誇りでございます。

こうした一つ一つの事態に対し、迷いながらも歩みを止めることなく向き合い続けることができましたのは、ひとえに、何より私を信じ、副町長として導いてくださった町長のおかげでございます。困難な難題を前に、町長と苦楽を共にし、一歩ずつ進んでこられたことは私にとって何ものにも代え難い学びとなりました。また、私の指示に実直に応え、共に汗を流してくれた課長をはじめとする職員の皆さんの支えも忘れることはできません。

一生懸命に取り組んでまいりましたこの2年間を振り返りますと、あの日、皆様と交わした約束は、私なりには達すことができたというふうに感じております。

4月からは新体制となりますけれども、私に賜りましたのと同様の、あるいはそれ以上の厳しくも温かいご指導を新副町長、そして、町政に賜りますよう切に切にお願いを申し上げます。

私は福島県庁へと復帰いたしますが、この議場において皆様と議論を重ねた日々は、私にとって大きな財産であり、矢吹町で得たこの現場の重みを常に忘れることなく、これからの職務に邁進してまいり所存です。立場は変わりますが、これからも一番の応援団として、町の限りない発展と皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

○議長（富永創造議長） それでは、私から一言お礼の言葉を申し上げます。

本定例会を最後に県に復帰されます鈴木副町長におかれましては、2年にわたり矢吹町発展のためにご尽力いただきました。議会を代表いたしまして、心より感謝申し上げます。

今後は、健康には十分留意され、県に復帰されましても、ご活躍されますことをお祈りし、お礼の言葉いたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（富永創造議長） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、議員控室において、3時30分より全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いします。これにて第452回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 3時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 7 月 29 日

議 長 富永創造

副 議 長 堀井成人

前 議 長 藤井源喜

前 副 議 長 堀井成人

署 名 議 員 三村正一

署 名 議 員 鈴木隆司